

マオーレル(紀元一千二百九十年より全三百六十一年迄)あり彼の常お説教を以て衆人に神の恩典を現はせり。

第五項 同生の兄弟(黨名)

この黨の目的も左程神の朋友の目的と異ならず而してこの黨の第十四五世紀に至りて始めて盛大ありこの黨の正しき行爲を重んじ聖書を研究し又基督教の爲に働くべき熱心を懐き處々お集まりて借お住居せり而れどもこの黨の會僧と異なりて堅き約束を爲さず唯だ人々の意お適せて加入すること爲せり固より男女の區別を爲し同生の兄弟あり又姉妹もありたりこの黨の古人の有益なる書を贈し子女の教育の爲に働けりこの黨中に有名なる者のトマス・ケンピスなり紀元一千三百八十年より全四百七十一年迄彼れ廿一歳の時山中に入りて終身その黨の住宅に滞まり自ら種々の書を著はせり其中に就て一の尤も著名ある書あり即ち「キリストにお倣ふ」と云へるもの是なり古來聖書を除くの外本書の如く徧ねく民間に行われしもの一としてあることありトマスに亞く者をウエッスル(紀元一千四百廿年より全八十九年迄)とす彼の少年の時よりト

マス・ケンピスの知友にて諸邦の大學にお遊學し神學を修め又希伯來語希臘語お達せり常お僧侶よりも聖書を重んじ聖書の研究すべきことを主張し又教會の儀式よりも救を求むる熱心と活潑なる信仰の必要を教へり自ら教會にお反對する心なきも右の如き説を擴張するを以て大にお改革の準備を爲せり。

第五章 此の時代の終りよ至るまで教會の情況

上にお陳述し如く教會の中にお早くより誤りたる説過てる風習行はれたりしが中世の間にお其惡事の益々熾んある耳おらず愈々その根を堅くして教會の之が爲にお衰頽お歸せり若し大改革の舉なかりせば恐くは全く顛覆して再び恢復すべからざるお至りしならん。

〔第一〕惡しき教義、種々の誤りたる教義の爲にお基督教の精神の殆んど湮滅して見るべからざるお至れり已下將に四箇條を擧て其理由を説明せんども

(其一)聖体の事 化体説の爲にお晩餐禮の精神の大に變化を來せり即ち僧侶の奇跡を行ふ能力ありて晩餐禮の麵包と葡萄酒をキリストの貴き血肉と變化し信者にお代りて犠牲を神に獻ぐる能力ありとの説を爲してより僧俗の區別



益々廣くなり又僧侶の世話を受けざる者の救を得ると能はずとの説も隨つて熾んぶ行はれたり蓋し想ふ一般の信者がキリストの死を紀念するの代理として僧侶の聖体を祝ふを以て信者の爲す神の恩恵を求むるの方便と爲せるものなり。

(其二)救道の事 神の恩恵とキリストの全き贖と信者の信仰および自由の全き救を受くるの救やうやく衰へ夫易ゆる信者の勳功およびよりて救を受くべしとの説流行せり即ち洗禮およびよりて前罪を潔められ而してその受洗の後ち再び罪を犯せし者の己れの勳功と教會の儀式と僧侶の周旋とによりて其罪を贖ふべきことを教へり是故に一般の人民の教會の儀式によりて必ず救を受くべしと思込み義を慕ふ熱心ある者の斷食またの苦行等およびよりて救の望みを堅くせんと思へり。

(其三)マリア及び聖者を敬ふ事 過度にマリアを敬ひ「天の女王」「憐愍の母」「罪人の助け」なりと云へりマリアおよび古の有名なる聖者を敬ひマリア及び聖者の周旋およびよりて神の恩恵を受くべしと思へり。

(其四)宗教お就ての説 當時宗教と云へば其身寺院に入りて獨身と爲り苦行を修むるとなるべしと思へり又その如く之の上等の救および下等の救の區別を爲せり蓋し一般の信者の教會の儀式を守り僧侶の世話およびよりて漸く天國に入ることを得べきも未來の榮光と報賞を受くべき者の唯だ山僧と會僧のみなりと思へり。

(第二)法皇の壓制 法皇の權力の第十三世紀より漸く衰へ此の時代に至りての十三世紀の如く諸國の政府に干渉するの權力あかりき然れども尙ほ知惠の自由を奪取りて人民を束縛するの權勢ありたり。

(第三)法皇の貪婪 法皇の驕奢の爲す諸教會より重税を取る耳ならず多くの賄賂を取りて大監督を首め監督および寺院長をも撰舉せり特にお伊太利のロマに近ければ屬々賄賂を以て英吉利獨逸等の監督寺院長および牧師と爲る者あり然るお其英國および獨逸の監督牧師と爲るお必ず其國語を知らざれば一日も其の職務を成し遂ぐると能はざれば躬自ら任國お赴くとかく唯だ代理を遣はして其給料のみを取れり之より先きおの皇帝國王および華族等に賄



賂を贈るを以て監督と爲り牧師と爲る者ありしが、グレンエリー七世の其惡風を  
 改革したれども、其惡風やうやく一變し、今の法皇の賄賂を遣るを以て、教會の役  
 員と爲るの惡習を醸生し、之を爲る教會の大衰へたり。この惡風の第十四世紀  
 より賄賂を取る耳ならず、數人より賄賂を取りて同一の職務を予ふべき約束を  
 爲せし事あり、此の如き惡事の段々増長して、通常の賄賂を取るを以て満足せず  
 更なる莫大なる賄賂を得るゝあらざれば、一旦約束せし事柄も忽ち之を破るに至  
 れり。

〔第四〕法皇の不行

第一章に述べし如く、此の時代凡そ二百年の間、  
 最も惡逆暴戾なる法皇少くならず、乃ちアウインマンの法皇が驕奢と不行と  
 を以て大なる耻辱を得たるが如き、又第十五世紀の初頃、法皇たりしジョン  
 三世の特々惡人ありし、又同世紀の終頃、位在りしアレキサンダ六世の最も  
 甚しき惡人ありしが、如き是あり、然れども、其中に往々良き法皇もありたれども、  
 宗教上の事を顧みずして、美術を勤め、學問を獎勵して、眞理を現のさんと欲する  
 心ありたり。

〔第五〕謝罪併に喜年

第七時代の第三章第二項の條下に於て、聊か謝罪の  
 起源を説明せたりしが、此の時代に至りて、公けお其謝罪券なるものを販賣する  
 お至れり、是れ蓋し法皇が驕奢の爲に、莫大の金額を浪費すを以て、財政上大に不  
 都合を生じ、之が爲に種々の方法を案出し、如何にもして巨金を得んと思ひ、己れ  
 の耻辱を忘れて、遂に是の謝罪券を賣捌くに至りしあり、又紀元一千三百年にホ  
 ニフェス八世の始めて喜年あるものを設け、此の喜年の中、一たびロマに参詣  
 し、十五日間大會堂にて祈禱する者の至き謝罪を得べしと約束せしかば、衆人四  
 方よりロマに集ひ來りて、禮拜を爲せり、原來この喜年の一百年ごとく、一たび行  
 ふべき預定ありしが、衆多の参詣人の爲に、莫大の金錢を儲けしを以て、忽ち惡心  
 を起し、屢々この事を成さんと欲すれども、名義なき舉動の人々之を信せざれば、  
 外部の人を憐むの狀を呈し、其中間を五十年に減縮せり、其後、ち十五年を  
 とし、此の喜年を設くるお至れり、之に依りて、法皇の金銀山を爲し、大に富有を極  
 めたれども、或の謝罪を買ひ、或のロマに参詣するを以て、一切の罪障を赦さるべ



しどの妄説大を行のれ之が爲一一般人民の信仰も品行も頓衰へたり

附言

當時教會の衰退せるを憂ひて改革の必要を感ずる者多く之れあれども何人も僧徒の怒りを怖れて改革を企つる者あるとあし又前も述べし如く當時の神學者の大會議を開て法皇の分離を止めたれども教會の惡しき教義の勿論僧侶の惡風をも改革すると能はざる耳ならず大會議を散解してより其惡風は却て益々甚しきに至りしあり是の時方りて「神の朋友」また「同生の兄弟」の如き徒相起りて眞正の信仰を教へたれども彼等の教會を改良する程の權勢なし又ウイクリフ及びホッスの如き豪傑輩出して改革説を唱へたれども是亦大改革を起すと能はず其他イラスマスの如き大學者ありて嚴しく僧侶の惡風を非難したれども彼れ亦決して大改革を起す程の大膽あるとあかりしなり然るも此の際一寒僧の熱心によりて衆人の企て得ざりし所の大改革を起すに至れるとの誠奇怪と云ふも愚かなる事どもなりき想ふ第十五世紀の腐敗の甚るる情況の羅馬教徒と雖も信じて疑はざる所あり

れは現今羅馬教の有様第十五世紀の有様との大異なるものにて是の如く彼の教義に至るまで變化を生じ影響を及ぼしたるもの之を間接ナル事業の歸せざるべからず

第九時代 大改革の時代即ち第十六世紀(紀元一千五百

十七年より全六百年まで)

大改革より今日までを教會歴史の近世と云ふ其近世の事蹟成就の本史に記載せんと欲する箇條少からざれば已下方か一世紀づゝ、區別して詳述すべし

第一章 普通の歴史

基督教會史を編述する方りて因各國普通の歴史を序述せんと欲す已下方か大改革の初の時代歐洲各國の情況を述ぶべし

〔第一〕法皇レオ十世紀(紀元一千五百十三年より全廿一年まで) レオとフロレンスの有名なるメテナーの子にして十三歳の時「カルデナル」の位を昇しが宗



教上の學を修めず神學を研究せずして専ら拉丁語希臘語等の古文學を調べ又美術等も上達せり羅馬小立派ある家屋を建築し平素詩人文學者又ハ美術家等を招集めて巨多の金錢を散し驕奢を極めて日夜樂めり之に依りて其品行の甚だ方正ならず嘗て法皇お撰ばれし時甚だしき淫亂を行ひしを以て病毒常お絶へずと云ふ又法皇と爲るお及んでも教會の事を顧みず二人の甥の力お籍り己れの奢慾を肆ふせんが爲お専ら金錢を聚むるとお盡力せりされば其驕奢を極めしとの幾分か大改革を起さしむるお直接の干係を有するものなり斯く法皇の成るべく重税を取り又高位お上進せんとする望みある者より多の賄賂を取り又た十字軍を起すべき狀を爲して特別の重税を取り其他謝罪券を賣り拂ふを以て巨多の金額を儲蓄たりと雖も悉く費し竭し且つ巨多の負債を遺しみる耳ならず甚だしき其死せし時葬儀の費用を償ふべき餘金もなかりしと云ふ

〔第二〕皇帝ナヤールノス五世(紀元一千五百十九年より全五十五年迄)前に述べし如く西班牙の二國王および女王の婚姻に依りて始めて一致するに至

れり而して其夫婦の間に一人の女子を擧げたりしが成長の後ち埃地利帝の皇子お嫁して一男兒を擧げたりナヤールノス五世是れなり彼の父の後ちを嗣ぎて埃地利王と爲り又た母家の後ちを嗣ぎて西班牙和蘭南部伊太利の王と爲り猶且つ西班牙に属する亞米利加めても廣大なる領地を有せり其後ち皇帝の位お登り榮光を以て大國を統御したれども自ら宗教を重んずる心なければ況して篤き信仰も之れおかりしかり唯だ其版圖を保護し國權を擴張せんとするお全力を盡し自ら以爲らく若し夫れ宗教上爭論等の起るとあらば恐くハ我が領國の分裂を生せんも未だ測るべからずとて成るべく其改革を遮止んと思へり法皇も亦た大會議を開き幾分か教會の惡風を改良するを以て此の烈しき爭論を止めんと思へり

〔第三〕發明并お發見、却説この改革の起りし時代の特別お一般人智の發達進歩せし時代お已お前お述べし如く第十五世紀の中葉お活版の發明おる耳おらず古代ギリシヤイタリヤ學問の復活せしを以て歐洲全土の文學の大お進歩せり又た同世紀の終頃お至り二個の出來事を以て地理學の大お開發せ



り(其二)の紀元一千四百九十二年に彼の有名なるコロンブスが西班牙女王イザベラ五世の叔母の好意によりて亞米利加洲を發見せし事はあり當時地球の全半の未だ歐羅巴人の夢おだも見ざりし所るありしが今この新地を發見するを以て人智大に開けり第十六世紀に至りても猶ほ亞米利加を探索し専ら殖民地を置くこと力を尽し西班牙人を首めとして英佛人も熱心力を尽せり其(二)の紀元一千四百九十七年カマと云へる者葡萄牙王の命を受けて航海し喜望峯を経て始めて印度に至り新商業の道を發見せし事は是なり是等の事よりて開港も商業も大に開進せるに至りたれば縱ひ大改革の一事を取り除くとも第十六世紀の初年頃最も繁雜ある最も著名ある又最も歴史上大書すべき時代なれば之を教會歴史上近世の初めと稱するに至れり是の如き著名の時代なるも改革の最も欲くべからざる一大事業と謂ふべきなり

〔第四〕天文学の進歩

この改革の起れると同時に眞誠の天文学も亦大に開發せり即ち波蘭國のニコルニウス(紀元一千七百十三年より全五百四十二年迄の研究よりて眞誠の天文学の大進歩せるなり是より先き當時に至るまで一般人民の勿論學者と雖も咸く天動説を主張したりしが氏の舊來の頑見を覆破して全く之と反對の説即ち我儕が住する地球の唯だ一個の行星にして日夜恒星の周圍を循環するものなりとの地動説を發明して始めて天文学の基礎を据えたり

〔第五〕美術

同時代に於りて美術も亦大に進歩せり特に伊太利にての同時二人の最も有名なる美術家輩出せり其一人をアングロー(彫工)と云ふ紀元一千四百七十四年より全五百六十四年迄他の一人をラツフェル(畫工)と云ふ紀元一千四百八十三年より全五百廿年まで此の二人の油繪を描き石像を彫刻するも最も妙を得たり又大會堂を建築するに高名の人あり

第二章 獨逸國の改革

第一項 獨逸國の情况

是れ亦た前記陳述せし如く第十世紀より獨逸國王の皇帝の尊爵ありて中世の間おの幾分か伊太利全國の政治に關涉する權ありたれども其實の獨逸國の帝たるも過ぎざる耳ならず其の獨逸國に於てすら尙ほ至權をかりしあり何とぞ



れバ當時獨逸國の四分五裂して幾何かの小國と爲り其大小各國の支配人即ち王と云ひ侯と稱するもの専ら本國の政權を掌握し本國の興廢存亡の己れ一人の司を爲る所にして皇帝ハ干係せざるもの、如し且つ各國の君主ハよび華族等の大會議あり又皇帝を撰舉する風あり乃ち七人の重立たる者國王四人監督三人の皇帝を冊立するの權威を握れり又前陳の如く古代學問の復活せし時獨逸の學者ハ伊太利の學者と異ありて躬自ら眞理を求むる眞心を以て其學問を研究したれどもこの學者の中ハ大改革を企つる程の膽畧ある者なかりしが大改革の起るを見て之を賛成する者甚だ多く又貴族の中にも平民の中もマの壓制を忌嫌ハ大ハ本國より羅馬ハ重税を出すとを慨嘆ハ本國の教會をして獨立せしめんと思ふ者亦た少からず夫のみならず彼の「神の朋友」また「同生の兄弟」等の獎勵によりて活潑なる信仰を重んじ教會の儀式自己の勤勞よりも寧ろ神の恩恵の貴重すべきことを信する者甚だ多し特ハ獨逸人の原來他國人よりも神を敬ハ宗教を重んじ眞理を求むる精神に富たり當時歐羅巴西部の諸國即ち西班牙葡萄牙英吉利佛蘭西等ハ於てハ亞米利加を發見し新地を搜索し專

ばら商業貿易等ハ全力を盡せりと雖も獨逸ハ原より港ありければ右の如き商業ハ左のみ力を盡さいれば地理學の開進ハ於てハ毫も榮譽を得ざれども神理學を改正するを以て大事業を爲し之ハ依りて大ハ名譽を博せり然れば獨逸に於て改革を賛成する者頗る多けれども其改革を實行する者の果して何人ぞル一テルを除て他ハ其人あるを見ざるあり

第二項 改革の起るより以前ルーテルの履歷

〔第一〕其幼年 氏ハ紀元一千四百八十三年十一月十日を以て獨逸國のサキソニハ生れたり父ハ原來農夫なれども常ハ鑛山にて銅を掘る工人と爲り日々力を盡して働けども其生計ハ極めて貧困ありしが其後ハ幾分か豊カハ生計を營むハ至れり而してその行爲の最も義きを以て地方の人々ハ愛せられ且つ其支配人の好意を得たり又彼の活潑なる信仰を以て神を信じ正しき行爲を重んじ其子を教育するも此の精神を以て自ら導けり又羅馬教會の教義ハ反對する心なかりしかども會僧の奢慾あると懶惰あるとを見て常ハ嘆息せずと云ふとなし適々長男を擧げたれば出産の翌日を以て洗禮を受けしめたりしが當日



の彼の有名なるマルチンの祝日あるを以て其子をマルチンと名附たり是れ於  
 て氏の幼年の時より小學校に入りて勉強したれども生憎當時田舎の小學校師  
 の自ら真正の教育法を知らざる耳ならず常々猛惡邪見おして他人の子女を教  
 育せり是故お氏の毫も惡事を爲さざるも嘗て一日の中お十五回鞭たれたり  
 云ふ父の益々教育の一日も忽せおすべからざるを知り其生計の甚だ貧困ある  
 にも拘はらず氏を隣邑の中學校お入りしめたり然れども全く氏を校内に寄宿  
 しめて月謝を支拂ふと能はざるを以て氏の他の家より通學し毎朝その家を出  
 て學校お往く途上自ら詩歌を誦ひつゝ他人の門前お立ちて物を乞へり時おコ  
 ッタと云へる商人あり其妻氏の詩歌を吟するを聞て大お悦び且つ氏の熱心お  
 感動し爾來氏を自宅お舎らしめて厚く世話せり又氏の少年の時より農夫また  
 の田舎漢と交はりたれば其人々の中お通用する言詞を熟知せる耳ならず能く  
 其人々の意思感情を曉りたるを以て後ち説教を爲し或の書を著し大お一般  
 の人心を感動せしむる著しき能力ありたり

〔第二〕其教育、氏の十八歳おして其地方の有名ある大學に入り廿二歳おし





像肖子天一為



て卒業せり其際拉丁語希臘語および理學を學びたり右の如く普通科を卒業してより其父の望みお任せ更ニ法律科へ入れり其嘗て大學に在るや廿歳の時初めて聖書を讀むを得たり即ち日曜日ごとに必ず會堂へ詣りて聖書の朗讀を聞きたれども其箇所甚だ少かりしが氏の這般始めて全聖書を讀むの榮を得たり拉丁語の譯書よりて是の時方りて自ら聖書を研究し教會の教義の甚だ不完全なるを曉りたれども未だ其教會を反對するの思想とていなりしあり

〔第三〕會僧と爲りし事、是の時氏の大ニ學問を進みたれば法律者と爲るを以て大ニ榮譽を得大金を得るの望みありたれども是より先き嘗て救の事お就て聊か考案する所あり且つ休校の際家へ歸るの途次過つて傷を蒙り殆んど生命を失はんとするの危きを見て中心益々安からず又その後ち愛する朋友が俄かお死せしことを聞くお及んで大に悲しみ夫より未來のと及び死の近きを考へて不安心の念胸臆に充塞れり又全年六月某の日嘗て旅行するの際霹靂一發忽ち大雷鳴お遇ふて自ら首を俯し必ず會僧と爲るべきことを誓へり之お依



りて翌七月寺院に入りて會僧と爲れり父の之を聞きて大に悲み氏も亦た父の  
 所望倍々しとを憂ひたれども會僧と爲るべきとの必ず成すべきとなりと斷  
 念して遂ふその寺院止まされりさて此の寺院の管てアウグスタンの母の建築  
 する所されば相當に其寺院なれども其會僧の財産赤きを以て毎朝市邑を出  
 て食物を乞へり特小氏の會僧と爲りて最も賤しき業務を取りたり即ち會僧の  
 爲小市邑を出て諸物品を購求め或の院中の拂除を爲せる等の如き是あり又毎  
 日一定の時間を以て祈禱を爲し又その寺院にて神學を修め聖書をも研究し廿  
 四歳おして始めて接手續を受けたり。

〔第四〕救罪を求めし熱心、青年の時より品行方正にして正義を求むる  
 精神ありたれども常己れの品行の不完全あるを曉り又神の恩惠の洪大ある  
 を知らざるが爲不安心せざると未だキリストの恩寵を味へしとあきを以てキ  
 リストを嚴格ある大判事の如き者なりと思ひ自己の功勳を以て罪惡を贖はざ  
 れば其の審判を免るゝと能はずと思ふて大に憂ひ悲めり氏右の如き想考を  
 以て遂に寺院に入り悉く世上の富貴名譽を棄つるを以て罪の赦しを受けんと

思ひ夫のみならず嚴かある斷食若くは苦行を爲して己れの救を全ふせんと思  
 ひしあり然れば殆んど死せんとする迄斷食と苦行を爲したれども毫末も安心  
 すると能はず其後氏氏が救を受けてより人お語て曰へるおれ我れ嘗て寺院お  
 在りし時罪を悔み神の怒りを怖るゝを以て時として地獄の如き苦患を爲せ  
 りと右の如き苦行を爲せる時その寺院お一老僧あり頻りお神の恩惠を教へて  
 大お氏を慰めたり又その地方の諸會僧を管理せるストツピツと云へる者も神  
 の慈愛と仁恤とを教へて大お氏を慰めたり又ストツピツの勸告およりて聖書  
 を研究したれども固より註解なきを以て其意味を十分お解すると能はざりし  
 が日夜間斷なく其約束の深意を考へ漸く義人の信仰およりて活くべしとの詞  
 お感じ且つその詞の深意を案得て神の約束を信じ直ちお己れの身を神お獻ぐ  
 るを以て始めて眞個の安心を得たり。

〔第五〕大學の教師と爲りし事、サキソニ侯フレデリックの皇帝を撰舉  
 する權威ある七人中の一人おて天性聰明睿智なるを以て「智者あるフレデリッ  
 ヲ」と云へる綽號を得たる耳ならず自ら熱き信仰を有ち學問を重んじ紀元一千



五百二年、其首都ウイッテンベルグに於て大學校を創設し、大、真誠の學問を獎勵せり。是の時に方りて侯のストツピツより氏の名譽を開き、全五百九年を以て大學の教授を補せり。氏の王の招きを受けてウイッテンベルクの或る寺院に移り、其身の寺院に住しながら教師の務を爲し、又その地の會堂にて説教を爲し、深く神學を研究せるを以て神學博士の位を得たり。然れども氏の始め臆病なれば、公衆に向て説教することを畏懼たれども、衆人の依頼に應じて熱心自家の信する救道を宣傳へ、又た特活潑ある説教を以て聖書の奥意を解明せしが爲る。毎席衆人群り來りて聞かずと云ふとあし、是に於て時々連日説教せしとあり。其の説教の多く羅馬書および加拉太書を解明して福音の律法と異なることを教へ、又神の恩恵および自己の勳功なくとも専ら信仰および至き救を受くべきことを教へり。氏の始めオールの説教及びアウグスタンの説を調べ、この二人の引誘およびよりて大に進歩したれども、恐くこの二人よりも詳しく救道を曉るに至れり。蓋し氏の使徒パウロと同様ある經驗あり、又パウロの如き勳功を以て救道を求め而して後ち神の恩恵およびよりて至き救を受くべきことを感じ、爾來活潑なる信仰を以て使徒パウロの説を衆人に宣傳へたり。

〔第六〕羅馬に到りし事、紀元一千五百十一年、或る寺院の用度にて羅馬に到り、數箇月の間滞留して親しく其教會の情況及び法皇の政治を目撃せり。然れども氏の一般の僧侶と異なりて自ら聖書を研究し、神恩に感謝し、活潑なる信仰ありて已に業に安心を受けたれども、敢て法皇に反對する心なく、却て大にマ教會と法皇とを尊敬する者あれば、遠國より始めて羅馬に來り自ら

腕を雙手を舉げて嗚呼、羅馬よ聖都なる哉と稱賛せり。又羅馬にて諸會堂を巡り、到る處にて自ら祈禱せり。蓋し其意の氏親等の已に死したれば、この聖都にて自ら祈禱し、其の愛敬する親等を煉獄の苦難より拯出さんと思ひしあり。然れども氏の之を以て満足せず、又眞の喜悦を得ず。嘗て羅馬に石階あり、傳へ云ふ此の石階の本ピラトの官廳に用ひたりしものにて、ピラトの此の石上にお坐してキリストを吟味せり。此遺傳の全く偽はりあるにも拘らず、之を信する者、其石階を聖物と思ひ、若し自ら跪きながら此の石階に攀ぢ上る者、必ず神より賞報を受くべしと、是故に氏も亦たこの風習に従ふて石階を攀ぢ上りしが、其際偶然



義人之信仰よりて活くべしとの詞を思ひ出して大に苦行の益なきことを曉り、夫より羅馬の僧侶の驕奢と放蕩とを視て法皇を敬ふ精神も大に衰へたり其他僧侶が聖体を祝ふ時彼等成るべく忙しく此の禮式を爲して大に氏の熱心を動したり蓋し氏の聖体を祝するの深意に感ずる心を以て此の式に與かりたれども彼等の其式を行ふを以て己れの糊口を凌がんと思ひ躬自ら身も心も感ずる所あかりしなり是に於て彼等氏に語て曰く汝が一たび聖体を祝ふ問わ我儕は七たび此の禮を行ふと又その僧侶の無學の人を侮り人々が眞の信仰を以て聖体を祝ふ時あも彼等の正しき詞を易へて態々愚かある詞を用ひたり又彼等の獨逸人を輕蔑する風ありたれば氏の益々その僧侶の惡風を反對する精神を起せり

第三項 改革の起源

〔第一〕謝罪券の販賣、謝罪の事、已に前回於て述べたれども此の惡しき商賣の大改革は直接の關係を有すれば更に詳説せざるべからず抑も羅馬教の教よる何人亦依らず凡そ自ら犯せし罪惡の必ず僧侶に懺悔して其赦し

を受けざるべからず爾らざる者の縦ひ未來地獄の刑罰を免るゝことを得るとも煉獄の懲戒を免るゝと能はざるを以て或は此世にての過代をさし未來おての煉獄の懲罰を蒙らざるべからずと爲せり而して其過代との元來斷食またの特別の祈禱を爲すが如き事なりしかども中世に至り過代が易ゆるは贖罪金を上ぐる風習やうやく起れり惟ふ此の贖罪金の如きは目も睹ゆる悔悟の標たるは過ぎざれば本心より其罪惡を悔改むるは非ざれば益なかるべし唯それ本心より罪惡を悔改むる者のキリストの恩澤によりて過代も煉獄の懲めをも免るゝことを得べきなり然れども法皇の人々が本心より其罪惡を悔改むると否との如きに至りては固より頓着する所あらず其の目的は贖罪金を多く食らんとするの一點あれば頻りに贖罪金を献ぐべきことを屬まし且つ之を大事と爲し悔悟を小事と見做せり是故に法皇の使者と爲りて此の謝罪券を施す者の威く商賣的の野心を以て成るべく賣上高の多からんと欲し人民に向つて謝罪券の功能を説けども本心悔悟の事を説かず唯だ贖罪金を献ぐる者の必ず罪を赦さるべきことを教へ又何人おても死人お代りて贖罪金を献げ罪の赦しを求むる



者の其の愛する親戚朋友を鍊獄の苦患より拯出すを得べしと云て頻りお謝罪券を販賣せりさて何人ふても直ちお金錢を拂ふて其謝罪券を手お握れるや彼等其人お語りて汝の愛する親戚またの兄弟の靈魂の今ま已お鍊獄の甚しき懲めを脱れて天國の幸福お入ることを得たりと云て厚顔おも愧づる色なく益々その商賣を盛大おせり特おこの時代の法皇のロマおてペテロの大會堂を改築するお莫大の金額を費やせしを以て使者を諸方お遣はし盛んお此の商賣を爲さしめたりされば其使者の大ある赤十字架と法皇の權力の符標とを以て諸國を巡廻し到る所る會堂の中お入り十字架を祭壇の前お樹立て鐘を鳴し衆人を招き集めて日々説教を爲し謝罪の有益おして飲くべからざることを説き謝罪券の購ひざるべからざることを感せしめて許多の謝罪券を賣り附たり其説教者の言お云く汝等如何ある罪を犯せしも些少金錢を以て全き救を得また汝等を産みたる親等も今お鍊獄の苦刑の中お沈みたれども此の謝罪券を購ふ時の汝等が愛する親等を其苦刑の中より脱がれしむることを得べしと特おサキソニおてテツツルと云へる者お己れの廉耻を忘れ之お就て非常の惡しき商賣を爲せり

〔第二〕ルーテル自家の説を陳べし事、當時この惡しき商賣によりて獨逸國の金お多くロマお散せしことを憂ふる者多く又この謝罪券を恃みて罪を犯す者の多きを嘆く者少からず然れどもこの商賣お反對する者お必ず法皇の怒りに遇ふべしと云ふを以て何人も公けお此の商賣お反對を試む者おかりしなり却説ルーテルの當時教會の牧師と爲りて久しく其商賣の甚しき結果を目撃したれば如何おしても黙々に附するお忍びす于茲紀元一千五百十七年十月卅一日を以て自家の意見を調めてウイツテンベルクの會堂の門扉お張り出せり蓋し當時神學者の中お自家の説を調めて會堂の扉若くは市の門に張り出し其説お就て反對者と公けお議論を爲すの風諸方お行はれ特お大祝日お其事を爲すの風ありたり而して十一月第一日お恰も大祝日お當るを以て氏お預め其前日を卜して斯く爲せしあり其意見お拉下語を以て九十五箇條を記せり其畧お云く羅馬法皇の未來の懲罰を免がれしむる自由を與ふると能はず法皇お限らるゝ一般の牧師と雖も罪を悔改むる者に罪の赦しを言認はす權あり又僧侶より罪の赦しを得るよりも寧ろ義しき行爲を以て罪を悔改むる精神を起すとの最



も大切あり教會の眞個の財産のキリストの恩深き福音も過ぐる者あるとなし  
 若し法皇をして當時社會を行へる、惡しき商賣を見聞せしめば必ず是の如く  
 己れの群の羊を滅す奸商を爲さざるべしと右の如く氏の法皇も教會も反  
 對する心なく唯だ法皇をして謝罪券濫賣の惡しき結果を見せしめば直ち之  
 を廢するならんと思へるあり氏の其意見を會堂に張り出すと同時其地方の  
 監督も右と同様の書を贈りて右の如き惡しき商賣を速かお止めしめんとを  
 請求せり其監督の相當に學問を進みたる者あればも皆て許多の賄賂を以て其  
 職務を得たるも爾來その職に在りて驕奢の爲に大金を費せしと天性貪婪ある  
 と又且つ右の惡しき商賣より得る所の利益の半部を得るとを以て氏の依  
 頼の如く其商賣を止むることを欲せざるありルーテルの其翌日大祝日に當りて  
 説教を爲し公衆に向てキリストの恩恵に依頼すべきを教へ又法皇の謝罪を目  
 的として罪惡の悔改めを遅延べからざることを示せり、

〔第三〕ルーテルの心の進歩、前陳の如くルーテルの謝罪の販賣に反對  
 して自家の意見を陳述しとの實に大改革の起源と云ふべし是の如く其起源の

微々として勢力あき小果の大木に於けるが如し氏の初め教會の教義をも法皇  
 の政治をも非難する心あるも非ず唯だ一の惡しき商賣を見て之を非難せし  
 み況して其説を述べし時に方りての毫も羅馬教より分離して自ら新教會を設  
 立するが如き大事の夢にも想見せざりしからん又氏の右の如き説を吐露して  
 一般人民を激動せしむるの念おければ唯だ神學者の爲に拉丁語を以て其説を  
 述べしあり然るも氏の預想外にも忽ち大争論を惹起せり即ち當時法皇の壓制  
 にお反對し右の如き惡しき商賣を見て深く慷慨心を懐ける者甚だ多けれども彼  
 等の自己の名を以て惡しき商賣を非難することを怖れたれば唯だルーテルの説  
 を以て諸方お主張し且つ之を獨逸語に譯して二週間の中お諸方お散布したれ  
 ば也是に於て彼のテツツル及びエツツの如き神學者の大お氏の説に反對する  
 議論を述べて痛く之を攻撃し且つ其謝罪の有益なることを主張せり氏のその反  
 對論に答へ又自家の説を堅固する爲に益々聖書を研究し併せて法皇の權威  
 の因て以て出づる土臺をも調べり却て法皇の初め之を聞て唯だ會僧等の争論  
 なるべしと思ひ或の酒に酔狂せる獨逸人の説のみと思ふて毫もその説お意を



も大切あり教會の眞個の財寶のキリストの恩深き福音も過ぐる者あるとなし  
 若し法皇をして當時社會お行ひる、惡しき商賣を見聞せしめば必ず是の如く  
 己れの群の羊を滅す奸商を爲さるべしと右の如く氏の法皇も教會も反  
 對する心なく唯だ法皇をして謝罪券濫賣の惡しき結果を見せしめば直ち之  
 を廢するならんと思へるあり氏の其意見を會堂お張り出すと同時に其地方の  
 監督も右と同様の書を贈りて右の如き惡しき商賣を速かお止めしめんことを  
 請求せり其監督の相當お學問お進みたる者おれども嘗て許多の賄賂を以て其  
 職務を得たると爾來その職お在りて驕奢の爲お大金を費せしと天性貪婪ある  
 と又且つ右の惡しき商賣およりて得る所の利益の半部を得るとを以て氏の依  
 頼の如く其商賣を止むることを欲せざるありルーテルの其翌日大祝日に當りて  
 説教を爲し公衆お向てキリストの恩惠お依頼すべきを教へ又法皇の謝罪を目  
 的として罪惡の悔改めを遅延べからざることを示せり、

〔第三〕ルーテルの心の進歩、前陳の如くルーテルの謝罪の販賣お反對  
 して自家の意見を陳述しとの實お大改革の起源と云ふべし是の如く其起源の

微々として勢力あき小果の大木お於けるが如し氏の初め教會の教義をも法皇  
 の政治をも非難する心あるお非ず唯だ一の惡しき商賣を見て之を非難せし  
 み況して其説を述べし時に方りての毫も羅馬教より分離して自ら新教會を設  
 立するが如き大事の夢にも想見せざりしからん又氏の右の如き説を吐露して  
 一般人民を激動せしむるの念おければ唯だ神學者の爲に拉丁語を以て其説を  
 述べしかり然るお氏の預想外おも忽ち大争論を惹起せり即ち當時法皇の壓制  
 お反對し右の如き惡しき商賣を見て深く慷慨心を懐ける者甚だ多けれども彼  
 等の自己の名を以て惡しき商賣を非難することを怖れたれば唯々ルーテルの説  
 を以て諸方お主張し且つ之を獨逸語お譯して二週間の中お諸方お散布したれ  
 ば也是お於て彼のテツツル及びエツンの如き神學者の大お氏の説に反對する  
 議論を述べて痛く之を攻撃し且つ其謝罪の有盆なることを主張せり氏のその反  
 對論お答へ又た自家の説を堅固する爲お益々聖書を研究し併せて法皇の權威  
 の因て以て出づる土臺をも調べり却説法皇の初め之を聞て唯だ會僧等の争論  
 なるべしと思ひ或の酒に醉狂せる獨逸人の説のみと思ふて毫もその説お意を



注めざりしが漸くその争論の激烈なるを知りて氏をローマに招けり是時方りて氏若し輒すくローマに到らば決して死を免る、望みなかりしかども幸ひハレリック侯の世話により且つ大學校の配意より法皇の使者を獨逸に遣はして氏の説を審査せしめたり然れども氏の使者を怖る、者非ざれば依然として自家の説を固守して動かす且つ法皇の自家の意見を信用せざるべしと思ひ遂に之を大會議に附して其決斷を仰げり又紀元一千五百十九年その近隣の首都なるライプゼツクに於ても議論起り彼のエツクが氏の説に反對して痛論せしを以て氏も亦た之に答へて其事を論せりエツクの説に云く汝の説はホツクの説と左のみ異ならずされバコンスタンヌスの大會議のホツクの説を全く否定したれば汝の説も又た確かに非なるべしと氏之に答へて縦ひ大會議の其説を捨つるも若し聖書に符へば決して棄つべき非ざるなりと云へり其の如く氏の益々聖書に本づける説を主張し神學者にして其説に反對する者を首め法皇の法令も大會議の決斷も悉く之を拒したり特に其翌年氏の獨逸にて書を出版し教會の惡風および法皇の壓制を非難し又彼の化体説を攻撃し且つ

斷食參詣等の無益なるを痛論せり右の如く氏のこの三年の間漸く進歩したり乃ち初めの唯だ一種の惡風のみを非難せしより漸く羅馬教の種々の惡しき教義またの惡しき風習等をも併せて棄つるに至れり

〔第四〕メンングトン、是時ルーテルの説を賛成して改革を成就せしめん

と欲する者甚だ多かりしが其中の最も親しき知己のメンングトンに若くいなし氏のルーテルよりも十四歳若かりしが青年にして大學に入り且つ當時著名の學者ロイシユリンの妹の家を舍りてロイシユリンの親好を受けたり又大學の學問に進み廿一歳の時即ち紀元一千五百十八年ハイツテンベルグの大學に在りて希臘語の教師と爲れり又青年の時より熱き信仰あり其の經驗ハルーテルと異なれどもルーテルの説に感服し自ら希臘語の文學を教授する耳ならず新約聖書の原書を教授するを以て大ハルーテルの譽を賛けたり而して氏の名聲の諸邦に散布せるを以て諸生の遠近より同地を來集する者殆んど二千有餘人に至れりされば此の諸生の遠近より同地を來集する者殆んど二千有餘本國に歸り大に改革を賛けり又氏を以てルーテルに比較するも其の能力と公



衆の心を感動せしむる能力との稍劣れりと雖も學問を以てハルーテルハ優れる者なり然らバ則ハルーテルハ膽力を盡して眞道を教へ悉く反對論者の説を辨駁し氏の親切と學問を盡して仇敵をも眞道ヲ導かんを欲して改革の説を贊成せり又ルーテルハ勳功ハよらず唯だ信仰ハ因りて救はるべき一箇條を教ふるに熱心全力を盡して働きたる氏の聖書の註解を著し神學書類を著述し唯だ一箇條ハ限らずして改革の説を贊けり若しこの二名士が至心全力を合せて働かさしならば實ハ洪大なる事業を爲すことを得べし。

〔第五〕ルーテル教會より放逐せられし事 紀元一千五百廿年六月

法皇ハ更に法令を發してルーテルの説を異端と定め且ツルーテルに對して汝速カハ其異端を棄てざれば教會より放逐し律法ハ循て罰すべしと云へり國帝もその法令ハ從ひ諸處ハてルーテルの著書を燒棄たり然るハ同年十二月十日を以てルーテルハ公然法皇の法令を燒棄つるを以て自ら法令ハ服ハざることを明カハ示せり。

第四項 帝國の會議紀元一千五百廿一年

〔第一〕ルーテルウオルムスに到りし事 ナヤールノ五世が帝位ハ

登りしより這回始めて獨逸ハ來れり帝ハ西班牙人ナレバ固より獨逸國王の事その人民の性質をも知らざる耳あらす宗教を度外視し唯だ己れの權勢を擴張せんとする名譽心のみ胸臆ハ充ちたり帝ハ位ハ即くや直ちハ獨逸國ハ來りしが法皇の使者ハルーテルの事を以て帝ハ以て聞し速カハその異端ハ屬する者を悉く死刑ハ處せられんと上願したれども當時獨逸國の華族中ハ法皇の壓制非道あると教會の惡風とを憂へて幾分か改革を企望する者多く且ツルーテルの愛國心ハ感激し其事の正邪曲直を質さずして獨りハ彼を死刑ハ處すべからざることを堅く主張する者少カラざれば法皇の使者の意望ハ逆ハ帝ハルーテルハ道路の保護狀を與へて帝國議會に招けり是の時氏の知友等ハ氏が會議ハ臨まハホッスの如く燒殺さるべきことを憂へて堅く氏が行を止めたれども氏のホッスの死せりと雖も彼が教ふる所の眞理ハ死せずと云て毫も生命を惜む色なく直ちハウイツテンベルクより馬車ハ乘りてウオルムスハ到れり其途端帝の使者ルーテルハ遇ふてウオルムスハ赴くとの尤も危難を語りたりしハ氏の



之小答へて惡魔の敷のウオルムスの屋瓦の如く多くあるとも必ず我れ往かん  
とて四月十六日を以て恙なくウオルムスに達せり

〔第二〕議會の前よて陳べし事、ウオルムスに到着せし其翌日氏の大會議  
議お出でたり是時方りて全市街の人々の皆てよりルーテルの評判を聞き居  
たれば今回の氏を見んと思ひ各々議場の四圍に群集したれば輒すく本道より  
進む能はざるを以て氏の側道より議場に入ることを得たり却説這般の議會に  
皇帝を首めとして凡そ獨逸國高貴の華族大監督監督および大臣貴族に至るま  
で多くの人々威儀整然として列席したりし時實しき一塞僧悄然として議場の  
前お出でたれば帝の書記の先づルーテルの著書を指して是の汝の著のせしもの  
のありや又汝の是の説を棄つるの意ありやと尋ねし氏に答へて是の如き大  
事の容易を決すると能はず願くは暫時猶豫を假せ我れ能く沈思することを得て  
回答せんとて氏の遂に翌日まで之を就て熟考せりその翌日再び議場を臨み  
昨日の質問に應へて曰く予が著書の中若し聖書に符はざる所あらば願くは之  
を指示せよ予の之を棄つるとお於て客かあらざるべし然れども聖書に符はざる

るとおさふ於て予の斷然之を棄てざるなりと蓋し想ふも縱ひ法皇と雖も議  
會と雖も恐くは誤謬おしと云ふべからざれば聖書に徴して証據なき以上の決  
して其説を非と云ふべからざるあり是は於て彼の書記大に憤り汝の論を聞く  
とを欲せず唯だ汝一言を出して其説を棄つるや否やを答ふべしと云ひける  
氏の自ら可ありと信する所の説の斷じて棄てず願くは神よ我を扶け給へア  
マンと云へり是時滿場の人々の多く氏の大膽お感じ之を稱譽せざる者おかり  
し然れども帝の大お激怒せり

〔第三〕帝國會議の決斷、是時議場お列席する法皇の徒の皆お口を極めて  
ルーテルお反對し彼れ教會お逆らひて甚しき異端を主張する者なれば直ちお  
死刑に處すべしと言ひ募れども帝の猶ほ前日の約束を守りて氏が本國お歸る  
べきを許せり古の言傳ふる所お據れば帝の嘗て前帝がホッスを死刑お定めし  
時滿面紅色ありしを追憶し恐くは契約を破ふるを以て自ら是の如き耻辱を招  
くべしと思ひ法皇の使者の請求を容れざれどもルーテル及び其徒の歸後帝は  
自餘の議員及び其徒に諭んが爲お同年五月廿五日を以て詔を發しルーテルの



説を稱譽することを禁じ且つ何人をもルーターを自宅に舍らしむることを禁じ、又ルーターと面談する者の直ちに罰すべきことを命ぜり又之と同時帝と法皇と共に北伊太利のミランに反して戦端を開くべきことを條約せり蓋し帝の意の法皇を奇貨として己れの版圖を推し擴めんとするに在りしならん。

〔第四〕ルーター城中に舍りし事、

ルーターの説を賛成し決て氏を死刑に處するの志なかりしかどもウイッタンベルグの帝の命令に恐れ自家の力を以てルーターを保護するに能はずと思ひ氏が本國に歸るの途端己れの使者に盜賊の假弁を爲さしめて氏を執へ隠かひ匿れて氏を侯の本國に近き城中に引歸らしめたり其城をツルテベルグと云ふ是に於てルーターの意外にもサキソニ侯の保護を得て凡そ一年間その城中に舍まるとを得たりされば今之口を以て公衆に説教すると能はずと雖も或の書を寄せ或の種々の書を著し以て其改革を成就せんと企てたり又この城中に在るの日特の一の大事業に従事せり則ち聖書を翻譯せしと是なり是より先き己の聖書を獨逸語に譯したる者あれども其譯語の解し難

きを以て一般人民に通用せず氏の聖書を一般の人民に教ふることを必要と思ひたれば聖書を最も解り易き語即ち本國普通の語を以て譯すると其能力と時間とを盡せり且つ這般の前の譯書と異ありて聖書の原文ある希伯來語および希臘語より譯したり氏の城中に舍まりし日を以て新約聖書を譯し畢り後ちメンソングトンの補助を得て其譯を改正しウイッタンベルグに歸りし後ち其知友等と借ひ舊約聖書を翻譯せり此の譯書の大に獨逸人の中行のれ單に其改革の土臺と爲る耳ならず大に獨逸語の文体にも關係を及ぼせり想ふに之より先き各地方にも多くの訛言ある耳ならず一定の文体なければ學者の多く拉丁語を用ひて本國の詞を用ひざりしが聖書の譯書一たび出づるに及んで人々その著明文體に倣ひ爾來獨逸語を以て書を著す者其數を知らざるに至れば之に依て獨逸語の文學の大に進歩せり。

〔第五〕ウイッタンベルグに歸りし事、

氏が城中に舍れるの際も改革の熱心其説を主張したれども真正の改革を主張する者のみならず往々己れの想像を以て説を唱ふる者もありたり乃ち或人の誤りたる熱心を以て



古より傳はりたる教會の風習の善となく惡となく悉く改革せんと思ひたれば是等の精神を以て非常の混雜を生じたり是の如きの改革の精神を戻れる耳をらす却て大い宗敎の体面を害する者あり夫のみならず間々偽預言者起りて直接神の默示を得たりと云ひ聖書および一般の學問を輕蔑して大い人心を惑亂せり是時方りメレンダトンの本國に在りて大い是事を杞憂たれども如何せん自ら是の如き紛擾を止むるの能力あかりしルーテルの城中に在りて灰かに其事を聞き眞正の改革の消亡せんとを慨嘆して自ら必ず本國に歸るべしと斷定せりフンテリツツ以爲らく彼れ若し本國に歸らば我が權力恐くは彼を保護するに能はずとて遂に使者を送り汝本國に歸る勿れと云遣はしたれども氏の毫も之を怖れずして直ち本國に歸り公けお説教を爲して眞正の説を陳べ又改革の眞の精神を顯はして預言者が傳ふる所の偽言を噓し又その紛擾を鎮定たり

第五項

ルーテルの生涯の殘餘

〔第一〕其婚姻、初め氏が會僧と爲りし時々の種々の苦行を爲して救を全ふ

せんと思ひ誤りたる希望を懐て一般の會僧の如く獨身の約束を爲したれども漸く改革の進歩すると共に此の規則の唯だ人間の作爲しものにて必ずしも固守すべきもの非ざることを曉り又僧侶の獨身の眞正の道徳を戻り且つ牧師の職務を成就すべき妨害ありと思ひ猶ほ且つ自ら教會の束縛を棄てたることを明瞭せんと爲り又自ら僧侶の先導者と爲り模楷と爲らんため又自ら大事業を成就せんとの熱き補助を憑らざるべからざることを曉りて紀元一千五百廿一年六月にカテリナ・ポーラと云へる妻を娶れり是時カテリナのルーテルより十六歳若かりしがカテリナも亦た初め眞の救道を知らざる時十六歳の妙齡を以て尼僧と爲れり其後漸く眞道を曉りて其寺院より出でたりカテリナの固より美人のわらざるも熱き信仰ありし者なれば氏の同女を以て己れの配と爲し同女も亦た良妻と爲りて氏の死するまで良妻たるの職務を成し遂げて氏の大事業を補益せり當時氏に反對する者の大い之を嘲け罵り彼れの内慾およびりて教會を反對せりとの言を以て衆人お弘めたりしが現今は羅馬教徒の之と同一の愚言を吐露してルーテルを罵れり然れども若しよく虚心おして氏が



終身の事業を調べ其精神を考察する時の儘る其説の妄言たるを信するも  
足れり且つ想ふ凡そ此の時代教會の僧侶も外面の清潔を以て辨ひたれ  
ども其裏面より眺むる時の不潔極まる妾を蓄へる風ありたり。

〔第二〕其事業、氏の死に至るまで即ち廿年間全力を盡して改革の爲に働きたれども  
逐一本史に記載する程の奇事もあかりし其の中お就て最も著明なるもの  
を擧ぐれば或の説教を爲し或の書信を贈り或の諸般の事お就て相談を爲し  
其他許多の書を著はして衆人を奨励せりされば氏が一年間お著のせし書は  
大小合せて一百八十三部ありたり又英國王が嘗て己れの意見を著述して改革  
を駁撃したりし時氏の毫も彼れが國王たるを怖るゝとあく直ちお書を著はし  
て大に其改革の必要を辨証せり又彼の有名なる學者イラスマスの如きも最初  
の自ら僧侶の惡風を反對する程に改革者の説を賛成したれども中頃持論を  
變じ且つ羅馬教の怒りを怖れて却て改革を駁撃するに至りたれば氏の會釋あ  
く彼れお書を贈りて其主義を變せしことを非難せり其他カキソニ人の大に氏を  
尊敬するの廉を以て區々たる細事に至るまで悉く氏の明斷を仰ぎしが爲に氏

の單に教會の大事を論ずる耳ならず種々の小事も干渉し日夜非常の多忙を  
極めたり。

〔第三〕其死および性質、氏の晩年諸般の事情お依りて死したり即ち諸般  
の雜事に多くの時間を費し大事業を成し遂ぐる爲に身体大に疲勞し又病を得  
て聊か失望の念を生じ又且つ屢々世上お流行する惡風を見て是れ恐るゝ世界  
滅亡の近づきしあらんと思ひたれども猶ほ死に至るまで熱き信仰を有てり却  
て説の六十三歳紀元一千五百四十六年の時或る地に向て旅行せしが其途次暫  
らく己れの舊里お止まり遂に其處お眠お就きたり。

氏の著述また其性質お就て仔細に調査する時の恐るゝ全く賛成すると能は  
ざる所のもの少からず乃ち已下第四章お於て陳べんと欲する晩餐禮の説の如  
き其甚だ謬れりと思はる又氏の異説を爲す者と交際を絶ち反對論者お回答す  
るお時として非常の過言を用ひしが如き其實お謬れりと思ふ然れども氏の  
眞誠の豪傑なり赤心を以てキリストに依り憑り信仰およりて必ず活くべしと  
の詞を堅く信じて毫も人を懼れず讒謗を厭はず熱心を盡して眞道を弘めり當



時氏の外にも多く改革説を主張する者あれども氏の其等の人々も優りて人心を感動せしむるの能力を有せる者なれば當時より今日に至るまで氏の如く獨逸人の心を感動せしむる者一人もあるとあしむて氏の反對論者云へるとあり云く俗人の琴瑟を己れの意の儘に彈く如くルーテルの獨逸國人を己れの意の如く引導けり又云くルーテルの雄辯を盡して語りしが反對論者の口の酌るものなりと之に依りて想ふ氏の働きの惟り獨逸國の中止まらざれば其結果の延いて歐洲西部各國にまで行はれたり

第六項 獨逸國よて改革の進歩

〔第一〕帝國會議の命令、第四項に述べし如く紀元一千五百廿一年の會議を以て改革黨の多く本國に歸りし後帝の羅馬教徒の補助を以て命令を下し自今以後ルーテルの説を弘むることを禁じ且つルーテルを裁判所へ訴ふべきことを命ぜり然れども是の際帝の佛國王と戰端を啓き國事頗る多忙あるを以て親から獨逸に駐在して意の如く改革を止むるに能はざる耳あらず帝の出陣中その代理者たる者の改革に反對する命令を實行するを好まざりしあり若し其

命令を實行せんかの恐く争亂の起らんとを恐れたり否も彼れ其改革を止むる志あらざる者ありしあり其翌年會議の時法皇の使者の其會議に向て昨年の命令を實行せんことを督促したれども會議の其請求を諾せざる耳あらず更に百箇條を擧げて教會の改革せざるべからざることを陳述せり又紀元一千五百廿四年に至り法皇の使者を遣はして速かホルテルの異端を廢せしむべきことを命ぜしに會議の之に答へて成るべく命令を行ふべしと云ひたれども其實の少しも之を實行するの有様なかりきさて帝の佛國王を生擒あして大に勝利を得たる耳あらず佛國王と力を協せて異端を亡すべし契約を爲したれども羅馬法皇の之に反して自ら以爲らく彼れ若し是の如き大勝利を得て版圖を擴め國權を張らんか我れ恐く彼れの旗下に立たざるべからずとて遂に佛國王に約して帝に反對する同盟を爲せり故に帝のその國力の微弱ときあひ異端に反對する命令を實行すると能はず其國力の稍強盛ときあひ至れば法皇の改革者よりも帝威を怖れて異端を靖むることを主張せざりしなり是に於て紀元一千五百廿六年の會議を以て其命令を實行するの權を各國に任せられたれば改革を企望



する政府の大に改革を助ぐるの自由を得たり又その翌廿七年に至りて帝ハ  
 マを攻圍み多くの分捕を爲し且つ法皇をも生擒せり而して紀元一千五百廿  
 六年の會議より獨逸の各國ハ二種ハ別れたり乃ち北方の國々ハて改革ハ  
 多分盛んハ行ハれたれども東南地方ハて左のみ行ハれず

〔第二〕「プロテスタント」派の起源、問もなく帝ハ法皇と和睦して專  
 ら異端を鎮むるとハ力を盡せり紀元一千五百廿九年の帝國會議ハ於て同帝ハ  
 導きハ因り議員の多數ハ改革ハ反對し且つ堅く改革の擴張を禁せり故ハ改革  
 を主張する徒ハ會議の決斷に反對して其説を述べたるを以て彼等ハ「プロテス  
 タント」即ち「抵抗者」と云へる名を附したり是時帝國會議の決斷ハ承服せざる者  
 ハ五侯および十四箇所の自由の市街より出でたる代理者ありしなり然れども  
 帝ハ此の徒の主張する説を全く聽容れざり蓋し想ふハ新教ハ羅馬教の壓制  
 ハよび其惡風ハ服せざる教會ナレバ之を「プロテスタント」と名附るも取て不可  
 なく爾來その名稱ハ今日に至るまで諸國ハ行はれたりと雖も是たハ新教の或  
 る意味ハ過ぎざれば其名稱ハ決して新教の精神を表ハす足らざるなり

〔第三〕オックスベルグの帝國會議、其翌年(紀元一千五百卅年)この市  
 街ハ於て帝國會議を開きたり是時帝ハ自ら議長と爲りて新教徒ハ説教すると  
 を禁じたりしが其議員の中ハ一老侯あり議長ハ向て答へて曰く我ハ縱ハ我類  
 を斬らるゝとも決して彼等ハ説教を止むると能はず是ハ於て帝ハ深くその  
 篤信ハ感じ彼等ハ人家ハ於て説教するとを許したり却てこの會議ハ於て最も  
 緊要なる事ハ新教徒が始めて信仰箇條を著ハせし事はなり乃ち新教徒ハ此の  
 時ハ至るまで或ハ羅馬教の惡風ハ反對し又ハ其壓制を非難し又種々の名説を  
 述べたるとありたれども其際悉く新教の説を併べ著ハしたるとホかりしが今  
 回の反對者の詭辯を防ぐ爲ハ彼のメンソントンの新教徒の依頼ハ應じて信仰  
 箇條を著ハせり之ハ依りて同年六月廿五日を以てサキソニの大臣ハ此の信仰  
 箇條を會議ハ附したり時にルーテルの異端の首唱者たる評判を被りたる者  
 ナレバ此の會議ハ列席すると能ハざりしが日々その朋友の所ハ書を贈りて正  
 教を守るべきことを獎勵せり愈々その會議ハ於てメンソントンの羅馬教の神學  
 者ハ面接して種々の談判を爲し或ハ相互に議論を廢して平和を守り教會の惡



風を改革して雙方一致聯合すると能はざるや否やを討議したり特にメレング  
 トンの親切の深き人あれば成るべく彼等相譲りて一致を謀りたれども惜む  
 らく其功勞も全く水泡に歸したり新教徒はて這般編成したる信仰箇條の今日  
 お至るまでルーテル派の教會を行はれたり

〔第四〕戦争、右の帝國會議に於て帝の改革黨の信仰箇條を聞きたれども決  
 して其説を容るゝと亦く且つ法皇の依頼に應じて改革を減さんと思ひたれど  
 も生憎種々の障害の爲に十四五年の間新教徒を害するに能はず(其一)土耳其  
 人が兵を起して東南より獨逸を襲ひたる是なり是の時方りて彼の外寇を  
 防ぐに必ず新教徒の應接を要すべければ漫りに新教徒を害するに能はざり  
 しあり(其二)迫害を防ぐ爲に新教徒の同盟を結びし故に其改革を減すこと決  
 して容易の事業に非ざりし是なり(其三)佛國と戰端を開きたるを以て改革  
 者を害苦しむるの餘間なく又た勢力もなかりし是あり然るに内國に於ても  
 亦た戦争起り新教徒の中於ても分離争論を生ぜしを以て相互に心を協せ力  
 を合せて改革を保護する者あかりしかば改革者の勢力は大に衰弱せり特はマ

ウリス侯の如きの初め新教徒なりしも其後信仰よりも大に名譽心を貴び、サ  
 キンニ全國の政權を掌握せんと欲し己れの徒を反し帝を助けて力を合せり是  
 より先きサキンニの分裂して二派と爲れり(甲)ルーテルを保護せる侯に其  
 都のウイツテンベルクあり(乙)マウリス侯に其都のライプゼツクなりマウ  
 リスの乙部の支配人なれども甲部をも併呑せんと欲せり幸ひにしてルーテル  
 の其戦争を見ずして死したりしが其翌年即ち紀元一千五百四十七年新教徒の  
 帝の爲に討破られ且つ二侯の生擒と爲りて獄舎に投せられたり是に於てマウ  
 リス侯の自黨を帝に附すの報賞として預想の如くサキンニ全國を管理するに  
 至れり又帝と這般の勝利を誇りて全く改革を減さるも其進路を止め而して  
 羅馬教の禮拜を守るべきことを公けお示せり

〔第五〕太平、新教徒の右の如き敗北を取りしより以て四五年の間帝の束縛  
 の下に在りたれども漸くその壓制に反對する精神を起すに至れり是時帝の法  
 律に反し約束を破り恣に西班牙の兵卒を藉て獨逸國人の自由を奪取りたるが  
 爲に帝は新教徒のみならず凡そ愛國心を懐ける者の悉く憤れり又マウリス侯



の自黨を附せる功勞を因りて罪惡の報賞を受けたれども衆人の恨怨を受け彼れハユダの如き者なりとの惡評を蒙りて大ハ怒れり夫のみならず帝がマウリス侯の眞なる者即ち改革黨の首領たりし者を賤しき囚人の如く取捌ひ長く獄舎ハ入れおきたるを以て人々口を極めてマウリス侯を罵りたればマウリス侯も亦た之を怒れり是ハ於てマウリス侯ハ紀元一千五百五十二年ハ突然兵を起して首都を襲ひ多くの兵を殺傷して勝利を得たれども帝ハ幸じて一身を挺て遁れしが爲ハ幸ハ彼れの爲ハ執られざるを得たり然れども猶ほ是の如く不意を襲はれて耻辱を蒙りしことを憾み獨逸國の政權を悉く己れの弟ハ委ねて自ら西班牙ハ還れり是ハ於て其弟ハ新教徒ハ休戦を命じ夫より三年の後即ち紀元一千五百五十五年オックスフェルグハ條約を締び全く戦争を止めり其條約ハより嘗て改革の行ハれし諸國ハ於てハ恣ハ其改革を行ふの自由を得たり又且つ上等裁判所の判事ハ半數ハ羅馬教徒より半數ハ新教徒より撰出すべきを以て大ハ改革黨の自由を保護せり

〔第六〕ナヤールレス帝の死 其翌年紀元一千五百五十六年帝ハ位を辭して

て西班牙の或る寺院ハ入り二年を経て死したり抑モナヤールレス帝の生涯ハ就てハ吾人多少の感なき能ハす蓋し彼れ極めて廣大なる領國を掌握し屢次榮光ある大勝利を取りたるをわねども其大目的ハ全く徒勞ハ歸して鬼籍ハ入れり初め帝ハ宗教上の争論を止め幾分ハ僧侶の惡風を改革し又ハ他の改革を止めて教會又ハ國家の分裂を防ぎ之ハ依りて己れの領地を推し擴め國權を強盛ならしめんと欲せしが憐ひべし改革者の精神を曉らざるを以て其功勞ハ一朝の露と消失せたり若し帝をしてフレデリックの如き人物からしめば自ら改革者の首魁と爲り獨逸全國ハ改革を播弘るを以て本國の一致を保護し之ハ依りて一大榮光ある大國を統御するを得しからん然るハ帝ハ之を腕力ハ訴へて改革の進歩を止めんと欲したるが爲めハその得たる所ハ唯失望と耻辱のみ且つ帝國の教會ハ分裂して二派と爲り自らの罪人の如く本國を逃亡し其位と辭するを以て全く失望せしとを公けハ現ハせり

〔第七〕ハイデルベルグ問答 オックスフェルグの條約を以て改革黨ハ大に自由を得たるが爲ハ數十年の間新教ハ旺んに獨逸國ハ行ハれたる中ハ就て



北方の各國の威く新教を受入れたれども南部諸國の政府の改革を受けざりし  
も其人民の中にて新教の相當を行はれたり又北方にてルーテルの説流行せ  
しが西南諸國瑞士國の近傍にての瑞士國改革者の説を用ひたり其區別の第四  
章に述べべし又同世紀六十三年ハイデルベルグにて篤信なる或る侯の依頼  
に應じて二人の神學者の問答を編成し其説を詳しく教へたりされルーテル  
の説を主張する者の此の問答を駁りたれども此の問答の西南諸國にて盛ん  
行はれたる耳ならず今なほ和蘭獨逸其他の各國にて信する者多し

〔第八〕ルーテル派の教會の争論、ルーテルの死後凡そ三十年の間其  
派の神學者の屢次嚴しき争論を起せりルーテルの後を嗣ぎたる神學者の多く  
ルーテルの模倣を傲ふて新教を守り羅馬教を反對せしが唯だルーテルの説  
を基づける教義を固守して異なる説を述ぶるの自由を得ざりきメンシオン  
の初めルーテルの導きを因りて堅く其説を守りたれども後漸く其説を變じ  
て瑞士國改革の説を容るゝに至れり之に依りてルーテルの死後なほルーテル  
の説を固守する者のメンシオンを首め其友人より非常の攻撃を蒙りし耳

さらすルーテル派の神學者中も神學の困難なる點を就ての種々の烈しき争  
論を生じ漸く紀元一千五百八十年新の信仰簡條を著はして其説を固く守る  
に至れり

第七項 獨逸國教會の風習併に禮拜

改革者の早くより彼の謝罪販賣のと聖者に依頼すると併に聖者の遺物を敬ふ  
と及び死人の爲に晩餐禮を祝ふとを廢し又化體説を棄て一般の禮拜に拉丁語  
を用ふることを廢め之を易ふるに一般の人々も通用する詞を以て禮拜を爲し晩  
餐禮を祝ふ時一般の信者にも麵包を與ふる耳ならず葡萄酒とも與ふることを允  
せり又羅馬教の禮拜に屬する儀式を用ひずして専ら説教の大切あることを教  
へたり然れども漫り古より傳はる禮拜の風習を廢せしむるに唯だ確が非と見認  
むるもの耳を廢したり兩來なほ今日に至るまでルーテル派の行はる、諸國に  
於て其教會の禮拜に一定の風習を存せり又ルーテルの自ら音樂を好み笛を  
吹くと其妙を得たり又讚美歌を重んじ多く妙ある讚美歌を造れり其中最も  
有名なる者の詩篇四十六章を基づきしものは是あり又その教會にて日曜日



と小晩餐禮を祝ふ風あり又教會の祝日を減少したれども大切なる祝日即ちキリストの降誕全生日等の如きの今は潔く祝せり又兒輩も基督教の肝要なる教義及び道徳を誨ふることを重んじて問答書を作り又教會政治を改正して勿論羅馬法皇の支配を棄されども左のみ監督の政治を忌嫌のす之に依て北方の三箇國にてハルテールの教會中も大低監督あり然れハルテールの監督の政治を全く忌嫌ひしお非ず然りとて亦た之を必要とも思はず唯だ其教會の都合よりて取捨したり獨逸國の監督の多く羅馬教に屬して改革を受けざりしとあるを以て爾來獨逸國ハルテール派の教會にてハルテール派の監督を廢せり又爾後獨逸國ハルテール派の教會の多分各國の政府に屬すると爲りたれば各國の管理者たる者の自ら各教會の牧師を進退し教會の規則をも編成する權力を有し政府より牧師の給料を支給し大小の事に至るまで政府より干渉するに至れり斯く獨逸の教會が政府に依頼するに至りたるの恐ろしい當時の必要に迫られて萬々止むを得ざるお出づると雖も實に教會の不幸之より大なるおなし蓋し人民の牧師の給料を支辨せざれば自由お之を進退するの權なく又自己の教會を支配

### 第三章 北國

する經驗なければ恐く自由おその教會を支配すると能はざればあり

北部の三箇國ハ獨逸に接近せるを以て其言語も亦類せり之に依りて改革も早く獨逸國よりこの國に傳はれる耳ならむ此の國よりウイッテンベルグの大學にお來れる學生多く彼等が大學に在るの日ハルテールの熱心にお感激して改革の説を受入れ卒業の後各自本國に返りて改革説を主張せり丁抹おてハ紀元一千五百卅六年を以て其説を諸方にお弘むるの自由を得たり蓋當時の國王が未だ青年たりし時ウオルムスの帝國會議にお列席して大ハルテールの大膽なるとその篤信あるとお感じたりしが今や自ら王位に登りたれば深く改革の進歩を賛けたり是故に數年を出でざるに改革の丁抹おて盛大お行はれ其翌年本國に屬する那威おも傳播したれば大監督の自ら堪ゆるお能はず遂に大會堂の什器を抱て他國にお逃亡せり又瑞典の之より先き丁抹の屬國なりしが是の際獨立國と爲れり然れば改革の其新王の好意により又ウイッテンベルグの大學より來れる説教者の功勞およりて本國に傳播するの自由を得其翌廿七年お漸く全國



内ふ盛んなれり

### 第四章 瑞士國の改革

ルーテルの改革者の中ふ於て最も傑出ありしが之と異同時に瑞士國にては獨立の改革起れり其地方改革者の教ふる所も大体ルーテルの説と異なる所なかりしを小事に就ての稍異なる所あるを以て教會の二派に分れり甲のルーテル派の教會(乙)の改革(リッポルト)教會是なり或の之をカルヴァン派の教會とも稱す

#### 第一項 瑞士國の情況

瑞士國の伊太利と獨逸の中間に挟まりたる一小國にて其國境に有名なるアルプス山あり今なほ人口の僅か二百六十萬人ありこの國の極めて狭少なる耳ならず凡そ廿四五の極めて小國より成立つ合衆國あり人民の古より獨立自由を好み其國勢の少なるも拘りらず自ら獨立を守りて共和政治を行へり國語に二種あり獨逸に接近せる東方にては獨逸語を用ひ西方の佛蘭西に近き地方にては佛語を用ひたり全國民の中凡そ四分の三は獨逸語を用ひ其他の佛語を用ひ

用ゆ就中ゼンバと云へる市街の瑞士と佛蘭西との中央に在りて瑞士國の部分に屬する地あれども當時の獨立の盛大なる市街なり

#### 第二項 ツウイングリー

氏の瑞士にて改革を起せし傑出なり

〔第一〕其幼年、氏のルーテルより僅かに五十日の後即ち紀元一千四百八十四年一月一日を以て或る僻地の山村に生れ父の同村の戸長にありき氏の幼にして其地方の中学校に入り其後地利の大學校を卒業せり其大學校にてルーテルの反對者あるエツクと共勉強せり最も學術を進み特々希臘語を學びて熱心な新約聖書の原文を調べ手親らパウロの書簡を原語より寫し取りて多分之を請記せり三十二歳の時或邑の教會の牧師と爲りたり又同村に聖マリアの有名なる像あり人々傳へて云ふ此像の自ら瞬きするを以て何人かても一たび此の像の前俯伏して拜する時病を醫する、ことを得べしと當時是の如き評判あるを以て四方より此の地を參詣する者陸續として絶へず氏の此の妄信を憂へ直接に之を逆らふとなさば唯だ參詣者に向て救を全ふするの實



おキリストの恩恵よよるとを教へり又氏が未だルーテルの説を聞かざる時已  
ホルーテルと殆んど同一の精神を以て紀元一千五百十八年お謝罪の販賣を止  
めたり、

〔第二〕ツリツクよての働き、 氏の同世紀の十九年を以てツリツク大會  
堂の説教者と爲り其處にて猶ほ同説を教へ特にお聖書を解明するお力を盡し又  
熱心と親切と嘗て學びし所の學術とを盡して自家の信する道を教へし故お其  
説教の大に感化力ありたり夫より四五十年の後ち其邑の重立たる者の前て自  
家の説を論ずるを以て有司より聖書お適ふ道を演ぶるの自由を得たり之と  
時お其邑の官廳より同地方一般の説教者お向ひ自今以後たゞ聖書お適ふ教を  
演ぶべきことを命せり又氏がツリツクおての働きに因りて同地の人民の法皇の  
壓制を棄て羅馬教の惡しき風習と惡しき教義をも棄てたり、

〔第三〕瑞士國の分離併お戦争、 改革の潮勢のツリツクより大お瑞士國  
に流行したれば本國の獨立を重んずる愛國士の大に之を悦びて此の改革を受  
けたれども之より先き同國の青年輩の金を得んが爲お外國政府の兵と爲る風

あり改革者の其事より生ずる惡しき結果を見て大お慨嘆し成るべく其風習を  
止めんと爲たるが爲お彼等の怒りを惹起し又その他未だ開化せざる僻地の頑  
民の依然として古より傳へりし風習を好み決して改革の説を受けざるを以て  
本國の教會の自ら二派と爲りたる耳あらず内亂相起りて三十一年の間打ち續  
きしが爲に氏も説教者の務を廢して戰場お出で不幸おも傷を受けて死したり  
現今おは瑞士國市街の人民の多く新教の信者ありしが山中の僻地お住する人  
民の多く羅馬教の信者なり然れば全國民五分の三は新教の信者おて五分の  
二は羅馬教の信者あり、

〔第四〕ルーテルとツウイングリーの區別、 この二士の信お同一の  
熱衷を懷て羅馬教の壓制お反對し大お改革の説を首唱せし人おれども若し詳  
細お其舉動を比較する時お幾分か相違あることを免かれず蓋し想ふにルーテル  
の種々の苦行を修めて安心を求め而して後ち漸く信仰によりて全き安心を得  
るお至れり又た氏は自家の經驗を以て神恩の優渥あることを曉りたれば其信  
仰に基づける改革を爲したりツウイングリーも實お神の恩典を信する心あり



たれども早くより其恩恵を味へ長く救を求むるとなく唯だ聖書を尊崇し其の  
 権力を信じて聖書に基づける改革を爲したり又ルーテルの羅馬法皇の壓制に  
 反對し羅馬教の惡しき教義と惡しき風習を痛く非難したれども古より傳はれ  
 る風習を守るとを好み直接に正道を逆らひざる風習を改革するとを好まずツ  
 ウィンギリの古より傳はる風習を悉く改革することを厭はざるあり然れば此  
 の二士の實は當時の豪傑なれども就中ルーテルの大家傑めて其名聲の四方に  
 傳播したれどもルーテル派の教會の獨逸および北方の三箇國に限りて他は傳  
 へらざりしがカルウインの感化力によりて改革教會の一二國に止まらず徧ね  
 く諸國に傳播せり。

〔第五〕晚餐禮よ就ての爭論

〔第五〕晚餐禮よ就ての爭論、  
 改革を教へたれば其大體より考察する時の決して異ならざれども不幸にして  
 晚餐禮よ就て大なる爭論を起し抑も信者の交際の壁なる晚餐禮の變じて分裂  
 の原因と爲りしとの實は悲嘆すべきこと又之に依りて信者たるもの、完全から  
 ざる証據を現のせしと返すぐも遺傳の極と云ひざるべからず乃ち前回お

陳べたる化體麵包の變化して事實にキリストの肉と爲るの説の古より漸々世  
 上へ流行し中世の中頃に至りて教會の教義と爲り又僧侶の權力を増したる一  
 原因と爲れりサキソニの學者および瑞士國の改革者の借此の説を棄てたれ  
 ども晚餐禮の意義を解するに二説起れり乃ちツウインギリの説によれば麵  
 包と葡萄酒の全くキリストの體の壁あれば其恩恵を感謝する心を以て此の聖  
 禮を祝しキリストの死を記念する者の必ず幸福を受くべしと雖も口を以ての  
 決してキリストを受くると能はずと教へりルーテルの此説を以て満足せず蓋  
 しキリストの聖體の麵包と借合體すべきを以て其麵包を受くる者の所謂口  
 を以てキリストの聖體を受くる者あればこの麵包を食する者の信者不信者の  
 別なく與ひキリストの聖體を受くればとも信者のキリストを受くるを以て益  
 を得べく不信者のキリストを濫り受くるを以て却て害を得べしと教へり特  
 小ルーテルのツウインギリの説を容れざる耳ならず大之を忌嫌へり又前  
 述の如くウイッテンベルグにて彼の偽預言者が己れ等の説を自恣に主張  
 したるを以てルーテルの早く其説を反對する心を起し粗暴なる言語を以てツ



ウインギリを罵り或は彼れ羅馬教の神學者よりも惡者なりと云ひ或は惡魔  
お惑されて此説を述べたりと云へり。

〔第六〕マルベルクよりの談判、ツウインギリの説の瑞士國より漸く  
獨逸の西南地方に至るまで傳へりしを以て獨逸の改革者中おも自ら分離を生  
じ又帝を反對する改革を主張する者ありたり右の如き分離の改革の自由を保  
護するお大お妨害たるを以て人々之を慨嘆せざる者おし當時ヘッシャのサキ  
ツの近隣おして獨逸國の一小國おればヘッシャ侯の成るべく右の分離を  
致せしめんと欲し紀元一千五百廿九年其都マルベルクにて雙方の神學者を  
め一致の談判を爲さしめたり是時に方りてツウインギリの二三の友人を伴  
なひルータールのメンゲン及び其他の友輩を携へてヘッシャ侯の城中お集  
り數日の間談判を開けり斯く數日間談判を爲したれども此の談判の到底一致  
すべからざる無益の徒勞たるに過ぎざるなり何となれば是時ルータールの机  
お之の我が体ありとの語を記し其語を指して縦ひキリストの語の解し難くと  
も必ず信すべきものありと云てツウインギリの説を毫も聽容る狀おけられ

なり特おその談判の終りお臨みツウインギリの涙を流しつ、請ふ君我が無  
禮ある詞を恕し借お基督信者たるの親交を結び給へと云てその手を出せしお  
ルータールの氏の手を握らず刺さへ汝等の精神と我輩の精神と異かれりと答へ  
り然れども侯の獎勵およりて十五箇條の信仰箇條を編成し其十五箇條の前半  
部までの借お一致したれども其餘の半部の如何おしても一致せざるを以て互  
お成るべく相愛すべきことを約して散會せり。

第三項 カルウイン

ルータールの改革の大業傑ありしがカルウインの改革の神學者おして其感化力  
の最も廣大あるものあり、

〔第一〕其幼年、氏の紀元一千五百九年七月十日を以て佛國お生れたり父の  
其地方監督の書記おして母の熱き信仰の人あり氏の幼少おして中學及び大學  
お入り僧侶と爲るの目的なかりしが十九歳の時父と監督との間隙を生せしを  
以て氏も亦た神學を廢して法律學校お入り熱心を盡して勉強し大お法理お進  
歩したれども自ら法律家と爲ることを好まず廿二歳の時その父の死せるを以て



法律學を止めてパリヌに到り其地方にて僅かの改革者あり

〔第二〕佛國より遁れし事、氏が改心せしとの詳しく考ふる所なけれど其生涯記を案するに左の如き片言を記したり云く我が改心の神の所爲あり神の俄か我心を以て聖書に従ひしめたりと又云く我が改心の神の所爲あり如く眞理を曉りて我が過失の實を甚だしきと之に依りて怒むべき刑罰を受けんとしたるを感悟し涙を流しつゝ、神の仁恵を希ひ自ら惡道を棄て謙遜を以て神の道に従ふとを得たりと在るが如き是なり然れば氏のルーテルの如く熱き信仰を懷き萬事を神旨に任す程に熱心を盡してキリストに依頼せる者あり暫しパリヌに止まりたりたれども迫害の時佛國を遁れてパシルに往き其處にて神學書を出版せり其目的の改革黨の主張する其個の教義を著し以て反對者の詭辯を防ぎ又成るべくに國帝國王にも其説の道理を適へることを勸諭あり後ち屢々其書を改正して一層委しく教へたれどもその大體の變易せず

〔第三〕ゼチバより來りし事

氏の赤心より新教を受けたれども自ら説教者として爲るべき望みなく却て學問を好み世を遁れて密かに神學を研究し或の著

述を以て眞道を贊けんと思へり紀元一千五百卅六年(廿七歳の時)て旅行の途端ゼチバに來り唯だ一泊して翌朝直ち他へ赴かんと預想したり此時より凡そ三年前ゼチバにも新教流行せしが爾來専ら羅馬教の爲に勝利を占められ且つその地の不品行不道德の最も旺盛なる所なるも拘はらず正教の傳道者説教者の乏しきを以て大に困憊するの折稱カルウインの評判の其著述よりて諸方へ弘まれると且つ彼等カルウインが幸ひも此地に來りしことを傳聞して直ち旅店を訪ひカルウインに面會して頻り此地に止まり正教を傳道せんことを請求せり然るに氏の公けお然諾ことを好まず唯だ氏の目的の詳しき神學を研究せんとするに在りて目下何れの地に限りて働くべき志望あければ其意を通じて謝絶したり然るに此時その説教者が學問を好むを以て神の働きを辭退する者の必ず神の詛ひを免るゝと能はずと云へるを聞き氏の之れ全く神の招きあらんと思ひ直ち其依頼を應じてゼチバの説教者として爲れり又特にお青年の道を誨ふることを重んじて基督敎問答を作り又他の説教者と共人民の品行上お就て堅き規則を作り大に人民の品行を矯正せり



〔第四〕ゼチバより追放せられし事、此地に於ての右に記せる殿しき規則に反對する精神漸く起り、特自由黨ある者ありて大に其説教者に反對するに至れり。是故に氏も亦二年を経る間、紀元一千五百卅八年、人民の敬慕を失ひ、又その地の支配人の彼等、説教することを禁じたれども、其命を倍き主の更生の日、説教せしを以て其翌日、國外に追放せられたり。氏の毫も之を憂ふる色なく、却て之を悦び、夫より獨逸國の西南地方に移り、其處にて教會の説教者と爲り、益々神學を研究せり。氏が一たびゼチバを追放せられしより、未だ三年を出でざるに、あせり、人の再び氏を本國に呼返すに至れり。乃ち自由黨ある者の不品行によりて、市民の品行を傷害せると、羅馬教徒の此機會を乘じて、舊教を復興せんとするに、又彼の説教者を追放せし四人の支配人の中、二人の該地の獨立に反對する舉動ありとの訴を以て追放せられ、一人の殺人罪を以て死刑に處せられ、他の一人の傷を受けて死したると、當時市民は正道を宣傳ふる者なきを以て、愈々市街の紛雜せると、人民の不品行を如何ともすると能はずと思ひ、遂に氏を招還すに至りしなり。此時氏の毫もゼチバに還ることを好まざれども、之れ神より預りし務めありと思ひ、ゼチバに還りて身を終るまで勤けり。

〔第五〕教會が政府と關係する事、カルウインの篤實な教會の獨立せざる可らざることを主張したれども、之より先きゼチバの教會の秘密に政府と關係する者ありしなり。之に依て其教會を支配する長老等の教會員より、撰擧せられし者、非ずしてその支配人より撰擧せられし者なり。又其支配人の牧師をも撰擧する權あり、されば一般の教會員の唯だ斯く支配人より撰擧せられし長老等を其教會を受くるに之を拒むの權あるのみ。却て其の説教者および長老等の毎週木曜日を以て集會し、全市民の品行を調査し、若し規則を破ふる者あれば、直ちに之を警戒する耳ならず、且つ之を政府に訴へり。此規則によりて市民の不品行を禁じ、又種々の遊戯をも禁せり。然るに此の規則を見て却て壓制と思ひ、大にカルウインを譏諷する者もありしが、此規則を實行するを以て大に市民の体面を化したり。

〔第六〕カルウインの事業併に其感化力、氏の非常の働きを爲すがために、毎日唯だ一回のみ飲食せり。又睡眠の時間も極めて少なし、斯く寢食を減じ



て屢々説教を爲し諸方の音信を回答し神學を教授し支配人の依頼を依りて市政にも關涉せり其一例の市長の依頼を應じ警火が就て或る規則を編成せしが如し是の如く日々晝間の事業を終るや夜の深更に至るまで著述を力盡せるも日夜寸時も怠慢なく且つ遊歩の時さへかくして専ら働けり是等の理由を以て四方より氏の神學を聞かんと欲きて此地に來れる者其數を知らざる耳ならず其他新教を受くるを以て本國より放逐せられし者の皆亦此地に遣れ來るを以て數十年の間おせテハの忽ち信仰の大都會と爲りたり蓋し想ふも氏が辨舌のルーテルの一步を譲り左程一般の人民を感動せしむるも足らずと雖も其智力と學力との遙かハルーテルを凌駕し其勢力と感化力との惟り本國を止まらず延いて歐洲西部の各國に及べり夫のみならず聖書の深意を翻べ或ハ註解を著し其深意を解明するの一點に至りても氏の適ハルーテルに優れり特に佛國改革の首長と爲り爾來佛國にて新教の爲に働く者ハ多くの氏の弟子にてありしなり

〔第七〕其神學 氏の説ハ現今に至るまで諸國を行ハれ特ハ蘇格蘭の長老教

會おてハ堅く氏の説を守れり氏の説ハ古のアウグスチンの説と左邊を異なる所あり蓋しこの二氏の説ハ所ハ何處までも神の政事を敬ハ神の預定を基づきしことを述ぶるに在り其説およるハ凡そ一般の人類ハ神の律法に違ふて罪を犯し自由を失ひたる者なれば專ら神の恩澤に依るハあらざれば決て救はるゝと能はず人類ハ明瞭ハ其理由を解すると能ハざるも神ハ正義ある理由を以て創世より或人を撰びて其人の救を定め又其人の爲ハキリストの血を以て贖道を開き又聖靈を以て其人ハ罪を悔改めしめ而して漸く全き救を得せしめ給へりとの意ハ外ならずルーテルも前ハ述ぶる如くアウグスチンの説を敬ハ信じ人間ハ自由を失ひ誠ハ可憐の地ハ陥りしことを強く教へたれども氏の如く神の預定を重んぜざりし又メレングトンも確カハ神ハ恩澤の必要なることを教へたれども之と共ハ人間の責任をも強く教へたり又晩餐禮が就て氏のルーテルの説を取らず口を以てハキリストの聖體を受くると能はずと教へたれどもツウイングリーよりも一層この禮を祝するの有益あることを教へ信仰を以て此の大禮を祝する者の必ずキリストより靈魂上の糧を受くべきことを教へり右に記



載するカルウインの説の盛ん改革教會の中へ行はれしが其中ツウイング  
リーの説を奉ずる者もあり又ルーテル派の教會にての専らルーテルの信仰  
箇條を守れども其中ツウインの説を信する者幾人もありと云ふ

〔第八〕カルウインの神學校併自由關係する事、カルウイン

の直接共和政治の友なりとの云ふべからざるもその説の恐く人間の自由  
反對するものありと思ひしに豈計らん試み古今の史乘を閲見するハカル  
ウイン説の盛大に行われし諸國の實共和政治の行われし諸國ありし  
り然レバ佛蘭西を首めとして和蘭蘇格蘭亞米利加の如き皆なカルウイン説の  
流行する國にて又政府の壓制に反して自由の最も旺盛を行はる、國あり夫と  
同じく英國亦て彼の「ビニリヤン」なる者のカルウインの説を信じて國王の  
壓制を反對する者あり之を反してルーテル派の教會ある諸國あり今日ハ  
至るまで共和政治の如き又一般の自由の如き事ハ左のみ見受くる所なかりし  
あり是等の區別が就て案ずるハ蓋しカルウイン派の信者の神の政治を重んず  
るが爲ハ人間たる支配人の政治を過重するの弊ハ陥らざりしならん凡そル

テル派の教會の皆各國の政府に依頼する者なりしがセテヤを除くの外カル  
ウイン派の教會と政府の支配を受くる者なく其信者の自己の教會を支配する  
權力を有せり

### 第五章 佛蘭西國の改革

佛國の改革史の實に美しき歴史と云ふべし抑も右に述べたる獨逸蘇格蘭の何  
れも合衆國の如き國体あれば改革ハ全國に行われざるも或る國ハ其王侯また  
ハ支配人の好意によりて自由を行われたる所あり然るハ佛國ハ右の如き合衆  
國体ハありず其政治その人民ハ悉く國王の直接に掌握する國なれば新教徒ハ  
終始その國王の好意を得る概ね迫害の下に在りて道を守れり又本國ハ獨逸瑞  
士等と異ありて本國內にて改革を企てし棄傑なれば他國より傳はりし改革  
を受け入れたる然れども右に記せる如くカルウインハ長く本國を離れて他國  
に流寓するも其實ハ佛國人にて改革者の中へても屈指の神學者なり

〔第一〕フランチス一世(紀元一千五百十五年より全四十七年迄位に在り)  
第十五世紀の初頃大改革を起して法皇の分離を止め僧侶の惡風を改其せん



と欲する者の中於て佛國の首都パリスの神學者の最も重立ちたる者あり然れども其學者等も教義上の改革を好まざるを以て遂にホッスを死刑に處したるにあり又第十六世紀に至りてパリスの神學者の熱心を盡して改革に反對せり是時方りて佛王フランシス一世の會僧の怠惰と惡風を輕蔑して大に學問の進歩を推輓しナヤール五世と同じく宗教を輕んじ唯だ己れの利益と勢力とを増さんが爲め法皇に約して監督を撰舉する權を奪ひ佛國教會の獨立を法皇に讓與し又ナヤール五世に反對するを以て大に獨逸國の改革を止むるを妨げたり是を以て本國もても屢々改革者を迫害せり蓋し改革の早く獨逸國より流入してルーテルの説を信奉する者多くありしが後佛國の新教徒のカルウインの説を受入れたり又カルウインが就て神學を脩め後佛國に還れる者多く其人々の諸方を巡遊して新教を傳へし耳からす彼のセチバの佛語を以て聖書また讚美歌また他の書類を出版して佛國に弘めたり即ち己れの身命を犠牲にし迫害をも厭はずして是の如き書類を諸方へ傳播する者少からざればフランシス王の改革を止めんと欲するも信者の日お月お増加するに至れり

〔第二〕ヘンリー二世(紀元一千五百四十七年より全五十九年迄位在り)

父の後を嗣ぎて位お上り間獨逸國の信者を助け父に優りて改革を責められたるも信者の益々増加せり又嚴格ある法律を設けセチバの出版せし著書を本國に輸入することを禁じたれども其書を弘むる者猶ほ多し是時方りて新教の信者の教會を設立してカルウインの信仰箇條を受入れ年々撰舉せられたる長老の教會の支配を任せたり又佛國の新教徒の如何なる理由か知らざれども「ヒュンノット」と云へる名を得たりヘンリーの本國に新教の益々弘流することを憂へ力を盡して之を滅さんと欲せしが傷を蒙りて俄かに死したり

〔第三〕フランシス二世(紀元一千五百六十年) 是時フランシスの僅か

お十六歳おして其妻の蘇格蘭王の女メリーあり是のメリーの蘇格蘭の改革の秘密の干係を有する者ありフランシスの年おは妙齡あるを以て其妻の親戚の爲め感のされ父の如く大に新教徒を迫害し又漸く新教徒中の首唱者を執へて威く死刑に處し全く新教を絶滅せんと欲せしが是亦た俄かに死せり



〔第四〕ナヤールニス九世(紀元一千五百六十年より七十四年まで) ナヤールニス(フロンシス二世)の弟(弟)として十歳の時王位を踐み、親から政權を執ると能はざれば其母カマリナ王(母)代りて政權を取れり、然るにカマリナ(母)のフロンシスのメヂチーの後裔(後裔)して天資(天資)狡猾(狡猾)極めて大なる名譽心(名譽心)を有する婦人(婦人)なれども容貌醜(容貌醜)惡なるを以て常(常)に其夫(其夫)の爲(爲)に嫌(嫌)はれ漸(漸)く夫(夫)の妾(妾)に媚(媚)陷(陷)ふを以て宮中(宮中)中止(中止)まるを得たり、其後(其後)ち夫(夫)を失(失)ひ自ら幼年(幼年)の王(王)を擁立(擁立)するを以て政權(政權)を偷(偷)み取り其一大目的(一大目的)とする所(所)の専(専)ら己(己)れの勢力(勢力)を顯(顯)はさんと欲(欲)するに在(在)り嘗(嘗)て自ら思念(思念)すらく若(若)し我(我)れ新教(新教)を滅(滅)さば羅馬(羅馬)教徒(教徒)の恐(恐)ろ強盛(強盛)を極(極)め而(而)して自家(自家)の權(權)力(力)をも奪取(奪取)るに至(至)らんとて時(時)々新教(新教)を保護(保護)したれども又(又)之(之)を反(反)して間(間)々新教(新教)徒(徒)の勢力(勢力)を嫉(嫉)みて迫害(迫害)せしとあり。

〔第五〕戦争、カマリナ(母)の法律(法律)を設(設)けて新教(新教)徒(徒)の幾分(幾分)の自由(自由)を與(與)へりしが夫(夫)より二三ヶ月(二三ヶ月)を経(経)し時(時)羅馬(羅馬)教徒(教徒)の或(或)る首長(首長)が適(適)々首都(首都)を上(上)るの際(際)佛國(佛國)の或(或)る邑(邑)を通行(通行)せしと、新教(新教)徒(徒)の會集(會集)あることを傳聞(傳聞)し漫(漫)り其(其)人々(人々)を暗殺(暗殺)したるを以て戰端(戰端)を開(開)き、彼等(彼等)愈々(愈々)新教(新教)徒(徒)を責(責)め、新教(新教)徒(徒)も亦(亦)た道(道)を保護(保護)する爲(爲)に成(成)るべ

く力を尽(尽)して防戦(防戦)せり、凡(凡)そ十年(十年)の間(間)屢々(屢々)戦争(戦争)を起(起)し、或(或)は休戦(休戦)するかと思(思)へば又(又)直(直)ち戦争(戦争)を起(起)せり。

〔第六〕コリニ、是(是)の際(際)に廣(廣)く新教(新教)徒(徒)の中(中)に屈指(屈指)の人物(人物)のコリニあり、氏(氏)の高貴(高貴)の華族(華族)なり、是(是)際(際)大將(大將)と爲(爲)りて出陣(出陣)せしが、過(過)つて敵(敵)の爲(爲)に執(執)られ、數(數)ヶ月(ヶ月)の間(間)獄舎(獄舎)に繋(繋)がれしを好機(好機)會(會)として大(大)に聖書(聖書)を研究(研究)せり、氏(氏)の固(固)より信者(信者)あれども、道(道)般(般)聖書(聖書)を研究(研究)するを以て一(一)層(層)信仰(信仰)を深(深)く、新教(新教)徒(徒)を信奉(信奉)するに至(至)れり、其(其)後(後)ち救(救)されて本國(本國)に還(還)りし時(時)妻(妻)と偕(偕)に信仰(信仰)を言認(言認)し、迫害(迫害)を怖(怖)れず愛(愛)心を盡(盡)して侍臣(侍臣)の道(道)を教(教)へ、再(再)たび戦争(戦争)の起(起)りし時(時)率(率)先(先)して新教(新教)徒(徒)を援(援)けり。

〔第七〕バルトロマイの祝日(祝日)に暗殺(暗殺) (紀元一千五百七十二年) 右(右)の記(記)せる十年(十年)間の戦争(戦争)の後(後)にカマリナ(母)其(其)戦争(戦争)を止(止)めて平和(平和)を結(結)び、又(又)新教(新教)徒(徒)の幾(幾)分の自由(自由)を與(與)へり、是(是)に於(於)て新教(新教)徒(徒)の大(大)に其(其)平和(平和)を結(結)びしことを悦(悦)び、其中(其中)の最(最)も重立(重立)たる者(者)の多く、パリ(パリ)に集(集)りて王(王)の妹(妹)の婚姻(婚姻)を祝(祝)せり、之(之)より先(先)きナヤールニス(フロンシス)と交(交)はりて其(其)愛國心(愛國心)と、その正義(正義)と、その親切(親切)と、其(其)感(感)じて次第(次第)に國(國)を愛(愛)する心(心)を起(起)せり、然(然)るに其(其)母(母)カマリナ(母)の之(之)を見て大(大)に憂(憂)へ、若(若)し是(是)の如(如)くは



して時日を經過バ恐クノヨリニ一の感化力ホよりて我が勢力ノ全く消亡すべ  
 ければ如何ホもして速カホ彼を害せんと思ヘリ然ルホ同年八月廿二日何人カ  
 ユリニーを暗殺せんと欲して傷を負ハしめたる者ありカマリナ以爲らく是の  
 機會ホ乗じて直チホ彼を殺さいれば我が勢力ノ忽チ滅亡すべしとて種々の計  
 畧ト種々の偽訴を以テナヤールスの心を滅せり是時ナヤールスの心体共ホ衰  
 弱せる耳ならず其少年の時より全く其母ホ依頼するを以テ今なほ其母の爲ホ  
 誑惑れ直チホ母の偽訴を信じ又且つその經畧をも承認して忽チ新教徒を殺す  
 べきとを命せり是ホ於テ羅馬教徒「バルトロマイ」の祝日即チ同月廿四日の夜  
 半頃ル俄カホ新教の信者を介しユリニーを首めパリスホ少クとも一夜の中  
 ホ凡そ二千人を殺し又その都の外にても二萬人を殺せり羅馬法皇の之を聞テ  
 大ホ悦び直チホ畫工ホ命じて其暗殺の油繪を描らしめ法皇の「ヒューゲノット」  
 の暗殺を承認する者ありとの名を附したり新教徒の是の如き迫害ホ遇ひたれ  
 ども決して失望の念なくして戰爭を起せり夫より二年の後チナヤールスの大  
 病ホ罹リ非常ホ是事を悔い本心激動して遂ホ瞑死せり

〔第八〕ヘンリー三世(紀元一千五百七十四年より全八十九年まで)ヘンリー

一の前王の弟ホテ自ら羅馬教を信じ嘗テ新教徒を暗殺するとホ興りて力あり  
 し者なるガ羅馬教の首長たる者の勢力を妬みて其首長を暗殺し後チ自らも暗  
 殺せられたり其支配中内亂紛雜絶ゆる時なく佛國の情況ハ誠ニ憐むべきもの  
 なりしなり

〔第九〕ヘンリー四世(紀元一千五百八十九年より全六百十年まで)ヘンリー

一の前王の従弟ホテ前王ホ尋で直チホ位ホ上るべき人なりしも新教の信者ホ  
 るを以テ羅馬教徒ハ決して其政治ホ服ふとを欲せざれば止むを得ずロマホ返  
 りて位に即けり是の際多年の内亂分雜も漸ク止みたれば紀元一千五百九十八  
 年ナンテスホテ法律を現ハし新教の信者ホ己れの道を守るべき自由を與へた  
 れども新教徒ハ道を弘むると能ハず

第六章 和蘭國の改革

和蘭の極めて小國なれども其人民ハ自由を重んじて壓制を忌嫌ヒ又聖道を重  
 んじ大ホ患難痛楚ホ忍耐する等の事蹟實ホ稱譽すべきものあり



第一項 和蘭國の情況

當時和蘭と云へるの現今の和蘭および白耳義の二國を合したる國にて又一國  
 結の國体にあらず乃ち彼の瑞士國の如き合衆國にして凡そ十七個計りの小國  
 より成り立ちし國なり是故に言語も其南部すなわち佛蘭西に接近せる地方  
 での佛語を用ひ其北部すなわち獨逸に接近せる地方にて獨逸語に類似せる  
 和蘭語を用ふ當時改革の起れる際ハの西班牙の屬國なりしが其人民の頗る自  
 由を好みて凡そ各國に存する程の獨立を重んぜり又本國の西班牙の支配下  
 屬すれども幾分か自ら本國を支配する權利を有せり又本國の商業および製造  
 を以て富み昌へ人口のその境域に比較するに最も多し都府の三百五十ヶ處  
 あり其大都府の歐洲各國の中にて最も繁榮の港なり又殊に北部の人民の大  
 智識と教育を愛する者あり倍又和蘭と云へる國名の卑地と云へる義なり蓋  
 し本國の海面よりも更なる地多し其地を以て斯の如き國名を撰びしものな  
 りされば本國の住民の終始大に智力を盡して堤防を築き水勢を避くるあ  
 らざれば忽ち海魚の腹中を葬らるゝあらん是の故に常々海其物と戦ふを以て智

恵を鍊磨せり又製造を爲すに新器械を發明せし者多く又商業上も大に智力  
 を盡せり又沿岸の諸邑ハの漁獵を以て業と爲す者多く其漁夫等も嘗て聖書を  
 讀み基督教の奧義を論じたる古傳今は存せり

第二項 ナヤールス五世の政治

〔第一〕國內に新教の侵入せし事 前記述ふる如くこの國の獨逸に接  
 近せると又その言語の類似したるを以て獨逸語の聖書を読み商業を以て他國  
 人と交通する者最も夥きを以て勿論早くより本國人にして改革の説を受くる  
 者あるに敢て怪しむに足らず況んや知識を鍊磨せし人々の中ハの夙に羅馬教  
 の惡風を棄て正教を受入れ又自由を好む者の中にて法皇の壓制を棄つる者  
 夥きは是亦愕く不足らざるあり特にお商人の商業の機會を以て新教を弘め獨  
 逸より來りし兵卒の中も新教を弘むる者あり而して本國の初め獨逸國より  
 ルーテルの説を輸入したれども其後佛國の信者と交はるを以て多くのカル  
 ウインの説を信するに至れり

〔第二〕帝の法律 帝の獨逸にてルーテルの説の流行を禁じたれども其命令



を實行すると能はず和蘭の命を出せし耳ならず幾分か之を  
 實行せり又改革の説を主張するを以て第一着を死刑に處せられし者  
 蘭人にてありし蓋し紀元一千五百廿三年和蘭の都にて新教を受  
 入る者二人を燒殺せし是なり是時兵卒が全身を火を點し時この  
 二人の自若として信仰を現はし聖歌を誦して神を讚美しつ、死せりと云ふ  
 ナヤールスの位を辭せし時其弟の獨逸皇帝と爲り其子ビリビの父の後を嗣ぎ  
 て西班牙および其屬國をも併せて支配せり

第三項、ビリビ二世の支配

〔第一〕其性質、嘗て前にも述べし如くナヤールス帝の左の  
 羅馬教を重んずる熱心なかりしかども其子ビリビの熱心は羅馬教を  
 信する者にて深く異端邪説を忌嫌へり又特にお天性殘忍不情の人なれば終身  
 一回のみ笑ひしとあり蓋如何なる珍事に因りて一たび笑ひしや乃ち彼の「  
 バルトロマイ」の祝日お數千人の新教徒が暗殺せられしことを傳聞し  
 大お拵舞して一たび笑へりと云ふ

ふ彼れに二三個の願望する所あり(一)國民の自由を奪取りて獨裁政治と爲し  
 己れ一人おて全權を握り恣に國家を左右せんと欲する是なり其父ナヤール  
 スの西班牙おて是の如き政治を爲したれどもビリビの和蘭おても同政を施さ  
 んと思ひしかり(二)の異端邪説を全滅し己れが支配する國をして悉く法皇お服  
 従しめんと欲する是なり是の如き目的を以て己れの支配中すあつた紀元一  
 千五百五十五年より全九十八年迄全心を盡して働きたれば本國即ち西班牙お  
 て其願望を成就したれども却てこれ西班牙の滅亡と爲れり又この壓制を以  
 て和蘭をも失へり想ふに現今西班牙の英吉利および獨逸に較ぶれば固より算  
 ぶるお足らざる國おれども當時歐洲諸國の中おては最も強兵の譽あり且つ亞  
 米利加より年々巨多の金を取りて富有の國なりしあり彼れ是の如き權力を以  
 て和蘭の如き小國を壓倒し輒すく國民の自由を奪取らんと思ひしなり

〔第二〕其法律

ナヤールス帝の和蘭お生れし人おれば壓制を以て支配せし  
 も幾分か親切なる所あり又稍人望もあつたれどもビリビの西班牙おて生れ和  
 蘭人の性質も言語も風俗も知らざる眞個の外國人あるを以て其壓制の和蘭人



民の最も忌嫌ふ所なり彼れが和蘭の首府にて父の後を嗣ぎて位を登るや己れの妹を代理として直ち本國へ返り再び和蘭へ來るとなく遠國より嚴命を下して堅く新教の弘流を禁じ之と共に改革を關する書類を發賣すると及び之を讀むことを禁する耳ならず僧侶を除くの外何人あても聖書を誦むことを嚴禁し又且つ宗教上の事を論及することを禁せり彼れ己の是の如き命令を下す以上の勿論新教の禮拜を關することを嚴禁せるあり此の法律を犯す者の男と女と女となく悉く燒殺され若し其犯罪を悔悟する者の男の首を斬り女の生かगर埋め又新教の信者を訴ふる者の大なる賞典を得その信者を隠伏し又これを助くる者の自ら法律を犯す者と刑を同ふせり是の法律を實行する爲に特別の裁判所を設立し之に依りて死刑を處せられたる者甚だ夥し

**〔第三〕乞食黨** 當時華族の中にて新教を受けざる者も其壓制を傍觀するお忍びす五百人相連結して願書を認め其法律を寛大おせんことを請求せり然るお國務大臣の其願書を卑視め其願人を詈りて乞食と云へり是に於て其徒のこの乞食の名を取りて同盟を結べり夫より以來この徒の好意を受け多くの人々の

諸方お於て王命を反對し公けお新教の禮拜を爲し又會堂あきを以て野外に説教を爲せし時の如きの數千人或る田間お群り集りて婦人小兒を其中心お居き其他の者の周圍お立ち鉄鎗を所持する者お更おその外圍お立ち若し我徒を害する者來らば必ず之を以て防禦すべしと思ひ夫より説教を聞き神を讚美し而して教會の大禮を祝せしとあり是時王の代理者たる者お之を見て大お怒りたれども之を如何ともすると能はず又王の是事を傳聞して直ちに法律を寛おすべしと約束しながら之と同時に密かに法皇お書を奉呈して此の約束を守らざる耳ならず必ず法律を實行すべきことを約し右の如き偽りの約束を爲して人民を誑欺んと爲せり

**〔第四〕其像を毀ちし事** 紀元一千五百六十六年 右と大抵同時に新教信者の中おても誤りたる熱心を起し聖マリアの像も全く偶像なれは其偶像を教會お置くとの猶ほこれ聖旨お戻れるものありと思ひ諸會堂おあるマリアの像を取出して悉く之を破毀り是時華族等の之を賛成せざる耳ならず却て其人々を責しめたれども王の之を聞て益々怒り必ず和蘭人を嚴しく罰すべしと決心



せり。

〔第五〕アルバ、右に記せる如く王は非常な激怒したれば和蘭人を嚴しく罰せんが爲に紀元一千五百六十七年アルバに一萬の兵卒を附して和蘭を遣はせりアルバの當時著名の大將ありしが天性猛惡の人にしてビリビ王と較ぶるも更に一層残酷なれば這般怒りを洩し夥多の人々を罰するの實に適當なる使者なり彼れ和蘭に來るや直ちに新裁判所を起し多くの人を執へて死刑に處したり世人この裁判所を「血の裁判所」と云へり凡そ今回の變に願書を出して法律を寛大おせんことを上願せし者新敵の禮拜に列席せし者及び王の和蘭の自由を奪取るべからずと云ひし者は等の人々を悉く死刑に處せり其他人も従ふよりも寧ろ神に服ふべしと云ふを以て死刑に處せられし者もあり又數年前嘗て新教徒の葬式に關りたるを以て死刑に處せられし者もあり一たび此の裁判を起してより凡そ三ヶ月の間一千八百人死刑に處せられたり又是の如き多くの人を個々別々審判ことの煩勞を厭ひ翌年二月に至りて王の朋友數人を除くの外一時の之を審判けり又ビリビ王の富者を死刑に處し悉く其財産を沒

収するを以て巨多の金を得たり然れば和蘭人の是の如き非常の壓制よりて日夜患難を嘗めし耳ならず商業も隨つて衰退し國力も漸く衰へて自ら壓制を防ぐの勢力を失はれれば唯々として忍耐するの外良策の施すべきなきに至れりアルバの支配中前後に殺されし者一萬八千人の多きに至り其後王は漸く法律を寛大おすべき約束を爲し恩詔を下して云く凡そ國民にして罪を犯さざる者謙遜にして王の恩典を希ふ者の赦さるべしと。

第四項

オランダのウイリヤム

和蘭にて改革を起せし傑傑の決して神學者非ず佛蘭西のユリニエーの如き愛國者ありしあり乃ち和蘭人のウイリヤムと云へる華族の引誘よりて漸く王の壓制を免かるゝことを得たり。

〔第一〕其幼年

氏の紀元一千五百三十三年を以て和蘭に生れ當時最も高位の華族なり其親等のルーテル派の教會に屬する信者なり氏の羅馬教徒に從つて教育を受け十五歳にしてナヤールス帝の侍臣と爲り屬々智力を現はすを以て大に帝の好意を得遂に大職を託せらるゝに至れり其後帝位を辭する時



方りて氏を座側まがひに招き、自ら其肩かたを倚り掛りて禮を行へり。廿六歳の時國命を奉じて佛國フツクニに赴き、佛國王フツクニと偕ともに獵するの際王より新教を滅すべき企畫ありしを聞き、開けり。乃ち西班牙佛蘭西の國力を合せて改革を全滅すべき企畫ありしを聞き、さたり氏シの固より賢才あり、又愛國心あいこくしんが富める人あり、王の言を聞けども、毫も知らざる狀まはにて自ら其事ことを干係せざる耳ならず、却て新教を調べ、後ち新教の熱き信者と爲れり。是時他の華族くわじやくのピリビ王の約束を信じ、且つ各々忠義ちうぎを待みて禍害を免るべしと思ひたりしが、氏シの審かひピリビ王の狡猾くわくわつあることを看破くわんぱしたれば、事もし不意ふいに生ずる時、音ねに新教徒しんきやくたを限らず、一般の愛國心あいこくしんある者も必ず禍害くわいがいを罹るべきことを預め、知り彼のアルバが來らざるに先ちて本國より遣れり。

〔第二〕謀反の起源おこり（紀元一千五百七十一年）和蘭人の上うへに記せる如き壓制の下したに在りて、非常の患難あやみを嘗められたれども、自ら西班牙いすぱんやに叛いて其壓制を防ぐ程の勢力せいりきなきことを感あはれ、數年間止むを得ずして忍耐にんたいせしが、今やウイリヤムの爲め策勵さくれいされ、先づ海岸の漁夫等りくふらに相偕あひに盟約めいやくを結び、海の乞食こじきと云へる名稱なめいを以て第一着ちゆうしやくの一ヶ處の或る港みなとを侵襲しんじやくし、夫より西班牙人の商船しやうせんを奪ひ取り、又夫より

軍艦を以て戦争するに至り、ウイリヤムの悉く自家の財産を散して、兵卒を招集しやくしやくし、陸地りくちに於ても、更さらに戰端せんたんを開き、たれども意の如く敵勢を敗ると能あたはざりしが、北部の人民じんみんの爲ために鼓舞こぶむされ、王の壓制あつせいに反對たいたいして同盟どうめいを結び、氏を以て司令長しやうめいと爲して、長く戦争を爲したり。是こゝに於て王の軍勢ぐんせいの屢々勝利りよくを取り、たれども、至く和蘭人を滅ほろぼすと能あたはず、和蘭人も亦またに海軍を以て、西班牙人の商船しやうせんを討敗たうたいり、彼等の商業しやうぎやを妨害ぼうがいし、又忍耐にんたいと勇氣ゆうきとを盡して、本國を保護ほごせり。

〔第三〕ライデンを攻圍せうゑいみし事こと（紀元一千五百七十四年）本史ほんしに、此の戦争の有様ありさまを詳しく述ぶると、能あたはざれども、就中有名しゆちゆうやうめいなる一事實いちじじつを畧陳りやくちんすべし。是時西班牙の軍勢ぐんせいのライデンを攻圍せうゑいみ、たれども、輒さくすく其石垣いしがきを毀つと能あたはず。然れども、其市街しちがいを堅く攻圍せうゑいみ、嚴しく糧食りやうじきの出入しゆいしゆを禁じたるを以て、其市人しちじんの大おほい困苦くふたれども、相互あひあひに敵を降参かうさんせざることを約して、力の有らん限り敵を防ぎたり。時、ウイリヤムの外そとに在り、ライデン人が圍城ゑいじやうの中なかに居て、非常の困苦くふに遇へるを察さつし、忽ち之を援けんと欲ほつしたれども、陸軍を以て決して、彼等を扶たすくると能あたはず。又、其市街の海岸かいがんより、凡そ二里半にりはん計り隔たるを以て、軍艦を以て、猶更ら助



くると能はず海陸の軍勢ありと雖も彼の地を施す所なきを如何ともする  
 能はず然りとて一刻も看過すべきありざれば遂に一計を案出し先づ其の堤  
 防を毀ちて海水を市街に溢れしめんと企てし不豈に圖らん水勢の少量なるを  
 以て預想の如く軍艦を浮べて市街に近づくと能はず是時市街に於て糧食全く  
 竭きたるを以て縦に敵の攻撃する者なきも一市人ことごとく餓死せんとする  
 の危きに迫まれり敵兵これを見て嘲弄して曰く汝等今や將に食糧を策窮りて  
 降るべきのみと市人之不答へて縦に自ら左手を喰ふとも右手を以て汝等を防  
 ぐべしと云へり恰も好し是際北方より烈風吹起れるを以て海水に忽ち市街に  
 向て流るゝと其軍艦の漸く近づくを見て敵兵悉く甲を巻いて遁れ去りたり是  
 時一市人の歡聲の雷の如く凡そ自ら歩行する勢力ある者の咸く會堂に群り集  
 まりて神を讚美せしが其際氣衰へ方落ちて喜悅の涙を咽びつゝ讚美を止むる  
 者もありたり氏の大市人の忍耐と勇氣を感じ此の勝利を紀念するに如何な  
 る褒賞を遺るべきやを訪ひしにライデン人の大々學問を貴重するを以て願く  
 り此の勝利を萬古に紀念せんが爲に最も完美ある大學校を設立せんとを請求

せるを以て其の如く翌年この地に大學校を設立せり爾來ライデンの再たび繁  
 榮を回復せり蓋し想ふに和蘭の古來日本にも干係ある國あり乃ち往時日本の  
 未だ開化せざる時方りて彼の地の學者等日本の事情を調べ日本文典なる  
 ものを著しし者あり又日本の國俗風習を著しし者あり又多く日本の製造  
 品を蒐集してライデンの博物館に出したるにあり

〔第四〕國の分離

右に記せる戦亂の後ち暫時ウイリヤムの支配を從ひし  
 かども漸く分裂して二國と爲れり乃ち新教の佛語の通ずる南部地方を行のれ  
 ず又其地方の人々の漸く壓制を打勝つと能はずして長く他國の屬領と爲りし  
 が今より六十年前始めて獨立して白耳義と云へる國號を立てり又蘭語の通ず  
 る北部地方の人々の新教を信奉し熱心忍耐して悉く壓制を防ぎたり

〔第五〕ウイリヤムの死(紀元一千五百八十四年)

氏に實に「國の父」とも稱  
 すべき熱心の愛國者なりしがピリピ王の是の愛國者に反對して非常な激怒し  
 ウイリヤムを殺す者あらば巨多の褒美を與ふべきを約して遂に意の如く氏を  
 殺せり氏の實に真正の愛國者たる耳あらず又た誠實なる熱心の信者ありしを



以て常々深く神の恩祐を信じ長き間種々の艱難辛苦を耐へ忍びて國家を經營し已小策畧の竭くるに至るも屈せず毅々として國民を勵まし且つ之を導けり又當時一般の人民と異りて自ら篤き信仰あれども凡ての人々の宗教上の自由を施さんと欲へり氏は是の如く賢才あり智力ありて能くヒリビの狡猾を防ぎしを以て「默念するウイリヤム」と云へる稱を得たり。

〔第六〕其死後の事、ウイリヤムの死と和蘭國を取りて非常の困難なることあれども人々その模倣を倣ひ方を落さず尙は耐へ忍びて戦争せり其子の父の死する時僅か十七歳ありしが夙に武術に達したれば父の後ちを嗣ぎて國民の首領と爲れり是の時方りて和蘭の海軍の益々強盛あれは海上の商賣は是の戦亂中と雖も愈々盛大なるも拘りらず西班牙の此の戦争の爲に非常の禍害を蒙りたるを以て遂に紀元一千六百九年を以て戦争を止め全六百四十八年を以て始めて和蘭國の獨立を允せり又和蘭人のカルウインの説を容れて佛國の新教徒と同じ教會政治を立てたり。

第七章 英吉利國の改革

他の國と異なりて英國の改革の神學者より起らず却て壓制家より起れり又英國の兵個の改革者もありたれども英國の改革の政府の秘密の關係を有するものなり。

第一項 ヘンリー八世紀元一千五百九年より全四十七年まで位在あり

〔第一〕英國の情況、英國が於て羅馬教の盛んを行はれしが中世も尙は本國の獨立を重んじて羅馬法皇の壓制に反對する志ある者あり又ウイリッの教の結果の當時は幾分か存せしあらん又學者の中に會僧の無學を嘲けて眞の教育を慕ふ者多し然れども一般の人民は羅馬教の信仰も、法皇の政治も反對する者なかりき。

〔第二〕ヘンリー王の離縁(紀元一千五百卅三年) 本國にて改革の起りしと秘密に王の離縁關係せり即ち王の嘗てルーテルの説を聞きてより自ら書を著し大ナルルーテルの説を辨駁し又國民は法皇の政治および教會の風習を堅く守るべきことを諭せるを以て法皇の之を聞て大に喜び直ち王は教會の保



護者」と云へる名を附したりしがその教會の保護者とも稱せらるべき者が嘗て  
 法皇より離縁状を受理せざるを以て全く法皇の政治を棄つるに至れり而して  
 ヘンリーの兄の西班牙王の女カマリナ(ナヤール)五世の叔母ありを娶りたり  
 しが間もあくして死せり而るも其父の嘗て西班牙と同盟を結ばんと欲する素  
 志あるを以て遂に父の勸めを應じヘンリーの十八歳の時その兄の寡婦を娶れ  
 り是れ蓋し法皇の允許を経て娶りしものなり爾來凡そ十年の間差したる苦  
 情もなく夫婦和合して國政を執りたれどもヘンリーの漸く其老ひたる妻を忌  
 嫌ひアンチと云へる青春妙齡の美婦人を娶らんと欲するの念を起して遂に法  
 皇カマリナを離縁すべき允許を請求せり然るも是の一事成就て人より  
 て説を異にせり或人の説よるもヘンリーの其兄の寡婦を娶れるとの教會の  
 傷なりと思ふて自ら本心お責められたるも又その妻が擧げし男兒が夭死せし  
 と之實に神の怒りお觸れたるものありと思へると又若し後ちを嗣ぐべき男兒  
 なければ躬自ら死すると思ふて遂に其妻を離縁せんと欲するに至れ  
 りと又或人の説よるも彼れが本心お責められしと全く偽りありして其實

と肉慾お感ひされアンチと云へる美人を娶らんと欲して前妻の離縁を請求せ  
 しものありと余思ふもヘンリーの兄某が嘗てカマリナを娶りて事實お夫婦と  
 爲りしものならば離縁某の死せしと雖も法皇ヘンリーお其寡婦を娶るべき  
 とを認可すべき權あると云しカマリナの亡夫の生前お確かある証據を以て婚  
 姻を爲し夫婦の交わりを爲したらんお離縁某の死するもヘンリーの亡兄の  
 寡婦を娶るの理おからん然るもヘンリーの兄の正しき婚姻を以てカマリナを  
 娶りたれども決して床を同ふせしとなくして死したるを以てヘンリーも之を  
 娶り法皇も彼れが再び嫁することを許したるものなればヘンリーお於て本心  
 お責めらるゝの憂ひあるとなし而るも彼れが本心お責めらるゝことを主張せる  
 の之を口實として美人を娶らんとするの策のみ然るも法皇の是の如きヘンリー  
 の請求を受けて大お困惑せり若し彼れの請求を承認せざれば恐くは彼れの  
 激怒お觸れん若し之を承認せばナヤール帝の怒りを起さんと怖れ自ら正  
 義の處置を爲すと能はずして姑息おも唯二時の禍害を免れんと欲し種々の  
 方法を以て二三年間その處分を猶豫せり是の際ヘンリーのアンチを娶らんと



するの情切り、迫りたれば離縁状を受けずして密かアンチを娶り夫より三ヶ月の後大監督に向て離縁状を請ひたりしが當時の大監督ハ大に王家に依頼する心ある者あれば容易く王に離縁状を與へり是ハ於てヘンリーの法皇の政治に反對する廉を以て直ち教會より放逐せられたり。

〔第三〕ヘンリー 教會政治を管理せし事(紀元一千五百卅四年) ヘン

リーが未だ法皇より離縁状を受けざる時大に法皇に向て忿怒を洩せしを以て法皇の命より英國の僧侶の會議を開て王が英國教會の首長たることを承認せりヘンリーが前妻を離縁してより後王の請求に應じて帝國會議の法皇に上告することを禁じ又監督を撰ぶ權利を王に任せり是の如き法律を以て英國の教會の兩來法皇の政治を離れて専ら國王の支配下に在りしあり之と同時に異端を唱ふる者を燒殺すべしと云へる法律を設けり是等の外更に改革する赤心あるとあかりしあり。

〔第四〕寺院を廢せし事 英國の寺院の古來有志家の施財を受けて大に

富有を占めたるか爲ふその會僧の中に自ら怠り且つ不品行の者多し是の時ふ方りて法皇も亦た驕奢の爲に莫大の金錢を費したるを以て忽ち英國寺院の富めるを羨み直ち使者を遣りて寺院の事情を調査しめしむ其僧侶の怠惰なるも不品行の甚しきを聞き之を好機會として其の寺院を毀ちその財産および所有地所をも悉く奪ひ取れり夫より之の地所を賣却て巨金を儲けたれども是の巨金も亦た驕奢の爲に悉く使ひ果せり。

〔第五〕六箇條の信仰箇條 羅馬法皇の舊時改革説の流行を允したれども

紀元一千五百卅九年に復た六箇條を著しして堅く化体等を信すべきことを諭し古より傳はりたる教義を棄つる者を嚴しく罰したりヘンリーの之と同時に羅馬教熱心の信者にして法皇の政治を主張する者及び化体等の説を教ふる者を死刑に處したり爾來ヘンリーの導きより英國の教會の羅馬教會より分離したれども決してヘンリーを眞個の改革者との稱すべからず何んとなれば彼の右に述べし如く無情なる者あり且つ肉慾を感ひされし壓制家なれば也。

〔第六〕チンダル(紀元一千四百八十四年より五百卅六年まで) 右に述べたる

如く英國王の決して眞正の改革を起すべき志望ある者ありらざるもの萬々



言を待たざれども、同時代英國おても、真正の改革者數人起れり、其中お就て先づ  
 ナンダルの事蹟を畧言せし。  
 氏の大學卒業の後、或る富家の子供の教師と爲り、又新教の改革説を容れ自ら  
 ロンドンお移りて説教を爲し、又一般の人民おも神の聖言を讀ましめんと欲し  
 て聖書の翻譯お從事せしが、政府の恨む所と爲りて本國おての之を成就すると  
 能はず、遂お獨逸國お移りて聖書を英語お譯せり、匿れて譯せり、然れどもウイ  
 リフと異ありて、氏の聖書の原文より直譯せり、原文より聖書を翻譯せし者、蓋  
 し氏を以て嚆矢とす、現今おは一般の英國人の中お行ゆる、聖書の多分氏の譯  
 お基づさしものあり、然れども王の書史と法皇の使者との諸方を巡りて、氏を採  
 索し、遂お氏を獨逸お捕縛したれば、直ちお死刑お處したり、是時ナンダルの主  
 よ英國王の眼を開き給へとの祈りを爲しつゝ、死せりと云ふ而して、氏の生涯記  
 の今お存せざるの實お遺憾と云ひざるべからず、唯だ氏が諸の困難辛苦に耐へ  
 忍び、生命を惜まずして、神の聖言を敬ふ人民を愛する真情を以て、聖書を翻譯せ  
 しとの如きの實お感すべき所なり、嗚呼、氏の實お改革の豪傑と稱ふべし。

第二項

エドワード六世(紀元一千五百四十七年より六年間)

十歳の時父の後ちを嗣ぎて位お上り、大お學問お進歩し、真情より新教の改革を  
 受け容る、者なるを以て直接お國を支配するに能はざるも、其の好意を受け、大  
 臣の世話お因りて、改革の六年の間お著昭く進歩せり、又獨逸より神學者を招き  
 化體説を廢し、教會の風習を改良し、新お信仰關係を現し、又説教者を以て新教  
 の説を弘めしめ、たれば、其改革の六年の間お一般人民の希望お過ぎて進歩せり  
 蓋し一般の人民も法皇の壓制を棄つべきことを承認したれども、未だ改革の精神  
 を解らざるを以て、古より傳ゆる教會の風習を改革することを好まざりし、又大臣  
 の自肆お國を支配し、唯だ自己の利益のみを求めて却て改革を非難せしを以て  
 改革の遂お一般人民の爲に、妄評を蒙り、幾分かこの改革お反對する心を起す  
 者もありたり。

第三項

メリー女王(紀元一千五百五十三年より六年間)

エドワードの身体脆弱ければ、位お上りてより僅かお六年間政權を取りて死し  
 たれば、其姉メリー其後ちを嗣ぎて位お上れり、メリーのカメリナの女おて少年



の時より彼の改革と稱するもの唯だ我が母を責むるの方便なるべしと思ひ  
 眞情より羅馬教および法皇の政治を慕ひ何卒して改革を止め原の如く羅馬教  
 を回復せんと思へり後ちピリピ二世(西班牙王)を嫁して夫と共に羅馬教を守り  
 又如何おもして子を擧げんと欲したりしむピリピの左のみメリーを寵愛せ  
 ざれば望みの如く子を擧げると能はざりし故に本國を還されたり是時方り  
 て英國人の多く改革を求むる精神あらざりし故に前ハヘンリーの壓制を負  
 けて法皇の政治を棄てし如く今亦たメリーの命令に負けて改革を棄て法皇の  
 政治を受け唯だ寺院の地所を復すことを拒みたるのみメリーの父が罪惡を犯  
 せしことを悔いて教會の損害を全く償はんと思ひたれば寺院の地所を就て大に  
 憂慮たり又メリーの新しき風習を棄て法皇の政治を回復せし耳ならず大に有  
 名の改革者を迫害せり即ち當時有名の老監督を首め大監督また信者數百人を  
 燒殺せりメリーが是の如き殘酷の舉動を演せしとの實を愚の至りと云はざる  
 べからず蓋し彼れ改革者の教よりもその死に却て新教を弘行ふ最も大なる勢  
 力あることを知らざるなり何んとなれば正義あして且つ親切ある人々が己れの

生命を惜まざりて却て喜悅を溢れて死するを見て一般人民の中ハ益々メリーの  
 壓制に反對する精神を激發せり然れば英國ハ新教の盛んハ行はる、一大源  
 因ハ之をメリーの殘酷に歸せざるを得ず而してメリーの益々人民の怨望を受  
 け法皇より何の褒賞をも得ずして徒らに自ら世を怨み胸中悲哀充たされて空  
 しく鬼籍ハ入れり

第四項 エリサベスの支配(紀元一千五百五十八年より全  
 六百三年まで)

〔第一〕其性質 エリサベスのヘンリーの後妻アンチの女にしてメリーとの  
 異腹の妹なり而して其姉メリーの後ちを嗣ぎて位ハ上り自ら新教を受け容れ  
 たれども固より全き改革を望むの精神なき耳ならず其父と同じく己れの政治  
 と權勢とを重んじて教會ハ自由を與ふることを好まず又羅馬法皇の政治および  
 化體等の説を棄てたれども古より傳はりし風習を改革することを嫌へり素より  
 完全からざる改革亦れどもエリサベスの在位中新教ハ英國ハ於て盛んハ行ハ  
 れたり蓋し想ふに此の時代方りて英國人の知識上の自由を得たれば文學大



お進み又外國の商賣も大に進路を開けり、エリサベスの壓制家ありしも英智おして且つ眞の愛國心ありて人心の赴く所を知り、國家の爲おの全力を盡して働けり。

〔第二〕信仰箇條、この信仰箇條のエドワードの時お現はせしものを改正して三十九箇條と爲し、今なほ英國教會の信仰箇條と爲せり、而して其神學のカルウインの説と左のみ異なる所なく、晚餐禮お就ての説も亦たカルウインの説を容れたり、當時英國監督の中おのカルウインの朋友たりし者數人あり、右お述べし如くエリサベスの教會お自由を興ふることを好まざれば異なる禮拜を爲すとを忌嫌ひ自ら法律を以て教會の政治の諸て之を己れの政權の下おをき、凡そ政府の確定せし禮拜と異なる風習を以て神を拜することを嚴禁せり。

〔第三〕西班牙との戦争(紀元一千五百八十八年) 前回にも記せし如くエリサベスの自由を好まざれば自ら謀叛の事を助くるを忌嫌ひたれども自家の意望お倍きながら道般の止むを得ざる理由ありて、西班牙の壓制を防せがんが爲み和蘭人を助けり、之お依てピリピ王の大お怒り直ちお數多の軍艦を送りて英

國を討たしめ、且つ英國の改革を亡さんと思ひたりしが、英國人の是の如き大軍艦の準備おさきも有る程の軍艦を活用して外敵を防ぎたりしお恰も好し、是際非常の大風起り、敵艦を吹散したるを以て一擧して敵兵お克つことを得たり。

〔第四〕「ピューリタン」黨派、エリサベスの支配中不幸おして新教徒の中おも大なる争論おこれり、蓋しその争論の教義上より生ぜしものお非ず、乃ち教會の風習お就て起りしものあり、或人のエリサベス女王の説お從ひ古より傳ふる風習を成るべく守らんと思ひしが、或人の之を以て満足せず、其風習を全く改革せんと思へり、甲の説お據れば一般人民が長く馴れ守りし風習を漫りお改革せば之およりて恐く、改革お反對する心を惹起すべしと思ひしあり、乙の説お據れば羅馬教お秘密の干係を有する風習を全く改革せざれば無學の人民の必ず之お依て羅馬教の説を信すべしと思ひしなり、其中お就て教會を最も清潔お改革せんと欲せし者乃ち「ピューリタン」黨あり、之およりて彼等の清潔黨と云へる名を得たり、蓋し甲の説を案するお彼等も此の風習を敢て好むおあらざれども女王の命令お應じて此の風習を守るべしと思ひしに過ぎず、乙の者之お



答へて女王の教會を支配する權ありと云へり而して其論せる所の風習も就ての種々の別あり乃ち僧侶の禮服の晩餐禮を守る時お跪くと洗禮を施す時十字架の標を形造る等なり「ピニューリヤン」派の人々思へらく此の禮服と祭司の務めの表証なれば其身祭司も非を以て唯道を宣傳ふる牧師たる者の着るべきものも非ず又跪きて晩餐禮を祝するの古より聖体を敬ふとの表証なれば化體説を棄てし者の其風習を守るべからずと云へり又「ピニューリヤン」派の者も敢て監督政治を忌嫌ふにあらざれども當時の監督の專ばら女王に依頼し女王の説を多く受け容れたるを以て「ピニューリヤン」派の中より漸く其監督を反對する心を起せしあり又「ピニューリヤン」派の者の牧師の教育を重んじ且つ不良の者が牧師と爲ることを憂へて堅く牧師の戒規を行はんと思へり

〔第五獨立黨派〕 又た僅少の人々の彼の「ピニューリヤン」派と同じく眞正の改革を慕ひし耳ならず政府の干渉を離れて獨立の教會を組織せり此徒は極めて少數なる耳ならず非常の迫害を受けて和蘭に遁れし者もありたり其詳なるこの次下へ至りて再説すべし

第五項

英國教會

英國教會の原來政府と秘密の干係ありて他の諸國に在る新教の教會との幾分か異なるものあり乃ちエリサベス女王の心お應じて成るべく改革の度を減少せんと思ひたれば古より傳はる風習と古の神學者の説を重んずる者多し已に法皇の支配を棄て化體等の説を棄てたるも尙は監督政治を改革するとなく禮拜の風習も左のみ改革する所あり

第八章

蘇格蘭國の改革

此の國にて改革の最も盛大に行はれたれば其名も結果も著しく現はれたり

第一項

蘇格蘭國の情况

蘇格蘭の英國の北方にある嶋國にて人種も二類あり(一)の北方即ち山中に住する者のアイルランド人と同人種なり(二)の南方に住する者の英國人と同人種なり本國の英國と同嶋なりしが古より第十七世紀に至るまで政治の英國と全く異ありて獨立國なりしあり又その人民の大に獨立の精神に富みたる者あり其幅員の殆んど日本の北海道と同じからん改革の時代に人口一百万人お充たす



又當時教會の僧侶の概ね無學不品行の者のみありしが人民より數多の税を取  
りながら且つ怠り且つ奢れり凡そ僧侶の所有の本國の富みの半も過ぐ又僧侶  
の中国人民の學文を教授する者あり又學術研究の爲に獨逸に赴く者もありたり  
本國人の餘り開化の進歩せず且つその風俗の頗る猛烈ありし又改革の起りし  
時國王のセームス五世おて其母の英國ヘンリー八世の姉なりし故にセームス  
の妹ありしなりセームスの紀元一千五百四十二年の戦争に英國人の爲に討負  
けしを憾みて死せり。

第二項 改革の起源

獨逸の大學より歸りし諸生の到る所於てルーテルの説を主張し又獨逸および  
和蘭の商人より改革に就ての著述又ハサンマルの譯せし聖書を輸入せり政  
府の是の如き書類を輸入することを嚴禁し又聖書を讀むとさへ禁じられたるも改  
革の説の益々人民の中を流行せり又且つ生命を惜まずして新教の説を弘むる  
者あり其中に就て最も著名なるハミルトンあり氏の貴族の子なりしが幼か

して佛國の大學に入りて教育を受け又屢々新教の信者に交はりて改革の説を  
受け容れ廿四歳の時本國に歸り愛國心を以て頻りに新教の説を弘めたり然れ  
ども暫時おして執られたりしが氏の信仰に因りて救はるべきと像を拜すべか  
らざると聖書を研究すべきと等を述べを以て燒殺されたり想ふに氏が働か  
に從事せし中間の甚だ短かりしが其篤信に感じその説を受け容れたる者甚だ  
多かりしあり他の一人ハウキシャーあり氏が幼年の事跡に知らざれども獨  
逸および蘇格蘭の改革を學びて本國に返り夫より諸方を巡り熱心な基督教を  
宣傳へたるを以て紀元一千五百四十六年ハ燒殺されたり。

第三項 シモン・ノックス(紀元一千五百五年より全七十二年

まで)

氏は蘇格蘭にて改革の大業傑あり。

〔第一〕其幼年、氏の大學卒業の後或る華族の子供の教師と爲りしが四十  
歳の時ウキシャーと云へる説教者お遇ふて改革説を聞きウキシャーの傳  
道を助けて諸方を巡廻し常に刀劍を佩びてウキシャーを保護せり其後ウ



キシヤードの執のれし時氏も借お往かんと欲したれどもウキシヤードの悞切  
 ある獎勵より始めて他お遁れたり然れば此の説教者が死刑お處せられし  
 より新教徒の多く東の海岸城中お集まりて敵を防がんと爲り是時氏の諸生を  
 引率て城中に止まり其處おて始めて説教せり蓋し氏之より先き已お按手禮  
 を領けたれども自ら謙遜して一度も説教せしとあかりしが這般城中お集まり  
 たる者の牧師の氏の信仰と熱心とを見て或る日曜日の集會の時公衆の前おて  
 説教者と爲らんとを奨めたり是時公衆の皆其の獎勵を賛成せしを以て氏の  
 其奨めお應じて説教者と爲ることを肯せり後ち佛國人は其城を陥落せしを以て  
 (半年の後ち)氏も亦た生擒れて佛國お送られ凡そ一年半の間非常の辛酸を嘗め  
 しが幸ひおして其苦難を免るゝとを得たり或の云く英國皇后の周旋によりて  
 赦されしならんと

〔第二〕英國及びゼネバに止まりし事 氏の漸く生擒の苦を脱かれた

れども蘇國おての勤くべき機會なかりしを以て英國お到りエトワードの支配  
 中英國おて説教者の務めを爲せり或の監督と爲るべき機會ありたれども自ら

監督政治の不善あることを信じたれば斷然辭退せり而して英國教會の信仰關係  
 および禮拜の風習を改良することを助けたり其後ちメリーが王位お上りし時氏  
 の多くの改革者と共お瑞士國に逃れゼネバお止まりし英國人の牧師と爲れり  
 又その際カールウインと交際し其説を受け容れて神學お進歩せり

〔第三〕蘇國よ返りし事(紀元一千五百五十九年) 五十四歳おして本國お

歸り死に至るまで全力を盡し熱心を盡し大膽を盡して改革を教へり特に氏の  
 非常の熱心家おて眞情より改革の説を受け容れ彼の羅馬教の禮拜の左のみ偶  
 像教と異ならざるものなりと思ひ眞より本國人の救はれんとを望み神よ願く  
 の本國の人民を救ひ給へとの祈りを以て大に國人お改革の説を弘めり然るお  
 同年不幸おして内亂起れり乃ち前述の如くゼームス五世の紀元一千五百四十  
 二年に死し其女が未だ幼少あるを以て其母幼女の攝政と爲りて政權を握れり  
 而して其母の原佛國人おれば其兄の如く堅く羅馬教を守らんと欲し成るべく  
 新教の流行を擁塞んと爲せり然れども當時本國の華族および貴族の輩の其壓  
 制お忍ぶと能はず相互お同盟して聖道を守りし故お彼れその同盟を破らんと



欲して戦争を起せるあり又前陳の如く英王エリサベスに素より謀叛人を助くることを欲せざれども若し應援されば蘇國の恐く佛國の屬地と爲らん蘇國もし佛國の有と爲らば英國の盛衰に關する少うらざれば自家の意望に逆らひたれども止むを得ず遂に兵を出して彼の新教徒を助けり之にお依りて新教徒の忽ち勝利を得その翌年お至りて彼れ攝政を死したり是は於て同年八月國會を開て羅馬教の禮拜を禁じ新教の信仰箇條を受けたり

第四項 メリー女王

〔第一〕其幼年、其父セームス五世の死せしより凡そ二三日前にお生れ幼少にして佛國に移り十六歳の時フランシス二世の妻と爲りしが二年の後其夫の死したるを以て其翌年すあひち紀元一千五百六十一年十九歳おして本國お返り乃ち十八年間その母のメリーの攝政と爲りて政權を掌握せしが母の死したるを以て其翌年本國お歸り始めて蘇國王の位お即けり

〔第二〕メリー及びノックスの競争、メリーの天性容貌美婉にして相應お學問お進みたれども頗る狡猾なる婦人なり真情より羅馬教を受け容れ其

大目的とせる所の改革を介して本國お羅馬教を回復せんと欲するお在り是故お早くより自ら法律を破り密かお己れの宮中おて羅馬教の禮拜を爲せり又狡猾おも人民お媚惑ひ人民を惑はして公けお其禮拜を行はんと欲せり其企畫お反對して新教を堅く保護せんとする者の特おフモンノックスなり蓋し多くの人々のメリーが偽りの親切お惑はされ美しき女王の請求する處を聞入れたれどもノックスの毫も彼れの瞞着手段に陥るとなく又その恐喝をも怖るゝとなく熱心に力を盡して改革の説を宣傳へ羅馬教の實を腐敗して信するお足らざることを述べたり

〔第三〕メリーの耻辱、メリーの奸惡なる企畫お反對する者のお管おノックスの説教お止まらずして却て己れの肉慾おてありしあり乃ち彼れ美男子なる己れの従兄お嫁して一子を擧げしが間もなく其夫と不和を生じ且つ紀元一千五百六十七年廿五歳お己れの朋友の其夫を暗殺せり然ればメリーの預め其事を知りたるや否や夫の確証なければ決して知る可らずと雖も未だ數月を経ざるに己れの夫を暗殺せし者お再嫁せしを以て見る時お彼自ら情夫をして其夫



を殺さしめたるお相違おからん又之お依りて大なる耻辱を得たり蘇國人民の是の如き人の支配下お立つことを厭しと爲されば直ちお謀叛を起してメリーを捕へりメリーの密かお位を辭して英國お遣れ歸りたれば國人の其幼子を王位お即けてゼームスと名附けたり。

〔第四〕メリーの死、メリーが本國を遁る、の後ち直接お改革の歴史お關係を有せざれを余の一言を以て彼れが自餘の生涯記を述ぶべし乃ち彼れ英國お通れ返りてエリサベス女王の一臂を藉らんと欲せしが却て女王の爲お執られて或る城中お縛らる、お至れり蓋し想ふお是時英國の羅馬教徒のエリサベスを暗殺しメリーを位お即けしめんとの密計を企てしを以てエリサベスのメリーの今は生存せざるを憂へたれども彼れを死刑お處するお忍びされば遂お十九年間城中お繋械たりしが其後ち漸く謀叛の企てお與せしとの訴を以てメリーを死刑お處したり。

第五項 蘇格蘭の教會

メリー女王が本國を逐電せしより後ち改革の毫も他の障礙なく衰々として蘇

國お弘まり北方の山中お住居する人民の長く羅馬教を固守したれども其他の人民の眞情より新教を奉せり抑もノックスの專をら新教の通歩を助けんが爲お全力を盡したりしが六十七歳の時「聖バルトロマイ」の祝日お在りし殘酷なる暗殺の有様を傳聞して死せり想ふにノックスの單お宗教上お力を盡せし耳ならず自ら學術を重んじ成るべく人民の教育をも奨励せり之お依りて教育を重んざるの精神の掲焉行はれ本國の極めて貧國なるおも拘りら蘇國より有名の學者多く輩出せり。

却て西班牙と蘇國とを比較するお明瞭お羅馬教と新教との結果を見ることを得べし抑も西班牙の元來富強の國なるも羅馬教の壓制およりにて學術も商業も大お衰へたり而るお蘇國の人口少なく且つ極めて貧國なるも新教を受け入れてより人々自由を慕ふ精神を以て本國の開化の大お進み歐洲列國の中お在りても有名の國と爲れり又蘇國人の堅くカルウインの神學を受け入れ又教會の政治を政府お任することを好まず教會の獨立を守るお尤も切要なりと思ひ教會政治の諸教會おて撰びし長老等またの諸教會の代員より成り立つ所の都會大



會ふ委託せり而して彼の長老會あるものが自由に反對せざるこの蘇國の例を見て明かを知るを得べし。

### 第九章 羅馬教の情况

一度改革の舉ありしより以て遠英吉利蘇格蘭和蘭佛蘭西獨逸北部の諸國および北方の三箇國の羅馬教を離れて新教を奉せし耳ならず羅馬教の有様も亦た舊時の比にあらす大に其体面を變化し來れり然れば現今羅馬教道徳上の情態の第十六世紀初年頃の情况と大に異なるものあり。

〔第一〕ツレントの會議紀元一千五百四十五年より全六十三年まで  
ル  
一、ナルの先き法皇の壓制を反して大會議に上告したりしハチヤーレス帝の何卒大會議を開き教會の惡風を改良して一致せしめんと思へりさてルーテルの次第に改革を進歩し彼の聖道を宣傳へたるホッスの説を棄てたる大會議の事を追憶し大會議と云ふと雖ども誤りなく信仰箇條を定むると能はずと思へり是の時方りて帝の猶ほ法皇に會議を開かんとを請求したれども法皇の長く其事を猶豫せしが漸く伊太利と獨逸の中間に在るツレントにて會議を開け

り乃ち紀元一千五百四十五年の初度の會議を開きたれども疫病の流行を以て忽ち散會し再度開きたれども生憎戰爭よりて散會し三度開きて全六十三年に散會せり然れども這般の議員の概ね伊太利人なれば皆な新教を棄て堅く羅馬法皇の政治を主張せり其中少數の議員の信仰よりて救はるべしと云へる教を信奉したれども多分の其説に反對する者あり然れば此の會議の決着の至く改革に反對する者ありて中世の間漸く流行せし羅馬教の説を堅く定め何處までも必ず信すべき信仰箇條なりと決定したれば羅馬教の漸く堅固な土臺を定めたり其他品行上を關する規則を以て僧侶の惡風を改良せり故に教會の政治および其教義に於ての少しも改革する所なきも僧侶の品行の幾分か改革したれば爾來今日に至るまで前代の如き惡逆無方の法皇あるとなし却てその教會の翌年法皇の其決斷の大意を十二箇條に約して出版せり若し夫れ羅馬教の教義を知らんと欲せば此の箇條を明かなり爾來新教より羅馬教に入る者の此の信仰箇條を受け入るゝを以て轉會することを允せり其畧を曰く、  
(一)ニカヤの信仰箇條を信ずると(二)教會の遺傳と規則を受入ると(三)教會の教



を先かして聖書を後にするとの最も奇なり(三)聖教會の註解に従ふて聖書を  
 信奉し何處までも教會の註解を用ふると(四)七つの大禮を守るべきと(七)つ  
 との(イ)洗禮(ロ)堅信禮(ハ)聖體(ニ)罪の懲戒(ホ)末期の禮(ヘ)按手禮(ト)婚禮是あり此  
 の大禮を行ふの必ず聖教會の規則を守るべきと(五)義と爲らるゝに就てハ  
 ツレントの會議にて決斷せし事を受け入るべきと(六)聖體を祝ふ時にハ信者ハ代りて  
 更ハ品行よりて義と爲らるゝの道あり(六)聖體を祝ふ時にハ信者ハ代りて  
 神ハ犧牲を献ぐると又聖體の麵包ハ全くキリストの肉と變じ葡萄酒ハ血ハ  
 化するものありと信すると(七)信者の葡萄酒を受けざるも麵包を受くるを以  
 て十分ハ聖體を祝ふと信すると(八)煉獄あることを信じ、その煉獄ハ在る者の信  
 者の祈りハ因りて苦患を免かるべきと又聖者を敬ふべきと又その遺物を貴  
 ふべきと(九)キリストの聖像ハよビマリア聖者の像を貴ふべきと又教會ハ信  
 者ハ謝罪を施す權あると(十)ローマの監督ハ使徒ペテロの後嗣なればキリスト  
 の代理者と信じて従ふべきと(十一)大會議の決着と規則を受入れ諸の異端を  
 棄つべきと(十二)此の聖信仰箇條を何處までも必ず遵守すべしと約束すべし

こと

〔第二〕ロヌラ(紀元一千四百九十一年より全五百五十六年まで)

ル・テールの改革の大業傑ありし如く、ロヌラの羅馬教を保守する一業傑あり、彼  
 れハ西班牙の貴族ありしが、三十歳の時戰場ハ出で過つて足を傷害し、其治療の  
 際古の聖者が奇跡を行ひし歴史を見て深く其事ハ感じ自ら其模楷ハ從ハんと  
 するの心を起せり、彼れ前ハ美女の爲ハ戦ひし如く、以後ハ靈魂上の刀劍を以  
 て聖マリアの爲ハ戦ふべきことを決心せり、其後ち嘗てパレスナナハ參詣し、夫よ  
 リパリスの大學ハ入りて六人の朋友を得たり、茲ハ紀元一千五百三十四年四十  
 三歳の時、此の七人の堅き約束を爲して會社を設けたり、其目的ハ成るべくハバ  
 ノスナナハ詣りて參詣人を保護し病人を介保し回々教徒ハも基督教を宣傳ス  
 ベシ、若し能ハずんバ法皇の使者と爲りて何處までも聖教會の爲ハ全力を盡ス  
 ベシと云ハるハ在リ、夫より七年の後、法皇の允許を得て會社を設けたり之を  
 「耶穌會社」と云ふ而して自ら第一の社長と爲れり。

〔第三〕耶穌會社、古より傳ハりし寺院の會僧を首め、フランス派とドミニ



一派の會僧等の精神大を衰へしが此の新會社の活潑の熱心を以て法皇の使者と爲り羅馬教を保護し新教の進路を止むるも尤も勢力ある機械ありしなり凡そ此の會社に加入せんと欲する者の先づ嚴重なる試験を受け夫より二年間の志願者と稱せられ堅き規則より禮拜を爲し書籍を研究し其他苦行を爲して嚴かなる教育を受けたり其一大目的の全く自己の心情を捨て願望を棄て枯木死骸の如く我心の全く空くものありと斷念し何處までも社長の命令に服従するの準備を爲すに在り却てその教育の科目の是の目的に適當したるものなり右の如く二年間の教育を経て後ち堅固なる約束を爲して始めて社員と爲り夫より數年間神學を學び又教師の獎勵を受けり是の如く長く教育を受け漸くあして社員たるの全權を受くるに至れり蓋し古の人々が寺院に入りて會僧と爲るの望みの世を遁れ苦行を修めて各自の救を全ふせんとするも在り而るも此の會社の目的の至の右と反對して世に出で羅馬教の爲に働くも在り是故に専ら教育の力を盡し成るべく小學より大中の學科を卒へ又自ら是等の教師と爲り各國の青年子弟をして羅馬教の守らざるべからざることを教へ新教の

怖るべき異端なることを教へり彼等の斯く教育を重んじ青年を導くを以て尤も大切あることと思ひたれば之に依りて大に知識を現はせり特にお境地利國王の是の如き事業を以て大に新教の進歩を擁止しとあり又彼等の此の方法によりて外國の傳道し異教徒の基督教を傳ふるも最も感すべき熱心を現はしたることあり蓋し素より幾分か誤りたる説を教へ幾分か過てる方法を以て働かしも其傳道の熱心の實を衰へべきもの也其過てる方法と云ふの一般の羅馬教徒の如く外形上の儀式を過重せしと異教徒を容易に基督教信者と爲さしめんが爲にお印度支那等にて異教の風習に従ひしとは是あり之によりて爭論を生せしとあるを以て法皇の遂に之を禁止せり其後ち此の會社も漸く初めの熱心を失ひ或は政府に干渉せるを以て惡評を蒙りたることあり彼等以為らく若し己れの善長なる目的を成就するも其際如何なる方法を用ふるも不可なしと又虚言を云ふを方便と爲せしを以て大に世人の惡評を蒙り爾來「耶穌會社」と云へる名稱の一種狡猾の譬と爲れり嗚呼イエスの聖名も此の會社の爲に風習の比と爲りしん實に悲しむべきとなり



〔第四〕ザビエー（紀元一千五百六年より全五十二年まで）此會社の傳道士中最も有名なる者のザビエーあり彼れの西班牙人にてパリス大學の教師と爲り彼のロニラと同居し居たることあり初め彼の苦行を畏怖たりしが後ちロニラの伴侶と爲り「耶穌會社」を創立せし七人中の一人と爲れり三十五歳の時印度へ航り十一年の間すあつち死するまで其處に働けり又彼れの紀元一千五百四十九年を以て日本へ來り二年の間働けり日本に羅馬教ある之を以て嚆矢とす又彼れの印度にても日本にても簡短なる問答を教へて衆多の人々を洗禮を施せり當時ザビエーの傳道に依て眞の信者幾何出來しや知るべからず。

〔第五〕異端人吟味所、この裁判所と其初め中世に起りし者なれども此の時代に至りての前よりも一層嚴酷なる裁判所と爲れり是れ蓋し伊太利にての新教を鎮遏する爲に設けしものあり西班牙にての先回々教徒およびユダヤ人を責むる爲に是の裁判所を設けしが爾來異端を唱ふる者を探索し來れば此處に於て直ち之を拷問し而して衆多の人を死刑に處したり。

〔第六〕新教進歩の期限、改革の數年の間盛大に諸國を行はれしが其進歩

おも亦た期限ありと云ふべし凡そ第十六世紀の中新教を受けざりし諸國に於ての今は多分羅馬教を墨守せり。

右に列記したる條款を更へ反復せば彼の北方の三箇國に全く新教を受け入れ獨逸國西北の多分瑞士國五分の三和蘭國の半部現今の和蘭と稱する國あり又た英吉利國の多分蘇格蘭にて之山中の住民を除くの外みな新教を信奉せり佛蘭西にて之數十萬人のみ改革説を容れて非常の束縛を蒙り獨逸の南部に於ての現今の壞地地方幾分か改革を受けたれども後ち「耶穌會社」の傳道によりて消滅せり其他伊太利國にての改革を賛成する者ありしかども其人の異端人吟味所の迫害に遇ふて殺されたり西班牙葡萄牙の二國に於ては政府の壓制によりて新教の行はれず若し更へ之を約言せば歐洲南部諸國の依然として羅馬教を守り北部諸國の多分の新教を信じたり凡そ歐洲南部各國の人民の恐るる北部各國の人民との其性質自ら異なりて羅馬教の美しき禮拜を好み左程に眞理を愛する熱心なく又政府壓制の下に在りて新教の行はれざりしあり或る歴史家の推算する所を據れば現今全世界にて羅馬教に屬する者の二億萬人あり新



教の信者の一億六百萬ありと云ふ。

### 第十章 羅馬教と新教との比較

孰れもニカヤの信仰箇條を受け入れて眞實に基督教の教會たるに相違なければ彼の羅馬教徒の中にも眞の信者多くあるべし然れども羅馬教の教義中多くの誤説あるべし若し夫れ此の二教を比較して其區別を畧言せば羅馬教の宗教の外形を重んぜり乃ち教會の禮拜および大禮僧侶の周旋監督又ハ法皇の政治を重んずと雖も新教の内形を重んぜり乃ち活潑の信仰キリストを愛する精神等を重んずると是なり。

〔第一〕其區別、凡そ新教の説を據る神の救を受くること專ら信仰あり是ハ前述の如くルーテルが改革を起せる土臺と云ふべし即ち神の恩恵を重んじ己れの功績に因らず唯だ信仰心よりて神恩を蒙り罪の赦しを受くべしと教へり又眞の信者の行爲を以て活潑の信仰を現はすべきことを教ふれども善き品行の即ち活る信仰の結果ありと教へり羅馬教の兩らず密に信仰を以てする耳ならず教會の大禮僧侶の周旋化体の功よりて全き救を受くべきことを

教へり

〔第二〕教義の規則、新教の説よるに信者の必き従ふべき教義ハ唯だ聖書のみありしが神學者の信仰箇條および問答書を編成し又た註解を著しして成るべく聖書の意義を説明すれども其註解と云ひ問答書と云ひ信仰箇條と云ふものハ皆聖書を基づくものにて若し夫れ聖書に適はざるものハ咸く無益の空論と爲せり是故ハ如何なる神學者と雖も毫釐も誤りなく聖書の深意を説明する權ある者なし然るに羅馬教の説を據れば凡そ信者たる者の必き守らざる可らざるものハ單に聖書のみならず會議の決議教會の教義あり又法皇は神より誤りなく道を教ふる權を委ねられたりと云ふ新教の信者の最も聖書を貴重する者おれば之を諸國の語に譯し又聖書會社を設立して聖書を出版し又その信者お専ら聖書の研究を勸むれども羅馬教にてハ屬々聖書を読むことを禁じたることあり又縱ひ之を禁せざるも聖書の研究を獎勵しとかかりしなり。

〔第三〕教會と僧侶の事、羅馬教は據れば彼の羅馬教を除くの外更ハ救を受くべき望みあるとなしと云ひ又教會の禮拜および僧侶の世話をも最も肝要と



す乃ち目お賭ゆる教會又ハ監督又ハ法皇の權を重んじて必ず教會に屬すべきことを堅く主張せり新教の人よりて幾分か説を異ふすれども目お賭ゆる教會また牧師の世話を貴べども之を必須飲くべからざるものどい爲るなり

〔第四〕開化および自由の關係する事、新教の説お據れハ信者たる者の各自聖書を研究することを最も重んずるを以て新教の行ゆる、諸國お於てハ

教育も大に進歩せり然るに羅馬教の説お據れハ一般の俗人の決して聖書を研究するお足らずと定めたるを以て其中ハ大學者と爲し者數人あるおも拘り

す一般人民の教育を獎勵せしとなし是故ハ羅馬教の旺んお行ゆる、諸國すお

ハち西班牙伊太利南亞米利加等お於て一般の人民の概ね文書を讀む者なき有

様あり之に反して現今學問の隆んお行ゆる、諸國すおハち獨逸英吉利蘇格蘭

北亞米利加等の如きハ實ハ新教隆盛の地なり

又羅馬教の政治の固より壓制政治おれば自由を施せしとなし之お依りて羅馬

教隆盛の諸國おてハ屬々謀叛を起せしとあれども共和政治の如きものを組織

せしとあかりし然れハ其自由の尤も盛に行ゆるは實ハ北亞米利加瑞士英吉利

蘇格蘭等の新教隆盛の諸國おり彼の羅馬教おてハ信者の員數尤も夥きも其中

ハ無學妄信の輩甚だ多し

蘇格蘭等の新教隆盛の諸國おり彼の羅馬教おてハ信者の員數尤も夥きも其中ハ無學妄信の輩甚だ多し

### 第十時代 第十七世紀

#### 第一章 獨逸國

〔第一〕三十年間ハ戰爭、已に前の時代お述べし如く第十六世紀の後半紀

お於て新教の益々獨逸國お熾んおりしが其世紀の晩年お及び「耶穌會社」の教育

を受けたる國帝位お上りて漸々新教お反對するお至れり又第十七世紀お至り

てハ愈々羅馬教と新教との不和を生じ紀元一千六百十八年お始めて戰端を開

きしより三十年の間戰爭打ち續き之お依りて獨逸國人ハ大ハ災害を蒙り

却説その戰爭の起源ハポヘミヤ國なりしなり蓋しポヘミヤ人の嘗てホッスの

説を受けたる如くこの世紀お至りても尙ハ改革を受くる者頗る多ければその

改革お反對する國王が位お上りし時の如き其支配を受くることを快とせず直ち



其王を廢して新主を撰びたるが爲に忽ち戰爭を生じたるあり其明年に至り羅馬教徒の全く勝利を得て新教徒を多く國外に放逐せり夫より連年戰爭打續きしを以て新教徒の中にも或の分裂を生じて一致結合すると能はず遂に帝に從ふ者もありたり佛國王の固より羅馬教の信者ありしかども帝に反對する心を狭み其戰爭に干渉して新教徒を援けたり而して此の戰爭に於て最も豪傑と稱すべきの恐く唯だ一人のみ即ち瑞典王エステープス是なり右の如く新教徒の概ね帝に打ち負けんとするの際エステープスの兵を率ゐて獨逸國に侵入し大に新教徒を援けたり王と固より篤信の人にして常々正義を以て兵卒を撫育したれば這般の戰爭に於て王も兵卒も皆に精神を同ふして神道の爲に奮戦したれば向ふ所一以て百に當らざるとおかりしに惜哉その大勝利を奏せしと同時に王の傷を蒙りて死せり是の如く連年戰爭の打續きたるを以て獨逸國の大疲弊し人口も之が爲に二三分を減殺せる耳ならず國民の道徳心も大に衰へたり其終りも臨んで平和を結ばんとせし時舊教も新教も相互に損失する所なく唯だ有る程の勢力を保てり

〔第二〕戰爭後の情況、後の半世紀に於ての左のみ獨逸國の宗教に干係する所あり又ルーテル派の學者の堅く新教の教義を守りたれども多くの活る信仰者ありしが是際四方より特り教義を過重する精神に反對して活る信仰の必要を講せし者ハスペナと云へる人あり氏の紀元一千六百卅五年より全七百五十年まで教會の教師と爲りて深く教會の信仰の衰退せしを慨へ紀元一千六百七十年より特志の者を集めて聖書の研究會を始めたり爾來その模範を倣ひ諸方ハ聖書研究の組を組織せる者あるを見て其敵人の大にその徒を罵りスペナの全くルーテルの信仰箇條を受けて更む之を改良する心ありしと雖も特に教へし所の六箇條に過ぎず(其一)一般の信者も必ず聖書を研究すべきこと(其二)一般の信者も教師と共に各教會の政治に參與すべきこと(其三)基督教の熱知しあがらざるを實行せざれば無益なること(其四)教義上の爭論よりも愛を以て未信者を基督教に誘ふ最も大切なること(其五)教師と爲らんと欲する者の唯だ神學を研究する耳ならず基督教の精神と生命を曉るべきこと(其六)説教者の論理學を好みと爲すして眞情より神の聖語を教ふべきことと云へる是あり蓋しスペナの徒の中にも幾



分か誤りお陥りし者あれども氏の感化より活る信仰を以てキリストにお服ふに至れり又是の徒ハルーテル派の教會より離るゝと亦く其教會中おて紐を設け相互お勤め合ふを以て聖書を研究し信仰を現のせり而して其徒の中おて當時最も著名なる者ハフロンケあり氏ハ紀元一千六百六十二年より全七百廿七年まで教會の牧師と爲り又新大學校の神學教師と爲りて終身その務めを爲せり然ればその大學校おて此徒の精神ハ頗る盛大お行ハれたれども不幸おして此徒ハ反對する者あり其中お於て曩ハルーテルの働きたるウイツテンベルグ大學の神學者ハ最も首魁たる者あり然れどもフロンケハ口を以て基督敎を教ふる耳ならず實際の行動を以て其精神を發ハせり又多くの幼者を集めて教育し又育兒院を建て又聖書および宗教上有益の書類を出版するを以て大なる働きを爲せり

第二章 佛蘭西國

ヘンリー四世の暗殺せられしより其子ルネ十三世位に上れりその支配中有名の大臣權力を握りて國是を堅固せり後ち其子ルネ十四世ハ紀元一千六百四十

三年に位お即き七十二年の間國政を取りたれども名譽心を以て本國を支配する耳ならず屢々戦争を起して外國の政權をも奪取らんと思へり是より一たびの大ある榮光を得たれども國力漸く竭き遂お敵の爲お討敗られて死せり是等の戦争の事柄ハ左のみ本史ハ干係せざれば今亦た贅せず

〔第一〕新教徒を迫害せし事

ルネ十三世の大臣ハ國是を堅固せんと欲して幾分か新教徒の自由を奪ひたれども左のみ信者を迫害するとなかりしルネ十四世ハ本心より罪の刑罰を怖れたれば自ら異端を唱ふる者を迫害するを以て其罪の赦しを得また神の恩寵を受けんと欲して非常ハ新教徒の信者を迫害せり然れども初めの直接ハ信者を迫害せるとなく唯だ新教徒おして羅馬敎に轉宗する者あらば之お賂を施し羅馬敎より新敎お轉する者あらば之を罰し又新教徒が官途お即き位お上進することを禁する等を以て間接ハ新敎ハ反對し新教徒を類りハ羅馬敎に誘へり然れども新教徒ハ概ね是の如き誘導ハ徒ハすして人々自家の信仰を保ちしを以て王ハ益々恐り遂お彼等を直接ハ迫害するに至りしあり其迫害中一の最も酷しき方法ハ殘忍不情の兵卒をして強て新教徒



の家お止宿せしめしとは是なり乃ちこの不情なる兵卒の信者の家お舎まりて恣  
 ま、お家族を取扱ひ種々の猛悪なる手段を以て大お家族を悩亂せり是の如き  
 方法を以て嚴しく新教の信者を責めしを以て遂に他國お遁る、者廿萬人有餘  
 お至れり是際お方りて其身上等若くば下等社會お在る者の間々その迫害を怖  
 れて羅馬教に轉ずる者ありたれども中等社會の者お多し忍耐して信仰を保  
 てり是等の事お因りて王の益々怒りを懷き紀元一千六百八十五年新教の信者  
 の悉く羅馬教に歸復せりとの虚言を以て嘗てヘンリー四世が施したる詔を取  
 り消て全く新教徒の自由を奪取れり夫のみならず堅く新教徒の他國お遁る、  
 とをも禁せり斯く彼等の本國お在りて信仰を維持せんと欲するか嚴刑を免る、  
 と能はず他國お遁れんと欲するか亦た嚴刑を免る、と能はず實お進退維お  
 谷されり然れどもおは是時國禁を犯して他國お遁る、者凡そ廿五萬人あり是  
 の人々お多し利巧ある職工人なれば密かお英吉利和蘭波斯國等お遁れて大  
 に敵國お勢力を加へたり然れば此の迫害の害に殘酷を窮めたる耳ならず愚お  
 も本國を傷害するものありしなり是の如き大迫害を受けたるも猶ほ佛國

おの幾分の信者ありて隠伏したれども爾來凡そ一百年の間公けお禮拜を爲す  
 の自由を得ざりき

〔第二〕ジャンセンの徒

ジャンセンの現今のヘルセと云へる國お住せし  
 人ありしが嘗て羅馬教神學の教師と爲りて紀元一千六百卅八年お死せり彼の  
 固より羅馬教お反對する心なかりしかども深くアウグスチンの著書を研究し  
 て眞情より其説を容れ又アウグスチンの如く人間の自由を失ひしとを教へ又  
 神の政治を教へ又人間の救へ全く神の働きあるとを教へり時お「耶穌會社」の社  
 員の半ペテロギヤスの説を受入れて氏の説お反對せしを以て其徒の擧げにより  
 法皇の詔を出しジャンセンの説を教ふることを禁せり然れども佛國おて尙ほ彼  
 の説を主張する者甚だ多し其中お於て最も著名ある者おパスカルなり紀元一  
 千六百卅三年より全六十二年まで氏の少年の時より非常お算術を好み書籍も  
 なく教師もあらず唯だ一己の思慮を凝して幾何學を發明し又大お物理學も進  
 めり其後お熱き信仰を激發してジャンセンの説を受入れて自ら書を著し雄  
 辯を盡して其説を主張し又「耶穌會社」の徒の品行なると虚言を以て人を欺く



とを嚴しく責めたり之を依りて國王および法皇の相僧を力に協せ「耶穌會社」を保護してマモンセンの徒を責めたり和蘭にては現今は羅馬教徒にしてマモンセンの説を受入る者凡る五千人計りありと云ふ其人々の羅馬教を棄つる心ある非ず法皇が教會の首長たるを信すれども唯だその法皇の壓制を反してマモンセンの神學を保てるあり。

〔第三〕ボスウエー(紀元一千六百廿七年より全七百年まで) ボスウエーの當時佛國の尤も著名なる説教者をしてモーと云へる邑の監督なり雄辯を以て大い世人の名譽を得たれども其精神の餘り稱すべき者にあらず乃ち非常な新教を忌嫌ひ新教を反對して書を著し耳からず新教の信者を嚴しく迫害すべきことを鼓舞せし者なり。

〔第四〕フエチロン(紀元一千六百五十一年より全七百年十五年前まで) 彼も亦た當時有名の説教家ありしが堅く羅馬教を信じ新教の信者をして羅馬教を誘かんと欲したれども決して迫害することを好まず唯だ親切を以て餉けり又彼の王孫某の教師と爲り後ち大監督の位に上れり爾來その職に在り諸方の教會を

て説教を爲し神の道を傳へ又成るべく僧侶の惡風をも改良せんと思へり嘗て戦争の起りし時その地方にて己れの住家を病院と爲し又その戦争の爲に貧困に陥りし者多くあるを以て彼の全力を盡して其貧人を扶けたり然れども或る事よりてボスウエーと争論を起せしとありしが法皇のフエチロンの説を禁せしを以て終に法皇の決斷を負けたり蓋しフエチロンの生涯記を閱する時の羅馬教徒の中にも尙ほ眞の基督信者ありしことを知る可足れり。

〔第五〕ギオン婦人(紀元一千六百四十八年より全七百年十七年前まで) ギオンの佛國貴族の婦人にして少年の時より熱心なキリストを愛し嘗て尼僧と爲らんとするの心ありたれども親等の命によりて十六歳の時ギオンと云へる人の妻と爲りしが三十歳の時その夫死したるを以て自餘の生涯の専ら宗教の爲にお費せり彼れも亦た深く羅馬教を信じたりしがキリストに依り頼むと云へる説を主張せるを以て大い僧侶の嫌疑を蒙り乃ち赤心を盡してキリストに依り頼み萬事を神旨に任せ又キリストを全く我が心中に舍らしむるを以て罪を赦され之よりて至き平和と安心を得べしと主張せしなり然れば此の婦



人の如き、の全く神の僕と爲り、其行爲も信仰も皆己れ自ら爲す、非ずして全く神の賜たることを教へり、是の如き説の彼の教會の世話を重んずる羅馬教の教義も適ひされば、ボスウェー、及び監督等の其説を調べて之を異端と定め、且つ之を人々に傳ふることを禁じ、其の婦人を執へて四年の間獄舎に繋げり、又フエチロンの幾分か其説を受入れしを以てボスウェーのフエチロンに反對せり、然れども前記述べし如くフエチロンの漸く法皇の決斷に負けて其説を棄てたり。

### 第三章 和蘭國

この時代、方々和蘭國も教會歴史に干係する一大事を起せり、蓋しアルミニアスの説と其説が就ての議論是なり。

〔第一〕アルミニアス(紀元一千五百六十年より全六百九年まで) アルミニアスのライデンの大學校を卒業して後、セマハに移り、其處にて詳しくカルウインの神學を研究し、廿八歳の時和蘭の或る大ある港にて教會の牧師と爲り、十五年間の職を爲し、紀元一千六百三年にライデンの大學校にて神學の教師と爲れり、嘗てカルウインの説が就て争論の起りし時、教會の依頼も應じ、亦た自ら

もカルウイン説を保たんと欲して深く其説を研究せしが、深く聖書を研究するに循つてカルウイン説の疑團を生じたるを以て遂に其説を棄て、自家の説を陳べたり、今その説の大畧を述べれば、

(一) 預定 乃ち預定といふ他なし、神の前以て信者と爲らんとする者を各自詳しく知り、其人を撰びて救を定め給へるなりと、(二) キリストの萬民の爲る贖を成就し給ひし故に信仰を以てキリストに依り頼む者の何人も必ず救はることを得べしとて、約翰三章十六節を引いて証と爲せり、(三) 若し神の恩恵あかりせば人間に罪を悔改め善事を爲すこと能はざる故に人間の救の始めより終りまで全く神の恩の業なりと雖も、人間の聖靈が逆らひ神恩を棄つるの自由ありとて、使徒七章五十一節を引いて証せり、(四) 聖靈の恩恵を受入れ忍耐してキリストに服ふ者の必ず全き救を受くべしと雖も、一たび其恩恵を味へながら道より墮落する者は是れなしと云ふべからずと云へる是なり。

右に記せる教條を約言せば、アルミニアスのカルウインの如く神恩の必要あるとキリストの贖の必要あると、聖靈の恩恵の必要あることを教ふる所の相同じと



雖ども人間の自由と其責任を教ふる所のカルウインと同じうらず當時同大學  
 ありて借ひ神學の教師あるグマラスと云へる人あり大い氏の説を駁撃してカル  
 ウインの最も堅き説を陳べたるを以て遂に大争論を起せり又アルミニアスの  
 漸く死したれども同説を主張する者幾人もありたれば其争論之容易く局を結  
 ぶと能はず又この宗教上の争論の幾分か國政に干係せるを以て益々猛烈を加  
 へたり。

〔第二〕ドルトの會議、這般の争論の日を追ふて益々激烈あるを以て政府  
 のドルトと云へる市街に於て會議を開かしめたり乃ち紀元一千六百十八年十  
 一月より翌年五月に至るまでは事を議せしめたり今回和蘭國のみを限らず  
 他國よりも偏く新教々會の代員を招けり之に依りて英國より五人獨逸および  
 瑞士國よりも數人の代員を遣はせり是時佛國も四人の委員を送らんとし  
 たれども佛國政府の其四人が和蘭に往くことを禁じたり却説今回の議員の皆が  
 カルウイン説を堅く保守する者なれば固よりアルミニアスの説を容れざる者  
 なりしあり然れば其議場を於てアルミニアスの説を棄て堅く其反對の説を

主張したり即ち神の信仰と不信とを問はずして數人を撰び其撰ばれし者の  
 みキリストを信じて救はるを得べし又キリストの贖の唯その撰ばれし者の  
 爲に設け給ひしものなり又その撰ばれし者の聖靈に逆らひ恩恵を棄つる能は  
 ざると又撰ばれし者の決して墮落することあじと教へり又其他この會議にて獨  
 逸の聖書を改正すべきことを定めたり果して其改正せし譯に至極完美あるも  
 のなりと云ふ。

〔第三〕アルミニアス説の擴張、和蘭政府の是の會議の決斷を贊成して  
 アルミニアス説を主張する説教者を教會より放逐したれども四五年の後其  
 徒も自由を得たり其教會の和蘭に於て左のみ増加せざりしも其説の大に弘まり  
 其他英國教會の僧侶中弘まりて後「メソヂスト」の教會も同様の説を受入れ  
 たり而してアルミニアスの徒の左程人間の著したる信仰箇條を重んずると  
 なく唯だ聖書を研究すべきこと又善良なる註解の必要を教へり又宗教上の自由  
 をも主張したれば其徒の中より恐く信仰衰へて學識を過重する者ありしかも  
 知れざれども「メソヂスト」派の信者の必ず活る信仰を保てり蓋し想ふにこのカ



ルウイン説とアルミニウス説との争論の最も重大なにして最も解し難き争論なり此の二説の合併することお就て恐く人智を以ての解し難けれども信者の祈禱を爲す時皆神の政治を重んじ説教の時亦皆人間の責任を重んせり。

第四章 英吉利國

この世紀に至り英國にての再度戦争變革相起りて漸く新教の諸宗派の自由を

第一項 普通の歴史

エリサベス女王の死せしより蘇國王メリーの子セームス一世位お上り(紀元一千六百三年より全廿五年まで)初めの英蘇二國を兼有てり二國お一王と親くと

第二項 ゼームス一世

ゼームスの幾分か學識ありて常お己れの學識に誇りたれども真正の知識あか



りしを以て世人王を縛名して「愚かある學者」と云へり又壓制を以て國を支配し且つ教會を支配する權をも奪取らんと思ひたれば教會の自由を好まず又蘇國の牧師が自家小館ふとなく唯だ神の道と信する教を會釋なく自由を教ふるを以てゼームスの長老教會の政治を忌嫌ひ監督政治を設けんと思へり

〔第一〕「ビュリマン」派は反對せし事、嘗てゼームスが蘇國より英國に到らんとする途端凡そ八百人計りの「ビュリマン」派の牧師等の王に願書を上呈せり是時彼等の教會政事および其教義を改良する心なきも唯だ上書して教會の儀式と僧侶の品行を幾分か改良せんと思ひしかり其儀式との前の時代に述べし如く新教に於ての彼の羅馬教に類似したる儀式を廢せんと欲せしあり又その品行との牧師の教會より給料を受けながら其職務を盡さざる者あり又一人あて二教會以上の牧師を兼務し隨つて其教會より給料を受けながら唯だ一教會の務を爲す者あり是の如き惡風を止めて牧師の職務を全く實行せしめんと欲するあり蓋し是の上書の如きの決して無方の舉動に非ずと雖も王の之を承諾せざる耳ならず其中廿四人を執へて獄舎に投せり而して王の直

ちふロンドンに來り二派の神學者を招集めて其談判を開きたれども毫も「ビュリマン」派の上願する所を容れず且つ我が規則に服従せざる者の必ず刑罰を受くべしと云へり然るも監督等の王に阿諛て悉くその前を曉き王の往時の「ロモン」よりも智恵ある者あて直接に神の聖靈を充されて降れる者なりと云ふを以て大い王の親好を得たり蓋しゼームス數次云へるとあり監督あければ亦た國王もあるとあしと之に依りて一層監督の佞言を呈するに至れり然れども長老教會の實に國民を取りて自由の大なる保護者ありしなり是等の事より王の支配中監督派と「ビュリマン」派との不和を生ぜり一蓋し想ふに監督派の中あての若し監督あければ其の教會あるとあしとの説流行し又「ビュリマン」派にての強て監督政治を廢せんとする心なかりしが監督政治を以て唯だ一の眞正の教會政治と云ひ又監督なき教會の眞の教會にあらざると云ふに至りての決して之を承認せざりしあり二監督派の中あてもアルミニアスの説大に流行したれども「ビュリマン」派に於ての威なカルウイン説を保てり

〔第二〕聖書の翻譯、是の時方りて王の「ビュリマン」派の請求を唯だ一



のみ諸せり即ち聖書翻譯の改正是あり是より先きナンタルの己が生命を投ちて始めて聖書を原文より英吉利語に譯せり爾來聖書の翻譯の三四回及びたれども一も完全なるもの之れなければ彼等の是の如く聖書の改譯を請求せしものなり王の希望を應じて凡そ五十人の學者の專ら其改譯の從事し夫より四五年の後ち即ち紀元一千六百十一年に始めて改正譯を出版せり近頃に至るまで凡そ英語を用ふる者の悉く此の改正譯を以て聖書を研究したれども此頃英米二國の神學者の勤勞よりて新改正譯大成せり。

第三項 ナヤールニス一世併に共和政治

〔第一〕ロールド、ナヤールニスに相當の品行の正しき人なりしかども壓制を好み自由を忌嫌ふ人にて又屢々約束を破ふるを以て世人の榮譽を失へり又父(セームス二世)の如く監督等が己れに依するを悦び之に依りて監督派を助けて痛く「ビユールマン」派を責めたり是時ロールドの大監督と爲り壓制を以て教會を支配し羅馬教に類似したる禮拜を守るべきを命じ若しその禮拜を行はざる教師あらば之を嚴しく罰せり又た毎日曜日の後禮拜の畢りしより後ち一

般の人民の全く遊戯を爲すべきことを懲罰自ら勸遊書と云へる小冊を出版して毎日曜日の午後六種の遊戯を爲すことの最も可ことを勸諭し各教會の教師をしてその集會の時不朗讀せしめたりしが「ビユールマン」派の教師等は大なる反對し是の如き遊戯を爲す日曜日を守るの精神不適のすとして其命に倍きたるを以て忽ち彼れの刑罰を受けたる者あり却説このロールドの自ら羅馬教を信せざるも其舉動の概ね羅馬教徒の如くにして晚餐禮を敬ひこの禮を祝する時屢々拜するを以て其麵包を敬ふ心を現はせり又彼の各教會の教師をして一定の儀式の勿論些細の事に至るまで嚴重に守らざる者あらば忽ち之を罰せり。

〔第二〕戦争、數年の間國會を開設すると強く強て重税を取り壓制を以て支配せしが爲し國家も教會も大に衰退せり是際を廣りて「ビユールマン」派の徒數千人計り深く自由を失ひしことを慨へて米國に移住し其後ち蘇國人も漸く其壓制に反對して戦争を起したるが爲し紀元一千六百四十年を以て國會を開けり然れば這般の議員の深く本國の自由を重んじ壓制を忌嫌ふを以て直ち其惡



しき法律を取り消したり又王の其國會を以て議定せし法律を承認して必ず守るべしと云ひたれども後ちその約束を破りしを以て再び戦争を起したりしが遂に王の執りて首を刎られたり

〔第三〕ウエストミンスタールの會議、國會の請求を應じて把元一千六百四十二年此の名高き會議を開けり王の堅く此の會議を開くことを禁じたれども毫も其命令を顧みずして此の會議を開きしなり却てその議員等のみを國會に於て撰舉せられし者にて其中に神學者凡そ一百廿人計りあり蘇國よりの八人來れり而してウエストミンスタールの現今英京ロンドン的一部分なりしかども當時の特別の市街たりしあり是時國會議事堂の近傍に有名の一寺院あり即ち之を「ウエストミンスタール・アベ」云ふ此の寺院に屬する一室を以て會議を開きしを以て此の名を附したるあり道統の議員の皆なカルウイン説を信する者されば教義上を於ての左のみ異説なかりしが教會改良の一事を就て頗る異説ありしなり又その被撰者の中監督派の者九人ありしかども彼等の王命を倍くを好まざれば列席せざりき然れば其議員の多数は長老會の長老政治を

主張する者ありしが自ら國王を反して蘇國人の應援を藉んと欲する精神あるを以て是時長老政治と蘇國人の感化力の最も強かりしなり其他の獨立派日本組合派と同じの議員も數人列席せり是の議員等の凡そ五ヶ年間この事に従事し一週間の中土曜日曜日を除くの外毎日午前九時より午後一二時頃まで議事を開き信仰箇條を編成して之を國會議員に呈せり又國會の此の信仰箇條を逐一詳しく調べて決断せり乃ち此の會議の固より恣に信仰箇條を決するの權なければ唯だ國會の爲に其草案を編成する權ある耳其他二箇條の問答を作り又且つ教會政治を定めたり此の會議の固より英國教會の請求を應じて開きたるものされども其信仰箇條および問答の不幸も本國にて行はれず却て他の蘇國および米國の長老教會にて今なほ盛んにお用ひられたり又カルウイン派の神學の此の信仰箇條および問答よりて最も明白に現はれたるなり

〔第四〕獨立派、「ビニールマン」派の漸く二派に分れり即ち長老派獨立派是なり此の二派の偕同一の神學を受入れたれども唯だ教會政治および教會が政府に于係せるとお就て説を異せり蓋し長老派の蘇國人と一致し政府の助力



を以て長老政治を立てんと思ひ獨立派の各教會を全く獨立を施し政府の教會の事務に干渉する權なきことを論せり。其國會議員またの國會の請求を應じて開設したる會議に於て其議員の多數は長老派の者ありしかども獨立派の漸く盛大な赴きて遂に國王も勝つに至れり。當時兵卒また彼の有名なる大將ク  
 ロンウエルの獨立派の信徒なりしなり。又王の位を貶してより後ちロンウエルの其軍勢を率ゐて國權を握りしが爲に長老政治の當時英國にての行はれざりし也。想ふに彼のロンウエルの熱心をして信仰篤き人ある耳ならず大ある  
 賤力を以て國を支配し之を依りて大に本國の榮譽を増殖したれども唯だ兵力を藉りて國を支配したるが爲に人民の嫌忌を招きたり。又この獨立派の中は尤も有名なる詩人ミルトンあり。紀元一千六百八年より全七十四年まで氏の青年の時より大に學問を進み著名の詩を作り又自ら自由を慕ひ愛國心を盡して  
 數多の書を著し國王および監督の壓制を非難し又長老政治を反して教會の自由を論じたり。又氏の國の自由を論ずるに全力を盡して書を著ししが爲に眼力を勞し遂に盲目と爲りたれども平素その婦人の助手に因りて書を著し

し。又最も名高き詩を作れり。即ち「樂園を失ひし」と云へるもの是なり。

第四項 ナヤールレス二世

シロンウエルの賤力を盡して國を支配し大に國家の榮譽を増加したれども自ら本國を支配する全權なきを以て常にお兵力を以て政治を取りし故に一般人民の大に不満足の念を懷けり。氏が死するや一般人民は再び王が壓制を以て國を支配せんとするを怖れ直ちナヤールレスの子即ちナヤールレス二世を本國に招き還せり。彼の相當に親切ある人なりしかども其父の如く壓制を好み又父と異なりて最も不品行の人なれば多く妾を蓄へて數人の子を擧げたり。又シロンウエルの支配中に凡ての不品行と淫亂とを嚴しく禁じたれども王の之を反對する精神あり之を依りて人民も王の模倣を倣ひ淫亂放蕩の甚だしく社會を流行するに至れり。又王の密かに羅馬教を信じたれば其將死せんとするに瀕み羅馬教の僧侶を頼みて其教を入れり。又彼の國辱を顧みず嘗て佛國王ルネ十四世より賄賂を取り又その世話よりて「ビュールリマン」派の信徒を束縛せり。  
 (第一)「ビュールリマン」派を束縛せし事。ナヤールレスが未だ位お上ら



ざる時嘗て「ビュリーマン」派の自由を施すべき約束を締びたがしが其位の上るや直ち其約束を遺れたる耳ならず却て「ビュリーマン」派に逆らふ邪心を挟み決して彼等自由を施すことを許さず茲に紀元一千六百六十二年國會の堅き法律を設け凡る監督教會の規則を全く遵守せざる者の悉く教會より放逐すべきことを命せり之より一日の中凡そ二千人の牧師の教會より放逐せられて其職務と給料とを失へり夫のみならず教會より放逐せられし牧師は市中に入ることを禁じ又監督教會を除くの外凡そ五人以上相集りて禮拜を爲すべからずとの法律を設け又監督教會に属せざる者を多く獄中に執へて罰せり

〔第二〕ボンヤン(紀元一千六百廿八年より全八十八年まで) 右の如き迫害を蒙りたる牧師の中ボンヤンと云へる著名の人あり氏の原身分職し其造人なりしが廿五歳の時大己れの罪惡を悔い後漸く神の恩恵を受けて平和を得たれば深くその恩恵を感じて遂に浸禮教會の牧師と爲れり左のみ學問なき人なれども深く聖書を研究し又自家の經驗を以て神恩を曉り全力を盡して道を宣傳へり然るも右に記したる法律に反り監督教會の規則に違ひずして

説教したるを以て執りれたる十二年の間獄中にお投せられたり是時氏の直ち説教することを廢すべしと云ひたらんが忍ち赦されしならんが自ら必き神の道を宣傳ふべしと決心せしを以て容易に赦さるゝことを得ざりき又氏の四人の子供ある耳ならず其中一人の盲女あるを以て是の如く自ら獄窓を長く止まるとの最も氏の心腸を傷ましむる所あれども常に忍耐して縦ひ獄中にお在るとも成るべく事業を爲し些少の金錢を得て其子供を養へり又氏の獄中にお在りし時彼の著名ある天路歷程を著し凡そ聖書を除くの外本書の英蘭の著述中尤も熾昌の行のれし者なり其後漸く赦されたれば終身力を盡して説教し六十歳の時嘗て旅行中風に冒されて死せり

〔第三〕ゼリミテール(紀元一千六百十三年より全六十七年まで) 氏の當時監督派中にお在りて錚々たる人あり嘗て教會の牧師と爲り其後戦争の起りし時不幸にして其職務を失ひたれども或る華族の爲にお聘せられ其家族の牧師と爲りて種々の書を著ししたるとあり其後チャールズ二世が位にお上りし時監督と爲ることを得たり氏のカルウインの神學に反し又「ビュリーマン」派にお反對



して大に監督派の儀式を重んぜしかども眞實の信者ありしあり、併て「聖き生」又「聖き死」と云へる書を著ししたるにあり、今もは人々の尊重せる有名の好書あり。

〔第四〕バクスター(紀元一千六百十五年より全九十一年まで) 氏の「ビューリヤン」派の有名の人あり、家貧にして幼時大學校に入るに能はざりしが、獨學して大に進歩し、廿五歳の時牧師と爲りて大なる職務を爲せり、然るも其地方の不平品の甚だしく流行する處なれども、氏の勞力によりて全く地方の体面を一變せり、チャールズ二世が位お上りし時、牧師の職を奪はれ、又氏の説教を爲せしが、ために執りて罰金を課せられ、且つ獄中お投せられたり、又氏の固より「ビューリヤン」派の信者おれども、唯だ一派に固着せず、更に廣大なる心を以て一般の信者を愛し、成るべく一般の信者をして一致合同せしめんと思へり、蓋し基督教の大体を信する者おして而も烈しき争論を起し、分離を生ずるが如きとあるを慨へ成るべく、一般の信者の愛心を以て一致せしめんと欲せしあり、是故に氏の「カルウイン」説を受入れたれども、餘り嚴重お失せざる寛裕なる説を受入れたれ

ば、敢てアルミニアスの徒おも反對する心おかりしかり、又數多の書を著述したれども、餘り長文お失して容易お讀下すと難し、其中信者の窮りなき安息」と云へる一篇の最も有名の書あり、今も本書の精神を約言せば、大事の容るに一致し小事の各自の自由お任せし、凡ての事端に就ては互お相愛すべき耳と云へるお在り。

第五項 ヤコブ二世併お變革の事

ヤコブ二世の其父兄および其祖父の如く非常の壓制家おして、且つ眞心より羅馬教を信する者おれば、英國に於て羅馬教を盛んお回復せんと思ひしを以て、新教を主張する愛國者の悉く心を協せて此の壓制お反對し、更お和蘭國より其王の女の婿なるウイリヤムを本國お招けり、是時お方りて、セームスの臆病の爲お本國より遁れしを以てウイリヤムの一戰を交へずして容易く位お上れり、之お依りて國會のウイリヤムの指揮に從ひて、新教の諸宗派お自由を與へり、夫より以降、今日に至るまで、新教の諸宗派の各自の禮拜を爲す自由ありしが、爾來長く政府おて規定せし國會お屬する者のみ政治お干渉するの權威を有ち、之お反し



て羅馬教徒の長く公けの禮拜を爲す自由なかりしあり。

第六項 他の新宗派

〔第一〕浸禮派(バプテスマ) 第十六世紀の改革の起れるや直ち「アナバプテスマ」と云へる一宗派起れり蓋し此派はては小兒の洗禮即ち其身未だキリストを信せざる小兒の如き者あり宜しく洗禮を施すべからずとの説を主張し唯だ大人のみ洗禮を施せり之に依りて小兒の時洗禮を受けたる者が此の派に加へんとするもの再び洗禮を授くるを以て此の宗派の「アナバプテスマ」即ち「再洗禮派」と云へる名を得たるあり此派の信者中より後ち誤る熱心をして神より預言する能力を受けたりと云へる者あり又種々不品行の者もありたれども又正しき品行を以て道を宣傳する者もありたり然れば此の誤る精神を懐ける者の不品行よりて此派の評判を汚したれば品行の善惡を拘へらずして迫害を受ける者甚だ多し第十六世紀の中頃に至りても英國に此派の信者幾人もあり又獨立派の中にも此説を受入れる者あり凡そ此派はては右の如く小兒の洗禮を棄てたれども大人に洗禮を施すもの一般の風習と左のみ異状なかりしかども第十七世紀の初頃に至り始めて洗禮を行ふ風習を用ふるに至れり此派の英國にて「バプテスマ」と云へる名を得たれども其教會政治の獨立派と相同じ右に記せるボンヤンの此派の人なり。

〔第二〕クエーカー派、此派を通常クエーカーと稱すれども此派の徒の自ら「フレンナー」即ち朋友と云へり第十七世紀の中頃フオックスと云へる人ありて新説を演べ四十年間すなわち自ら死するまで數次獄舎を執へれしも迫害を受けしも毫も頓着せずして英蘇二國を巡遊し大に此の新宗派を弘めしあり此徒の悉く外部の儀式の勿論大禮典を棄て世上の奢侈を棄て遊戯を棄て唯質素ある衣裳を纏ひ深く聖靈の恩祐を重んぜり又キリストの聖訓特に馬太傳五章の必ず守るべきものなりと思ひ裁判所に出づるも決して誓約を立つることなく又戦争の全く非理なるものと思ひ兵事も關する諸税を納めず又此徒の中にも過てる熱心と懐き混雜を起せし者ありて甚だしき迫害を受けたるもあり乃ち四千人の信者が一時に獄中へ投せられしと是あり然れども大變革の際他の信者と共に禮拜を爲すべき自由を得たり。



第五章 蘇格蘭國

〔第一〕ナヤールス一世の時代、ナヤールス一世の壓制を究めて英國を支配せしが蘇國も壓制を以て支配せんと思へり又かの大監督ロールドの英國の諸教會をして自ら規定せし禮拜の風習を従はせし如く蘇國の教會も此の禮拜の風習を従はしめんと思ひ自ら禮拜の規則を編成して蘇國を贈り諸教會を悉く此の規則を守るべきことを命ぜり然れども蘇國人の此の如き羅馬教會に類似せる禮拜を爲すことを好まず又外國の監督が編成せる規則を服ふことを快しとせざれば決して其の壓制を負けざりき茲に紀元一千六百卅七年に或る説教者が蘇國の首都の大會堂にて新規則を従ひ禮拜を爲さんとせし時實しき一老婦道路の傍に於て菓物を鬻ぐ老婦ありあり突然會堂の中央に立ち手親ら己の椅子を捧げて彼の説教者に擲却たりしとあり蓋し想ふ此の貧困ある一老婦が是の如き暴動を演じたるも是れ一個人の暴舉にあらす即ち蘇國一般人心の歸向する所ろ一般性質の發表したるものと云はざるべからず彼等の純粹なる正道を守らんと欲する熱心と又國王の壓制に反對して教會の自由を守らんと

欲する熱心とを以て此の舉及びしかり之に依りて其翌年三月一日を以て人々會堂に群集し先づ説教を聞き次ち祈禱を爲してより後ち相互に力を合せて教會を保護すべき堅き約束を結び貴賤の別なく各々其條約書に印を押し又教會の會議を開て監督の政治を廢し更前の如く長老政治を回復せり國王の壓制より蘇國も監督ありしあり然るも王の益々蘇國人の自由を奪取らんと欲して戰爭を起したれども人民の悉く勇氣を鼓舞して己が自由を保護せしを以て王も止むを得ず英國にて會議を開き此の戰爭の費用を償はしめんが爲め彼等も重税を課賦したりしが豈に計らん英國人も亦た其機會に乗じ王の壓制を反して遂に其位を賤せり實にセームス一世が長老教會を壓制王との相容れざるものありと云ひし如く蘇國人の篤き信仰と教會の自由を好む熱心とより英國人も亦た王の壓制を免るゝことを得たり

〔第二〕ナヤールス二世の時代、ナヤールス二世が即位してより蘇國も先づ監督政治を回復し其政治を違はざる牧師を悉く教會より放逐して新牧師を立てしめたりしが其新牧師の亦た教會員の歸向せざる耳ならず其中の



間々不品行の者多く之れありたるを以て政府の強て新牧師を立てたるも會員  
の其説教を聞くことを欲せず是故に其説教を聞かざる者を執へて殿しく責め  
り又監督に属せざる者の説教を禁じ又その説教を聞く者を殿しく罰せり是等  
の事よりて放逐せられし教師等の或の山中に潜み大禮を會堂として特志の  
者も純粹なる聖道を教へり實に當時長老教會の信者が受けたる迫害の最も甚  
しきものあれども衆人の堅く約束を守り如何なる迫害も遇ふとも決してその  
壓制を服せざりき其中お就て揭憲一二例を示さん嘗て或る婦人を執へ之を  
水中に投じて殺さんとせし時汝約束を棄つるや否やと問ひしお彼れ答へて我  
のイエスに属する者おれに決して約束を棄てずと云ひつゝ悦びて死せり又嘗  
て謀反の起りし時政府の直ち兵を遣ひして彼等を鎮め一千二百人を執へて  
五ヶ月間屋蓋なき庭上お縛ばり其死するが儘に放任したりしが其後ち死せざ  
る者を奴隸として米國お送りしが如きは是あり若し當時の歴史上篤き信仰を以  
て大迫害お忍耐せし者の模範を搜索すれば蘇國長老教會の信者はと著しきも  
ののあらざるべし

〔第三〕變革、ゼー・ムス二世が其位を貶されしと同時に蘇國人の大自由を  
回復し又政府の本國にて長老教會を恢復せり爾來今日に至るまで蘇國政府の  
確定せる國教の即ち長老教會ありしなり然れども或の政府が教會に干渉  
することを好まざるを以て特別に長老教會を組織する者もありたれば夫の後  
至りて罷すべしさて其分離の決して長老政治の結果おあらずして政府が教會  
に干渉するの結果と云ふべし

第六章 異端

第十七世紀お起りし異端は二種あり(一) 黙示の無用あるを論ずる者(二) 黙  
示を受けながら唯人間の道理と思ふ説を以て此黙示を解明するものはなり  
〔第一〕自然教、此の説は第十八世紀に至りて尤も熾んお行なれたれども已  
に此の世紀お起りたるものおして乃ち此の世紀の中頃に死したるヘルベルト  
と云へる者始めて此の説を述べたり其弟の熱心の信者おて美しき讚美歌を作  
りたる人ありしがヘルベルトの其弟と異なりて基督教の無用あるを論せり  
其説お據るに宗教の必要ある箇條の唯だ五種お過ぎず(一) 神の存在のと(二) 神



神を敬ふべきこと(三)は善を爲すべきこと(四)の罪を悔改むべきこと(五)の未來の賞罰是なり是の如き事の黙示さしと雖も人知を以て容易に解することを得る者なれば黙示の無用ある者なりと教へ又贖の事も道理の適にざる者なりと教へ又之と共に基督教の証據の信するに足らざることを論せり又彼の是の如き説を以て神の造物主なるも萬物を支配するとなし又恩恵を現はし給ふとなしと云へり

〔第二〕ソシニヤスの説、ソシニヤスの紀元一千五百卅九年を以て伊太利に生れ其叔父より邪説を學び四十歳の時波蘭國に移りて終身紀元一千六百四年まで其説を弘めり然るも波蘭國の之より先キリストの神たることを信せざる者ありし故にソシニヤスの説の幾分が盛大に行われ特にお高貴の華族中此説を信する者多く又此の説を基ける學校の生徒一千人計りあり然るも第十七世紀の中頃其政府の堅く此の説の流行を禁じたるを以て波蘭國にて殆んど其跡を絶ちたりしが其徒の中和蘭國に移る者ありしを以て本國のアルミアスの徒中幾分か此説を信する者ありたりソシニヤスの深く奇跡を信し奇跡の基督教の最も大なる証據ありと思ひ又黙示を信し神の黙示の決して道理の

戻るものあらずと思ひたれば註解を著しして聖書を解明せり然れども三位一体の説の道理は適はされず樂つべきものありと爲り其説を據ればキリストの神非ず乃ち彼の一般の人類を卓越する者にて全く神の聖旨を行ひしを以て死して第三日甦り其後ち天に上げられて神より貴き位を預けられたりと云へるも在り此の故に其徒のキリストの更生を深く信じたれども贖の説を信せざりしあり同世紀中此の説の幾分か英國にも流行せり

第七章 理學

〔第一〕ペーコン(紀元一千五百六十一年より全六百廿六年まで) ペーコンの英國の人にして嘗て國會の議員と爲り夫より漸次お上進して大判事と爲りしが六十歳の時賄賂を受けたりとの訴を以て位を貶され且つ大なる刑罰を受けたり氏の英國の學術上お於て一大干係を有する人あり左のみ躬自ら發明せしとなしと雖も大なる事物を發明するの方案を授けり乃ち全力を盡して事物を調ふるを以て人をして道理を研究すべきことを教へたれば其感化力によりて英國の學術の大なる進歩の効を現はせり蓋し中世の學者の唯神學のみを研究して



物理學を放擲したれども第十五世紀の學者の古代のロマギリシヤの文學を研究すると力を盡せり又ベーコンの最初より熱心を盡して宇宙萬物自然の道理の研究すべきことを教へたれバ氏の教ふよりて眞理を求むる者の當時世上に流行する説は従ふとなく自ら赤心を盡して眞理を研究せざる者の其勤勞も全く無益あるのみと云へり氏は是の如く自然眞理の研究すべきことを教へたれども決して宗教および神學を輕蔑する心あかりしなり乃ち此の宇宙萬物の智ある造物主よりすして出來たりと云へるが如き實に愚なる話ありと云へる是なり又氏は眞理を調ふる智慧の外神の默示を信するの信仰を貴びたり

〔第二〕デカルト(紀元一千五百九十六年より全六百五十年まで) 氏の佛國の人として青年の時嘗て經驗を得んと欲する志操を懷て五六年の間戦争も出で後ち猶ほ同志を以て諸方を巡り各國の風習を審査して三十三歳の時和蘭に住せり氏と特にお心理學および哲學を教授し中に就て心理學の神學を離れたる一個特別の學課なることを教へしを以て此の學問の大に進歩せり又氏の物質と靈魂との二類の共存するものなることを深く信じ又靈魂の無形あると及び窮

り亦く存在することを教へ又神の存在をも教へり

〔第三〕スピノーザ(紀元一千六百卅二年より全七十七年まで) 氏の和蘭國にお移住せるユダヤ人種あり嘗て異端を稱道するとの訴ふよりてユダヤ人の會堂より放逐せられ後ち大學の教師お撰ばれたれども自由を失ひんとを恐れて之を謝絶し自ら眼鏡製造人と爲りて活計を營めり而して氏の萬有神教を教へり乃ち萬物の皆お神あり唯だその作働の異なるが爲お形狀も亦た異なるものあれバ萬物の體質も靈魂も全く同一のものなり是故お神も人間も自由あるとなしと云へり氏の勿論この説を以て全く基督教を棄てたり

### 第八章 亞米利加國

#### 第一項 ニューイングランド(新英國)

ユロンブスが第十五世紀の終頃初めて亞米利加を發見せしより第十六世紀中西班牙佛蘭西英吉利人の相共に本國を搜索し第十七世紀の初めに至りて英國人の本國お殖民地を置けり是故お第十七世紀中本國お移住する者多く或は商業の爲お移住する者もありたり現今亞米利加の東北すなわちニューイング



ラントに移る者の多分宗教上の自由を得んが爲に移住せし者あり。

〔第一〕**獨立派の起源**、前陳の如くエリサベス女王の支配中英國教會の中  
 ふ二黨派起れり(一)の成るべく教會の風習を改革することを欲せざる者(二)の教會  
 を全く改良せんと欲する「ピューリタン」人はあり其他少數あるも拘りらず  
 教會の風習を改良する耳ならず各教會を獨立と與へ政府が教會を干渉すると  
 を全く廢せんと欲する者もありたり蓋し彼の「ピューリタン」派の説を據る  
 政府が壓制を以て教會を支配するとの固より不可されども唯政府の正しき  
 教會を立て良き方法を以て教會を保護すべきことを承認するに在り然るも獨立  
 派の説を據るも政府の一切宗教上の事を各地方の信者任せ又各地方の信者  
 の其の教會を自ら支配する權ありと云へるに在り之に依りて彼等の監督政治  
 の勿論嘗てより定まりたる禮拜の規則をも棄てたり而して此の説を主張する  
 者三人ありて死刑に處せられ其他獄舎に投せらる、者幾人もありたり然れど  
 も第十六世紀の晩年英國にて獨立派の者凡そ二萬人あり是の獨立派の有名な  
 る教會のスケルビーと云へる邑ありて其教師のロビンソンなりし。

〔第二〕**和蘭國に移りし事**、エリサベス女王の死後セームス一世も亦た  
 同一の壓制を以て獨立派の信者を束縛せり彼れのエリサベスよりも一層甚だ  
 しく監督政治を重んずる人されば獨立派の信者の益々迫害せられたり然れば  
 彼等の如何にして本國を去りて自ら是認する聖道を以て神事ふる自由を得ざ  
 れば今他國に移住するより外に良策あるべからずと斷念したれども是の一  
 事の最も至難の事と云ひざるべからず何とされば彼の壓制王の百方手を盡し  
 て本國に止まる信者を束縛する耳ならず他國に移ることをも嚴禁したればあり  
 是故に彼等が本國を出でんとするの際立地を執りて刑罰を受けたれども紀  
 元一千六百八年彼のスケルビーの教會員は漸く本國を遁れて和蘭に移り其  
 明年ライデンに移住せり夫より十年間その地に止まりたれども長く外國人の  
 中へ住することを好まざると又この地にて自ら信する説を弘むると能はざる  
 べしと思ふて其後漸く新地に移り其處にて殖民地を設けたり。

〔第三〕**亞米利加に移りし事**、茲に紀元一千六百廿年彼等種々の障礙を  
 打勝ちて凡そ一百十人計り一艘の小艇に乗じて亞米利加に航り同年十二月廿



日を以て海岸に著せり其の殖民地をアレマヌと云ふこの地方の冬期寒冷の最も甚だしき處なる耳ならず彼等糧食乏きを以て非常の辛酸を嘗め之が爲め身體弱り氣力衰へ加ふるに疾病を得て死する者凡そ其半數に及べり自餘の者の士人其死者の員數を見認められざらんが爲め其屍を積雪の下に埋没せり彼等の現状の已む是の如くなれば健全にして病人を看護する力ある者の僅か五六人を遣せるのみ彼等斯の如き大患苦小遇へども忍耐して宗教上の自由を得たることを悦び本國を還らんとする者一人もあるとあし是時ロビンソンの亞米利加來らざりしかども尙ほ本國にて其教を守れり又この徒の亞米利加にて自ら道を守る耳ならず一般の人々も愛心を現はせりアレマヌ殖民地の人口の左のみ増加せざりしが其感化力の實に廣大なるものなり

〔第四〕「ビユーリタン」人亞米利加に移りし事、最初「ビユーリタン」人にて殖民地を開拓せし者の獨立派のピリグリムなりしが其後此地に移住する者の多くは「ビユーリタン」派の信者なり乃ち彼のセームス一世及びナヤールス一世が羅馬教に類似したる禮拜を遵はざる者を厳しく罰したるを以て彼

等本國にて自由を失ひしことを慨へて斯く「ビユーリタン」人多く移住せしものなり然れば紀元一千六百廿八年より全四十年まで本國を離れて亞米利加に移りし者の凡そ二萬人餘りありと云ふ是の如き移住者の夥多なるが爲めアレマヌより凡そ十四里隔りたるポストンの最も盛大なる都會と爲れり又其他も處々殖民地を設けたり又その移住者の中、大學校を卒業せし教師四五十人ありて深く學術を重んじたれば早くより大小學校を創立し未だ十年を出でざるにハーバート大學を建設せり

〔第五〕「ニューイングランド」の教會、右に述ぶる如く本國を離れて亞米利加に移住せる者も獨立派と「ビユーリタン」派との二類ありしかども彼等が亞米利加に來りてより以降雙方一致して「コングリゲーション」と云へる一派の教會を創設するに至れり乃ち監督政治を全廢し各教會の政治の各教會の自由を任すこと爲し又當時各教會の教師の外長老ある者ありしが若し何等か緊要ある事件を議する時必ず全教會員を招集めて之を衆議に附したり又議員を撰ぶ權利も之を各教會の自由を任せたり然れども右の如き移住者の原



れ同宗派同教會の信者なりし故に殖民地の政府の密か其教會を關係を有するものたりしあり。

〔第六〕土人の傳道せし事、ニューイングランドに移りし者の本國の政

府より此の地方に住するの自由を得たる耳ならず土人より地所を購得たれば成るべく親切を以て土人と交わり且つ其土人も道を宣傳へんとするの精神あり就中其の傳道に従事せし者のイリオットあり氏の英國有名の大學を卒業して後ち亞米利加に移り六十年間一個の教會を牧せり又其處にて讚美歌を出版せり凡そ亞米利加にて書籍を出版せしものを以て嚆矢とす又氏の土人の言語を學び聖書を其土人の語に譯し之を以て土人への道を傳へ且つ親切を以て多くの人々をキリストに導けり是の如く氏の長く主の爲に働きたりしが行年八十六歳おして死お就けり。

〔第七〕ニューイングランド教會禮拜事、此の信者も已に羅馬教

會關係する風習を全廢したれば勿論一定の祈禱を爲すことなく又婚姻を祝する時に之を教師に依頼せしして區戸長の如きものも依頼し又死者を葬むるも祈禱を用ひず又日曜日を守るにニメヤ人の例に倣ひ日暮より翌日暮までを一日と爲せり又毎年十一月頃或る一日を定めて全年神より受けたる大恩を感謝する日と爲せり其風習の今は存せり又三四月なる斷食の日を定めて罪を悔改め神の恩恕を希ふ日と爲せり然れども監督教會にて祝する更生日又「クリスマス」の如き祝日を全廢せり蓋し想ふ此の徒が正義を重んじ羅馬教に關係する惡風を改良する熱心の實を稱譽すべき事なれども恐らく禮拜の儀式を全廢するを以て幾分か亦た誤謬を陷れり。

〔第八〕ニューイングランドにて宗教上の自由の事、此の徒の躬

自らは認るる方法を以て神を拜するの自由を得んと欲せしが爲む種々の艱難辛苦を忍耐して野蠻の地に移り始めて新國の基礎を据たりその精神と感化力との延て目今米國の繁榮に干渉を及ぼせるものあり然れども彼等一般の宗派にも同一の自由を與ふる心ありしを以て已にニューイングランドより「エーカ」派の信者を逐出したる耳ならず其命に背いて再び本國に來りし者二人を執へて死刑に處したるとあり之を依りて或は彼等を痛く罵詈する者あり



る耳ならず余も亦た其舉動を賛成せざれども然る當時の習慣風俗殖民地の情況および其放逐せられし者の實情を回想する時の苟も非難すべからざる所なれなしと爲ざるあり。

第二項 其他の殖民地

「ビユーリヤン」派の者の概ねニューイングランドに移住したれども其他中央の海岸また南部の海岸に移住する者もありたり。

〔第一〕ニューヨルク、ニューイングランドの西南に在る殖民地をニューヨルクと云ふ此の地に移住する者の原和蘭人にて其教會の和蘭の長老教會を移せるものあり又ニューイングランドの信者の如く堅くカルウインの神學を守りたれども其風習の左のみ嚴重ならむ然るも同世紀の中頃英國人の其殖民地を奪取りて初めてニューヨルクと名附け而して此地に監督教會を設立せり之に依りて爾來二教會(英和)の相借お熾昌あり。

〔第二〕ペンシルベニヤ、ペンンの英國の貴族にて信仰篤き「クエーカー」派の信者あり嘗て國王よりニューヨルク南隣の地所を賜はりたれば自ら當時迫害

せられたる多くの信者を率ゐて其地に移住せしめたり又同世紀の終頃に至り何派の信者も亦て悉く此地に移住することを許せり。

〔第三〕メリーランド、此の一地方を限りて羅馬教徒の移住することを許せり是れ於て羅馬教を信する華族等のペンシルベニヤの近隣に止まりて其地の信者を移住せしめたり其後新教の信者も多く移住せしを以て監督教會を設立し今亦盛んなり。

〔第四〕フルジニヤ、フルシニヤのメリーランドの南に在り最も早く開きたる殖民地にして乃ち紀元一千六百七十年に開きたるものなり此地方に移住する者の多くの商業の爲め來れる者されば不品行の者甚だ多し其の教會の監督教會あり。

第十一時代 第十八世紀

第十八世紀中最大の出來事として(甲)の不信仰の事(乙)の英國にて活潑の信仰復



活の事是あり就中(甲)の英佛獨の諸國に於て甚ぶしき不信仰起れり其情況の國  
 およりて異なれば已下將お詳記すべし(乙)のウエスリー及び其徒の働きおより  
 て英國おての活潑なる信仰回復し其信仰回復の結果の最も廣大おして著明も  
 のなり。

第一章 羅馬教の行ハる、諸國の實況

羅馬教の實況の當世紀お至りて左のみ變化せしとなければ本史お記すべき諸  
 點の(一)の耶穌會社を廢せし事(二)の埃地利國にて皇帝が教會を改良せんと試み  
 し事(三)の佛國おて不信仰起りし事又た幾分か之お干係して佛國お大變化の生  
 せし事是あり。

〔第一〕耶穌會社を廢せし事、此の會社の前回到述べたる如く新教お反  
 對して羅馬教を保護し隨つて他國お至るまで基督教を弘布せんが爲お大お力  
 を盡し又た何處まで法皇の權威お服従する精神より成り立ちたるものなれ  
 ども其精神の次第お衰へ種々の理由よりて大お耻辱を得たり今よりその數  
 例を示さん(一)濫りお各國の政治お干渉し或の政治を改良せんと欲する愛國の

士お反對せしを以て彼等の爲お大お怨望せられし事(二)印度および支那お傳道  
 するの際其擴張の方法を容易おらしめんが爲に大お偶像教の形狀お負けたる  
 を以て非常の耻辱を受けたり乃ちトミニシ派の傳道士ありて是等の事を法皇  
 お以て聞したるが爲お法皇の直ちおその惡風を禁じたれども彼等の法皇の命令  
 お従のざりしが漸く法皇の最も嚴しき命令の爲に負けたり(三)宗教を重んずる  
 精神の次第お衰ふると共お外國の商賣上お干係する社員あり之が爲に大お  
 負債を生せしを以て他の商人より怨恨を受け債主より非常お督促せられ  
 又一般の人民より大おある耻辱を得たり(四)種々の不品行の爲お大お評判を汚  
 し且つ羅馬教會よりも自ら己れの會社を重んずる精神を起したるを以て遂お  
 監督も法皇も悉く其會社お反對するお至れり又紀元一千七百五十九年に葡  
 牙國の大臣すなわち國政を改良せんと欲する愛國者の徳徳およりて其國王の  
 此の會社の社員を悉く國外お放逐し且つ彼等を船お搭載して速かお羅馬に送り  
 還へし再た本國內お入ることを嚴禁せり夫より凡そ八年を経て佛蘭西西班牙  
 國の政府も之と同じく此の社員を國外に放逐せり乃ち佛國おて國王及び監督



が此の會社の惡風を改良せんと欲せしむその社長之に答へて若し此儘にて存  
 在することを欲せざれば寧ろ全く廢する如かずと云へるを以て遂に此の舉及  
 びしあり夫のみならず紀元一千七百七十三年に法皇の葡萄牙、西班牙、佛蘭西政  
 府の勸諭に應じて嚴しき法令を發し遂に此の會社を全廢するに至れり然れど  
 も法皇は此の社員の隱惡狡猾あるを曉りたれば若し是の法令を發せば我れ必  
 す彼等の爲に殺さるゝあらんと云ひしが果して其の如く翌年毒殺せられたり  
 然れども此一事は彼の社員が果して爲したる所爲あるや否や確証あるは  
 ざるあり却説當時該社員の凡そ二萬人あり彼等の今や羅馬教流行の諸國より  
 逐ひ出されたれば止むを得ず新教および希臘教の行はるゝ諸國に遣れ去りた  
 れども紀元一千八百十四年に至り法皇の再たび詔を出して此の會社に自由を  
 與へたれば現今凡そ一萬人計りの社員ありと云ふ

**〔第二〕奧地利國** シュエッ帝の紀元一千七百八十年に其母の後を嗣ぎて  
 位に上れり帝の改革進歩自由等を好む人にて即位の明年詔を下し新教の信  
 者に自由を施し自ら國內に在る羅馬教會の政治を奪取り又法皇が本國內の事

柄に關涉することを禁じ又禮拜を爲すものに必ず國語を用ふべきことを命じ自ら學  
 校をも獎勵せり蓋し是の法律をして長く行はしめば奧地利國の教會の眞正の  
 獨立を得しならんを惜むらくの帝の願は九年を経て死したるを以て此の改  
 革も全く水泡に歸せり

**〔第三〕佛國よりの不信仰** 佛國に於ての之より前年已に羅馬教に反對  
 する者少からざりしが此の世紀に至りて不信仰の最も盛んを流行し或は基督  
 教を棄て或は宗教を全く棄つる者あるに至れるに佛國を以て嚆矢とす抑も前  
 述の如く第十七世紀に至りて彼の壓制王ルキ十四世位に上り所有殘酷を盡し  
 て新教徒を迫害したれば之が爲に殺され或は他國に遁走し僅か本國に遺れ  
 る者の隠れかゝり一致して宗教を保ちたれども其熱心の次第に衰へ果てたり是に  
 於て羅馬教の全く勝利を奏したるもの、如く見ゆれば是の如き壓制勝利の  
 結果の實に不信仰の著しき原因と云ひざるべからず乃ち眞實の基督教を曉ら  
 ざると又羅馬教に反對する精神とを以て全く基督教を棄つるの精神を起せり  
 夫のみならず羅馬教の神學者も是等の不信仰に反對して基督教の眞個の精神



を教ふるに能はざりし也又同世紀の中頃に至り百科全書廿一冊を著せしとあり其著者の敢て宗教に反對する目的ある非ざれば神の存在を教へたれども其實の基督教を嘲けるを以て又基督教の証據を輕蔑するを以て大に世人の不信仰を勵せりさて此の百科全書の著述に干係せる者の中當時佛國著名の文學者ウォルテアある人あり紀元一千六百九十四年より全七百七十八年まで氏の三十二歳の時より三年間英國を止まりて大に英國の自由を好み又英國の自然教徒と交はりて其人より不信仰をも併せ學へり歸國の後ち百科全書の著述に與し又其他の著書を以て大に文學を達したり氏の著書の最も時好み適ひたれば其評判の單に本國を止まらずして歐洲各國に散布せり之より先き彼のイラスマスが諸國文學の王ありし如く氏の彼を勝りて感化力ありたり又大に壓制を忌嫌ひ嘗て政府が漫り死刑に處せし新教徒を助くるを以て實に稱すべき精神を現はしたりしとありしが唯だ羅馬教の壓制に反するのみならず一般の基督教も反對して其証據を嘲け罵り成るべくだけ不信仰を奨励せり然れども其死後不隨んで自ら美しき葬式を受けんと思ひたれば其生前偽りの

りて信仰を言認のせり同世紀に今一人の著述家ありルソーと云ふ氏の初め新教の信者ありしが中頃羅馬教に轉じ後ち復た新教に歸入せしが直接に基督教に反對するとあく却て大にキリストの性質を稱譽せり其有名の詞に云く若しソクラテースとキリストを比較すればソクラテースの死に聖人の如くキリストの死に神の如しと然れども氏も亦た眞の信仰なく又その感化力の基督教に反對するものなりしあり

〔第四〕佛國の大變革、佛國の人民は長く國王を首め其他の華族および監督等の束縛壓制を受けて毫も自由の權利なかりしが今より凡そ百年前すは紀元一千七百八十九年を以て大變革を起し一般の人民の相與に團結して先づ國王を廢し華族を國外に放逐し教會の所有を奪取て唯だ其教師の一定の給料を與へり爾來漸く宗教も反對する心を惹起して全く宗教を廢し基督教も干係する祝日を廢し日曜日を廢し之に代ふる十日ごとみ休日を取たり又美しき娼妓を智慧の女神と云て之を會堂にて敬ひたるが如き舉動ありしとの枚擧するに追あらず是に於てパリスの監督も自ら不信仰に陥り嘗て國會の



第二章 獨逸國

前に出て予の今まで宗教を以て衆人を誑惑したる者なれば今より以後全く此の宗教を棄て自由な事ふべしと約束せり又た其際新宗派起り自ら黙示を棄て、神と人とを愛すべしとの語のみを教ふる者ありしが此の宗派の直ち滅びたり其他佛兵の法皇の領地を奪取りて本國の領地と爲せし耳ならず遂に法皇を生得にせしを以て法皇の囚人の儘めて死せり然れども此の世紀の終頃に至りて彼のナポレオン一世の漸く國權を握り更ニ羅馬法皇の應援を藉んと欲したれば大に羅馬教を保護せり、

この世紀中獨逸國二個の著名ある事跡あり(一)「モーレヒアン」派の起りし(二)の不信仰の起りしと是より前述の如く第十七世紀に至りて基督教の教義を堅く守りながら活潑なる信仰の衰へたる神學者多くありしが全世紀の終りに及んでスエナ及びフランクの活潑の信仰を起し且つ熱心を盡して基督教の爲に働く精神を現はせりフランクの紀元一千七百廿七年を以て死したれども其働きの幾分か第十八世紀にも關係せり又同世紀の初頃スエナの説が就て大なる議論起りしとあり蓋し左程活潑の信仰またの基督教の爲に働く精神なきも猥り此の説を詭れる神學者あり又たスエナの徒の中にも幾分か熱心の説りたる者ありし故に正しく其過失を非難する者もありたり而して其のスエナの徒の次第減少したれども「モーレヒアン」派の起れるに即ちスエナの働きの結果と云つて可なるべし、

第一項 「モーレヒアン」派

〔第一〕迫害、此派の徒の原ボヘミヤ人あるジョン・ホッスの説を受入れ羅馬教の惡風と壓制とを棄て聖道を求むる者あり又改革の起りし時直ち新教を受入れたる爾來數十年の間ボヘミヤに於て改革の幾分か盛んを行はれ數十萬人の信者出來たれども彼の羅馬教熱心の國王が位に上れるを以て前記述べし如く之が爲に三十年間の戦争起り紀元一千六百廿年に國王の全く新教徒を勝ちて多くの新教信者を殺し又た多くの新教信者を國外に放逐せり其後本國に遣れる者の誠な少數の者にて或は山中に潜伏れて新教徒たるを匿くせり又之れども若し新教徒たるとの政府に露見するに及んで直ち迫害を免



る、と能のざる有様なれば時々相集まりて神を讚美するとも爲し難く又説教者も少なければ其熱心の早晚か衰へたり。

〔第二〕サキソニヨ移りし事(紀元一千七百廿二年) クリスタンダビデ

と云へる人あり初め羅馬教の信者ありしが後ち新教を轉宗し熱心おしてかつ篤き信仰を懐き潜かお新教の信者を訪問て其信仰を策せり前お述べし如くボヘミヤおての新教を守るべき自由なければ氏の數百人を導きて本國を離れ獨逸のサキソニヨ移り、マンシンドッフ侯の城外お於て僅少の地所を受け其處おて新お住宅を定めたり斯く彼等のボヘミヤより移住せし者おれども自ら「モーレピアン」派の徒と呼べり其後ち諸方より之と同一の篤き信仰を懐ける者數百人此地お集來りたれば同侯の導きおよりて其人々を新「モーレピアン」派と稱せり然れば此地お於て現今「モーレピアン」派の徒お二類ありと云ふべし(一)のボヘミヤのホッスの教義に基ける者(二)のマンシンドッフ侯の導きお依れる者はあり。

〔第三〕シンシンドッフ侯(紀元一千七百年より全六十年まで) 侯の高爵

の華族の子なりしが幼おして其父お離れ其母の再び他人お嫁したるを以て侯の其祖母お養育せられたり却説その祖母ある人のスベナの親友なれば其精神を以て侯を教育せり侯も亦た幼少の時より不思議おもキリストを愛する精神あり即ち四歳の時より其友人お書簡を贈れる如く主キリストお書を贈りてキリストを愛するの真情を現はせり又十歳の時ハレーの學校お入りてフロンケの弟子と爲り爾來日夜その説を聞きて益々精神を策ませり故お侯の周旋およりて起りし「モーレピアン」派の實おスベナ、フロンケの働きの結果と云つて可あるべし侯の大學卒業の後ち自家の宿望お倍けども其親戚の依頼お應じて歐洲各國を巡遊しその風俗人情を査察し後ち本國お返り廿二歳おして官途お即けり其在職中嘗てボヘミヤより遁れ來れる新教徒を受け彼等お其城の近傍の地所を施して住しめたり夫のみならず次第おその信者の精神お感動し自ら此の信者を保護するの外更お大事あるとあしと思惟し廿七歳の時官途を辞して専ら其信者を保護する一事お力を盡し終身その財産と時間とを費して相與に働けり其後ち按手禮を受け自ら説教を爲すおも其説を宣傳へ又諸方を



巡りて有志者を募集せり。サキソニ政府の十三年間侯を國外に放逐したれども侯の毫も之を顧みず。更ニ歐洲各國を巡り、又米國に移りて「モーレピアン」派の會社を設けたり。侯の終始一徹熱心を以てキリストを愛する者なり。或ハ讚美歌を作り、或ハ説教を爲し、或ハ種々の書を著し、以てキリストの榮光を現はし、又「モーレピアン」派の説を主張せり。

〔第四〕「モーレピアン」派の擴張、此派の中心は今モハシンシンドツン侯の城にてありしあり。此徒之現今獨逸一國に限らずして、英米諸國にも散在せり。初め侯の意ハ決して新宗派を組み立つることを欲せず。唯だ有志者を招集め相互に助合ふを以て信仰を策まし、熱心を起さんとせるハ在りしが、意外にも此の會社の一個の新宗派と爲れり。其員數ハ左程多からず、凡ぞ三萬人許りなれども、その感化力ハ決して狭少ならざるあり。特ニ彼等の教育ハ力を盡し、良き學校を興し、衆多の人を正道に導くを以て大なる働きを爲せり。

〔第五〕其風習及び信仰、此派の徒ハ教義よりも、寧ろ活潑なる愛心を重んじ、たれば、特ニ自ら信仰箇條を編成すると云く、唯だルーテルの信仰箇條を奉せり。

り、又讚美歌、特ニキリストを稱賛する讚美歌を多く作り、音樂を以て神を讚美することを大切と思へり。又原の一般の人々と共ニ雜居することを厭ひ、唯だ其徒の風俗のみを守れる村落を造りて住居せり。其教會にハ監督おれども、其監督ハ政治を任せず。唯だ衆議より撰ばれたる長老ハ其支配の權を與へり。又十年ごとニ萬國同派の會議を開き、一般の會社ハ干係する事件を議定せり。蓋し想ふハ此派の徒ガ篤き信仰を懐けると、活潑なる愛心あるとの實に稱すべき所なれども、恐るハ幾分か過てる風習もありたり。乃ち牧師を撰擧するハも妻を娶るハも、錢を抽きて其事を定むると是れあり。然れども是の風習ハ多分消亡せり。

〔第六〕傳道の熱心、此派に於て最も衰へべき一事ハ外國ハ基督教を傳播するの熱心是あり。之より先き已ニ他國の殖民地ハ道傳へる傳道會社の設けられども、其殖民地ハ拘へらずして、獨ニ他國の異教徒ハ基督教を宣傳へるとハ新教の教會中、此派を以て最初とす。彼等ガサキソニ移りてより、未だ十年を出でざるハ二人の傳道者ハ亞米利加の諸島ハ出て、其土人の爲ニ基督教を傳へたり。彼等の毫も辛苦を厭はず、艱難を怖れず、彼の北方の寒冷肌を裂くの國々ハも



又炎熱金鐵を鑄かすの島々あり又野蠻猛戾の人類あり全力を盡して働きたり是故本國に於て得たる所の信者よりも他國に於て得たる所の信者の員數に殆んど前を倍するの多きに至れり又亞米利加の嶠々あり西印度多きの信者出來しを以て紀元一千八百八十九年より其地方の教會の傳道會社に屬せずして傳道本局と爲すと決定せり此派に於ては同年より四個の本局を有せり即ち獨逸英吉利亞米利加西印度の諸嶠是あり

第二項 不信仰

此の世紀の中頃る不信仰の獨逸の神學者中ふる流行せり此の不信仰の佛國の不信仰と同く幾分か英國の自然教の基づきしものなりしが其結果の大佛國と異かれり蓋し佛國に於て不信仰の基づきしものなれば各其の壓制を辨駁するのみあて基督敎の教義証據論等を論難するの學力ある者なかりしが獨逸に於て不信仰の冷却せし者の多くは神學者なれば各自その學力を恃みて其説を論せり彼等の直接に基督敎を棄つるともさきも唯だ人知を重んじ道理を貴びて全く奇跡等の事を棄てたり其説によれば福音書に記せる奇跡の唯だ誤謬のみ

なりと云へるは在り神學者の専ら是の如き説を述ぶるのみならず説教者も亦た活潑の信仰あれば教會の牧師と爲りても唯道德上の事のみを教へり獨逸國教會の情況は同世紀より第十九世紀の初頃に至るまでは是の如き憐むべきものあれば彼の「モーレヒアン」派の信者の外更らば活る信仰を守り神の默示を信じキリストが神の子なる救主たることを信する者甚だ少かりしあり

第三章 英吉利國

當世紀に英國普通の歴史上有名なる出來事は左のみ之れならず唯だ當世紀の終頃に臨んで印度の領地を奪取りたるを以て大に英國の榮光を加へたる一事に之れなり然れども教會史上より考察を下す時二個の感すべき所あり一は幾分か獨逸の「モーレヒアン」派と同一のものにて信仰の復活せしと二は不信者の論および信者の辨証是あり

第一項 信仰の復活

〔第一〕宗敎および道德の情況、當世紀の初頃る英國にても宗敎の非常な衰退せし情態にて特は高位の人々の中ふる基督敎を度外視し自ら宗敎の消



滅せり杯と公言せる者さへありたり是故に牧師の中あても或の説教の務を怠り或の唯道徳上の事のみを教ふる者多くありたり然れば人口の漸々増殖すれども新會堂を設立するとなく禮拜のあれども是處に集まる者甚なし而して英國教會の牧師中ふのシニヤスの説大に流行し又他の教會の牧師も多くの前世紀の精神を失ひ不品行の大に流行し上下各に廉耻を忘れて淫亂放蕩を以て事と爲せり又罪人を罰する法律の頗る嚴なれども盜賊の非常も多く之れありて旅行の困難の最も甚だしきものあり其他大學へても信仰を嘲け罵り或の偽りて教會の儀式を守り或の放蕩等を爲して浪りお時間を費す者多かりき

〔第二〕シモン、ウエスリー幼年、當時英國にて信仰を回復する爲に働かし者幾人もあれども就中最も大傑傑と稱すべき者のシモン、ウエスリーなり氏の紀元一千七百三年お生れ全九十一年に死せしを以て其生涯中の出來事の概ね此の世紀中お含蓄せり父の其邑の教會の牧師おて十五人の子女を擧げしが其衆多の子女を養育し且つその教育を爲せし者の即ち其母なりしあり其母之熱心おして篤き信仰ある婦人なれば一定の方法を以て衆多の子女お學問

および宗教上の事をも教へたり氏が六歳の時嘗て火災お罹り父の家も全く延焼せり其際雙親の俄かお身を起して悉く其子女を携へて戶外に遁れ出でたりしが其中一人のシモンが猛火の中お遺れるを見たれども直ちお家中お入ると能はず又梯子とて之れおりしを以て其父の人々の肩お上りて窓よりシモンを拯出せりと云ふ

〔第三〕大學校よ入りし事、氏の中學校を卒業して後ち有名なるオクスフォードの大學お入校して大に學業お進み卒業の後ち二年間其父を補佐して牧師の職務を爲し夫より大學の教師と爲れり時お年廿六歳あり其大學お在るや特志の生徒を集めて一の會社を設置せり其社員中お其弟チャールズあり又有名なるホイットフィールドもありたり却説此の會社の目的の宗教を重んじ各自の救を全ふし又相互お助合ふてキリストお敬ひ事ふるお在り前述の如く當時是の如き宗教上お熱心ある生徒は實に晨星の如く甚だ數かりしを以て是の會社の徒は人々より非常の賤罵を受けたり然れども此の社員の種類の有利益なる書籍特おケンピスの「キリストお傲ふ」と云ふ書およびテューラの「聖生命」



と云へる書を読みし耳からす更お嚴かなる規則を設けて禮拜を爲せり乃ち毎日九時十二時三時お祈禱を爲し水金兩日おの十二時より一時までキリストの十字架お就て黙考するともあり又日曜日おの三時より四時までケンピスの著書お就て考案する風習あり故に他の生徒の益々此の徒を嘲け一定の方法を以て禮拜するの徒即ち「メソヂスト」と云へり是を「メソヂスト」派の起源とす此の徒の是の如き規則を以て祈禱と禮拜を爲す耳ならず其他病人を慰め囚人を見舞ひ貧人を扶くる等の事を以て自らキリストお事ふるの精神を表はせり其中お就て最も著明なる一例を示さバウエスリーは初めの第一年間おの一百五十圓の給料を受けたりしが其中四百四十圓を自家の爲めお費し自餘の十圓を他人の爲に費せり其翌年おの三百圓の給料を受け又其翌年おの四百五十圓又その後おの六百圓を受けしが尙ほ初めの主義を變ずるとおく毎年第一年と同じく自家の爲めお百四十圓を費し自餘の悉く他人の爲めお費したり又身体頗る強健なれば毎朝四時お寢床を出て聖書を研究し其他種々の勉強によりて大お學術お進歩せり

〔第四〕米國の航海し事、氏の六年間大學お在りて教師の職務を負ひしが嘗て米國の殖民地を設けし者の依頼お應じて立地お其職を辭じ自ら宣教師と爲るべき思想を佩びて米國に移りしが其航海中おも一定の規則に従ふて聖書を研究し又獨逸語を學び其乗客お基督教を傳へ又困難の時おも信仰を以て忍耐する英氣を養はんが爲めお臥せるおも蒲團等を用ひざりしなり同じ乗客中お「モーロピアン」派の信者多くありしが其中お後日同派の監督と爲りし者一人ありたり嘗て海上大風お遇ひければ乗客多くの恐怖で顔色を失ひたれども「モーロピアン」派の信者の毫も恐怖る状なく唯だ萬事を神旨に任せ從容自若として靜かお神お祈禱を上げり氏お米國お止まると三年其際土人お道を傳ふるの機會おく唯その殖民地教會の教師と爲りたれども終始其會員と折合ざれり三年の後お本國お還れり

〔第五〕其改心の事、氏の少年の時より慈母の愛心およりてキリストの道を學び後お嚴かなる規則お従ふて自らキリストお事へたれども未だ充分お心中の平和を得ざりしが嘗て「モーロピアン」派の信者が篤き信仰と恐怖なき喜悅



を懐けるを見て予の未だ神の恩恵を飽まで味へざる者ありとの心を起し、歸國の後「モーレヒアン」派の信者と交り、又獨逸に航り、マンマンツフ侯の面會して其説を聞き、夫より本國へ還り三十五歳にして尙ほ未だ安心を得ざりしかば自ら全き救ふ與かるの喜びを求めんが爲め一日「モーレヒアン」派の信者が集まりし所へ尋ね往きたり、其集まりし中何人かルーテルの羅馬書註解の總論を讀むを聞き、信仰を因りて義と爲らるゝとに感じ、其時始めて自家の功勞を待みとするとなく、唯だキリストの大恩を因りて全き救を受くべきことを曉り、靡然として全き平安を得たり、蓋し是等の経験の幾分かルーテルの経験と類似したる所あり、乃ちルーテルの如く氏も亦た青年にして大學を卒業し、功勞と苦行とを以て救を全ふせんと欲し、又ルーテルの詞を感じ、信仰を以て義と爲らるゝの救より漸く全き喜びを得たり、又ルーテルの如く後ち勇氣と熱心とを盡して自己の経験を基づける事を以て、救道を教へたり、蓋し是等の事跡を以て氏の改心と爲さば、氏之より先き信者ありしかどの疑を起す者あれども、然らば、氏の前への僕の如くしてキリストに事へたりしが、之より以後の子の如

くキリストの慈愛を充分に味ふ者と爲りたるあり

〔第六〕ウエスリー及びホイットフィールドの説教、右に記せる如く

一たび全き平和を心中に得るや、直ち説教を爲して衆人を道に宣傳へたれども、當時教會の牧師は是の如き熱心を好まざれば、公けに教會を説教することを允されざるを以て、氏の大に困却したりしが、ホイットフィールドの誘引により漸く教會の外へ出て説教するに至り、即ちホイットフィールドの大學卒業の後、米國へ移りて數ヶ月の間働きたる後、本國へ還りて熱心な説教したれども、會堂にて説教する機會をかりければ、其翌年の二月頃、西の方へ出て青島の下に多くの曠夫を集めて説教せしとあり、乃ち是等の一人々の固より會堂の禮拜に詣でしとなければ、通常の説教さへも聞きたることをし、然れば、ホイットフィールドは其邑に出て大庭の下へ自ら熱心を盡してキリストの恩恵を宣傳へたれば、曠夫等凡そ二萬人計り相集まりて、其説教を聞き、中にも前罪を悔改めて直ち信者と爲れる者ありたり、然るにウエスリーの少年の時より教會の規則の必ず守るべきものなりと信じたれば、ホイットフィールドの説教の事を聞きて、是は無



方の舉動みてのあらざるかと思ひたりしが漸く神の恩祐を得て躬ら其模範を倣ひ大虚の下にて説教を爲し何人も皆神の恩恵を宣傳へければ衆人その熱心を感じて説教を聞く者甚だ多く又氏の一地方に止まらずして諸方を巡り全國に其教を傳へり又氏の舊里に還りたれども其會堂にて説教すると能はざれば一週間自ら父の墓邊に立ちて説教し或は會堂の前にて説教せり然れば是の如き熱心の説教を聞かんと欲する者續々諸方に出て來たれば氏が一身を以て是の希望に應ずると能はざるを以て特志の者を撰み按手禮を授けざる儘めて其人を傳道に遣はせり是等の一人々の勿論監督教會の監督より按手禮を受けざりし故に爾來數年の間「メンヂェスト」派の傳道者も多くは按手禮を受けざる者あり然れば此派の牧師は多分按手禮を受けられども現今なは按手禮を受けざる傳道者も多く用ふる風あり

〔第七〕組を設けし事、暫時「モーレヒアン」派の徒と共に働きたりしが何れも活潑ある信仰を有すれども其働きの方法の幾分か異なるを以て後「モーレヒアン」派を離れて特別に働くこと爲れり又氏の彼の「メンヂェスト」の如く

新宗派を組織する心あるが非ず唯だ活潑の信仰を起さしめ信仰ある者を助けんと思ひしなれども彼の「メンヂェスト」派と異なりて氏の働きのよりて出來たる信者の甚だ多く其信者の間に數ヶ處に限らずして諸方散居せしも尙ほ新教會を設立するとなく氏を首め其徒の皆英國教會に屬せり然れども氏の自ら信者の熱心を策まし又その品行を世話せんが爲に諸方に組を設けて屢々其組の爲に集りを開きたり之に依りて各組の信者の英國教會の會堂にて晩餐禮を守り後ち各自の集場を於て特別ある集まりを開て相互に談し合へり又氏と三月月ごとく各組を巡りて其會員の行爲を調査し道を守れる者への勸符を與へて之を策まし道より迷へる者あらば之を擯斥し其後ち漸く其組の増加せしが爲め氏の一身を以て之を負擔するに能はざるに至りければ其組を世話する者を撰立せり現今なは各地方の諸教會を世話する長老ある者あり又何處かの集場の負債償却の爲に各組の會員の日曜日ごとく寄附金を投じたれば氏の大小此事を聞て賛成し爾來各組の中にて更なる小組を造り一組を凡そ十人計りとし各自その組に集まりて相互に助け合ひ又凡ての會員の行爲を世話する等の



事を爲さしめたり此派は於て今なほ同風を存せり、

〔第八〕英國教會より離れし事、前述の如く氏の新宗派および新教會を立つることを忌嫌ひたれば唯だ英國教會の會員中特志の者を集めて信仰を策勵さんと思へり然るに會員の中おの信者の増加と共に獨立の教會を設立し己れの牧師を撰び己れの集場をて晩餐禮を祝せんと欲する者多くありたれども氏の長く此の人々の希望を反し且つ紀元一千七百四十五年お監督より按手禮を受けざる者の決して教會の大禮を祝すべからざることを諭せり然れども其説の漸く變じて通常の牧師おても按手禮を行ふて不可あしとの説を受入れるに至れり又嘗て米國お傳道者を遣はしたりしお追々信者の増加する情況おれども差し當り牧師おきことを慨へ氏の自ら或人お按手禮を施して其人を米國メソヂスト教會の監督と爲せり是の如きの大お英國教會の規則お違ふとなれば必ず英國教會より離るべきことありまかども氏の死するまで英國おて「メソヂスト」の傳道者お大禮を行ふことを允さざりしなり氏が死お瀕みて人お語りたる言お我の生れてより死お至るまで英國教會お屬する者ありと然れども氏の死後メ

ソヂスト」教會の牧師の自ら教會の大禮を行ふお至りて全く英國教會より離れたり、

〔第九〕ウエスリーの働き併お其教義、

健全の人なれば毫も其身の疲勞を厭はず日お夜を繼ぎて傳道し信者の會社を世話して奇妙ある働きを爲したりこの時代おの勿論鐵道の設けおければ氏の常お馬お跨がりつ、年々英國全國および蘇國の諸方を巡り毎日二三回若くは四五回づ、説教を爲し又その旅行中馬上おて書を読み又た註解或の説教集またの其他の書を著しして多く出版せり然れば氏が終身旅行せし道程を概算すれば凡そ十萬里程おて全地球を五週經廻するお足れり又その説教の度數の凡そ四萬回なり氏が是の如き傳道お從事してより以來數年の間人々氏を罵る耳あらず更お謀反を起して其の傳道者を責むる者多くありたれども傳道の善果の次第お現おれたれば其傳道お進ふ精神の大お減少せりウエスリーの教義のアルミニアスと同説おればカルウインの神學を大お嫌へり乃ち和蘭の神學者アルミニアスと同じく人間の自由責任また神の恩恵の廣大なることを教へたり



しが恐く和蘭人ふ勝りて人間の罪の大なるを聖靈の恩祐の必要なるを教へ、且つ二個の新説を述べたり(一)の確信是あり乃ち眞の信者たる者の心中、聖靈の恩恵を味ふを以て確かなる望みあると(二)の完全是あり乃ち眞の信仰を以てキリストに依頼する者の此世に在る間の弱き者、過失を犯るゝとあるも、眞情を盡してキリストを愛し、又キリストの恩祐よりて全く罪を棄て、且つ自恣を犯さざるに至るべしと云へり。

〔第十〕チャールズ、ウエスリー(紀元一千七百八十八年まで併  
 ムフレッツナル(紀元一千七百廿九年より全八十五年迄) ナヤール、ウエス

リー、ウエスリーの弟、同教育を受け、大學生在るの「メソヂスト」と云へる會社の社員と爲り、兄と同一の精神を以て終身同様の事業を爲して、働けり、而して氏の大事業との讚美歌を作るとあり、氏は實に讚美歌を作るお不思議の妙力ありて、非常にお多く、即ち六千有餘の讚美歌を作り、其死に垂とするの時、亦た一首の讚美歌を作れり、然れどもこの讚美歌は當時英國教會にて行はるゝものとの異なりて、キリストを愛する眞情を顯はすものなれ

バ人々の感動を起さしむるお尤も力あるものあり、然れば氏の讚美歌の信仰を起し、愛心を勵ますお於て、恐く兄の脱教お歩を譲らざるの妙力を有するものあり、然れども是の如く居多中、勿論左程傑作ならざるものもあはれ、其全体より眺むる時の實に妙作と云はざるべからず、中お就て尤も著名あるもの、現今日本語に譯せる「おがたましひを愛するイエス」(第五十二番)と在る是なり、却て「ジョン、ウエスリーの新しき組長と爲り、チャールズ、ウエスリーの讚美歌を以て人々を感動せしむる者なりしが、其徒の中お清潔を愛する心を以て尤も著名なる者」(フレッツナル)あり、氏の瑞士の人なりしが、青年の時、嘗て兵卒と爲らんと思ひ、船お搭じて旅行せんと欲するの早朝、過つて傷を受けたれば、意の如く旅行すると能はず、且つ自ら乗らんと欲せし船、洋中お破壊し、乗客の咸く溺没せり、氏は是の如き不時の出来事の爲、兵卒と爲るべき機會を失ひ、たれば、其後、英國お移りて、英學を修め、或る學校の教師と爲りしが、廿二歳の時、ウエスリーの徒に遇ふて、始めて信仰を起すお至れり、氏の斯く信仰を起し、又屬々、ウエスリーの勸諭およりて、教會の牧師と爲り、卅一歳の時、また或る邑の牧師



と爲りて終身其處に働けり嘗て厚給を受くる教會の牧師と爲るべき機會あり  
 たれども氏の其厚給を慕ふ心あければ却て薄給にて働きの多忙ある教會の牧  
 師と爲りたり又諸方を巡廻することを好まず唯その邑に住して邑人の貴賤を問  
 はす只管親切を盡してキリストの恩恵を傳へ大なる邑人を補益せり又愛心  
 と熱心と清潔とを以て眞の信仰の果を現し多くの人々をキリストに導けり

〔第十一〕ホイットフィールド(紀元一千七百十四年より全七十年迄)

會社を設けて之を支配するに足るべき大豪傑のシモンウエスリーなり讚美歌  
 を編成して人を感動せしむ力ある者のチャールズウエスリーなりしが辨舌を  
 以て衆人を導く妙術を得たる大説教者のホイットフィールド如く者あか  
 るべし氏の或る旅宿店の子にして幼少の時父を死別れ後母の養育よりて  
 成長しつ、日夜旅客の給事を爲せり其後大學校に入りたれども固より貧困  
 されば其處にて生徒に給事するを以て僅かに月謝を拂ふとを得たり其大學  
 在るの日嘗てウエスリーの知己と爲りて「メソヂスト」會社の社員と爲れり氏の  
 初め苦行を爲して救を全ふせんと欲する目的なりしりとも其後救道の自由

あるとを曉りて始めて至き喜びを得たれば同校卒業の後終身力を福音傳播  
 の爲に盡せり而して前記述べし如く當時會堂にて説教するの機會あければ嘗  
 て鐵夫等を招き集め大空の下にて説教し又之を以てシモンウエスリーの模範  
 と爲れり氏と齊に英國を巡廻する耳ならず七度米國に航り諸方教會を巡り  
 て大に其信者を勵せり自ら書を出版することを爲す又氏の説教集を聞するに左  
 のみ驚嘆すべきものにて見ゆざれども活る口舌を以て人心を感動せしむる  
 の妙力あるといふ古來氏の右に出づる者として一人もあると云ふし就中その一例  
 を擧ぐれば米國有名の理學士フランソンの左のみ信仰なき人ありしが屢々  
 氏の高評を聞きたれば一日その説教を聞かんと欲して赴けるにホイットフイ  
 ールドの先づ壇上へ登り預め説教の畢りし後孤兒養育の爲に寄附金を募る  
 べきことを報告したればフランソンの之を聞いて一錢も投與せざるべしと決心  
 したりしが稍其説教を聞き及んで自ら以爲らく我れ彼の孤兒の爲に僅かに  
 銅貨を與ふべしと夫より暫らく説教を聞き及んで又以爲らく是の如くされ  
 ば我れ些細の銀貨を與ふべしと次第に其説教を聞き及んで大に感動心を起



し遂に當日所持する所の金銀貨に至るまで悉く囊底を竭して之を與へたりと云ふ。ホイットフィールドの種々の傳道よりて氣力漸く衰へたれども死に至るまで決して休息することなく、只管愛心を盡して道を教へり或る夜説教を爲し畢り夫より友人の家へ還り將に寢室へ入らんとせし時その家族の氏に一言の勸めを爲さんとを請求したるを以て氏の手燭を取りて寢室に入らんとするまゝ能辯を盡して神の恩恵を演べたれば家人の欽慕一方あらざりしを以て燭火の全く竭くるに至るまで説教を爲し夫より漸く眠み就きたりしが夜半俄爾死せり氏のウエスリーと異なりてカルウインの神學を受入れ二人ともに同精神を以て同福音を述べたれども其信者の自ら二派と爲れり又或る高位の婦人の親好よりて數個の會堂を建設し其教會の英國の獨立派へ属せり氏の説教およびて多くの信者出來たれども多くの別に教會を設けず活る信仰を以て他教會へ加入せり。

〔第十二〕其説教の結果、ウエスリー、ホイットフィールドの説教によりて英國宗敎上の情態の大變化作せり其一の「メソヂスト」派の起れると是なり

ウエスリーの死せし時英國にて同派の信者七萬人計りあり又他國に於ても概ね之と同数の信者ありたり夫のみならず英國教會の中へても大なる信仰を奮起し本教會を離るゝとなさむ同熱心を以て福音を宣傳ふる者甚だ多し其結果の今亦是存せり又且つその世紀の終頃る外國傳道會社を設立せしと恐く此の働きの結果と云ひざるべからず夫と同じく聖書會社を設置して聖書を出版し之を諸國へ輸出することも同じ働きの結果を歸せざるを得ざるあり又類書會社すなわち宗敎上の關係する有益の類書を出版する會社を設けしとも其働きのよりて起り安息日學校の諸邦へ盛んありしも幾分か同じ働きの結果なるべく又彼の悪しき奴隸商賣を廢すると盡力せし愛國者之と同精神ありてこの活る信仰を以て働かし者あり。

第二項 説教者併に改革者

〔第一〕ニュートン(紀元一千七百廿五年より全八百七十年まで) 右に述べたる有名の人の外に猶ほ同精神を以て英國諸教會の信仰を興す爲に働かし者尠からざれども咸く本史に列記すると能はず唯だ其中に就て已下將に數人の事



跡を述べんとす、ニュートンの青年の時嘗て水夫と爲り非常の放蕩を爲して神の聖名を汚し又た惡しき奴隸商賣に關わりて殆んど滅びお歸すべき者ありしが幸ひにして漸く神の恩恵を感じ罪を悔改り更なる程の時間を費して學文に進み後ち或る邑の教會の牧師と爲り後ち又ロンドン教會の牧師と爲り爾來自家の經驗を以て熱心神の恩恵を宣傳へ更なる其他の牧師をも奨励して大なる感化力を現せり又氏の讚美歌を作れり。

〔第二〕カウベル(紀元一千七百三十一年より全八百年まで)氏の牧師ありしすして詩人なりしが著名の讚美歌を作れり青年の時より身体虛弱ありしが嘗て帝國議會上院の書記に撰任せられたれば必き試験を受けざるべからず然るも氏の大小其試験を受くることを怖れて遂に氣疾を發せり其後ち再び撰舉せられたれども同様の災異に罹れり然れども尤も奇妙なる詩を作り又現今諸邦に用ふる讚美歌を作れり其中に就て最も著名なる日本語に譯せる四十一番併ひ百十二番是なり。

〔第三〕ウアツツ(紀元一千六百七十四年より全七百四十八年まで)氏のウエ

スリー・ホイットフィールドと直接の關係を有せざれども實に活潑なる信仰ありし人あり嘗てロンドン獨立教會の牧師と爲り十年の間其の職務を爲したりしが漸く身体衰弱せるを以て説教を止め其死に至るまで或る友人の家を舍りて専ら力を讚美歌の編成に用ひたり是時に至るまで讚美歌と云ふの全く詩篇を英語に譯したる者の外左のみ新作なく且つ其讚美歌の語に足らざるものありしが氏の之と異なりて詩篇を基づける新讚美歌を作り其他にも多くの新作あり蓋し米國の教會に於て用ふる全讚美歌集の一千四百首を編成したりしが其中に氏の著作に係るもの二百首あり。

〔第四〕ドリツナ(紀元一千七百二年より全五十二年まで)氏の獨立教會の牧師に兼て中學校長の職を奉せり氏も亦嘗て讚美歌を作れり其中に最も傑作と稱すべきの日本譯の百三十九番是なり又新約聖書の註解を著し又「二個人の靈魂中宗教の起源併ひ其進歩」と云へる一書を著しして大に英米信者の中其名を博せり。

〔第五〕トブレデー(紀元一千七百四十年より同く七十八年まで)氏の英國